

自治研ちば

JICHIKEN CHIBA

vol.7

2012年2月

「入札改革」社会的価値の追究と公契約

—自治研センター講演会より—

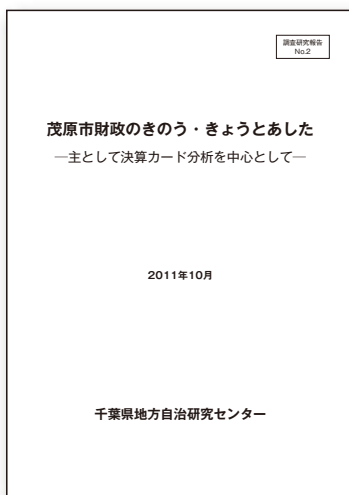


鴨川市 清澄寺

一般社団法人 千葉県地方自治研究センター

〒260-0026 千葉県千葉市中央区千葉港4-4 千葉県労働者福祉センター5階

TEL.043-246-0511



調査研究報告 No.2

「茂原市財政のきのう・きょうとあした
—主として決算カード分析を中心として—」
を発行しました。

ご希望の方は自治研センターまでお問合せ下さい。

自治研ちば

vol.7 2012.2

• 巻頭言	副理事長 佐藤 晴邦	2
• 自治研センター講演会・パネルディスカッション 「入札改革」社会的価値の追究と公契約	法政大学大学院政策創造研究科教授 武藤 博己 副理事長 法政大学法学部教授 宮崎 伸光 市川市副市長 遠峰 正徳 全建総連千葉県連合会執行委員長 鈴木 紘 理事 千葉県議会議員 藤代 政夫	3
• 地方自治と原発行財政 ―原発交付金と狭義の原発マネーを中心として―	理事長 井下田 猛	39
• 脱原発へ… 小さな一歩でも！	脱原発・市川市民の会 能登 甚五	47
• 液状化に強い街へ	千葉県議会議員（浦安市選挙区） 矢崎 堅太郎	51
• 東日本大震災と地方自治体の危機管理	東金市議会議員 水口 剛	55
• 連載：「房総の自治鉤脈」第7回	理事長 井下田 猛	60
• 連載⑥：数字で掴む自治体の姿	副理事長 法政大学法学部教授 宮崎 伸光	64
• 公共の担い手 生活保護受給者と社会的参加の場づくり	ワーカーズコープちば 専務理事 菊地 謙	79
• シリーズ千葉の地域紹介 鴨川市 「自然と歴史を活かした観光・交流都市」をめざして		82
• 新聞の切り抜き記事から	研究員 鶴岡 美宏	84
• 今期の入手資料	編集部	89
• 一般社団法人 千葉県地方自治研究センターの概要（会員募集）		90
• 自治研ちば既刊案内	編集部	91
• 編集後記	事務局長 高橋 秀雄	92



大震災から見た「人間の連帯」

千葉県地方自治研究センター 副理事長 佐藤 晴邦

普段、自分が当然のように、扱ってきたものが、何かをきっかけに改めて意識されるということが間々あります。

まもなく1年が経過しようとしている東日本大震災の直後に、そんなことを強く感じるがありました。大震災直後の甚大な被害の中で日本人がとった行動に対して、海外メディアから「災害の中でも規律が保たれている」「冷静に対応している」「『人間の連帯』が今も存在している」など、日本に対する称賛とも驚きとも受け取れるような反応が報道されました。

その当時、大震災を体験された方は、何も特別なことをしたわけでもなく、必死に当たり前の行動をとったのだと思います。自己中心的な人間が増えている最近の日本においては、助け合いとか思いやりの精神などといった日本の美德が失われているのではないかと悲観していた私としては、意外な感じを受けました。

バブル経済が崩壊した後、日本でも犯罪の発生が増加し、受刑者が増えすぎて刑務所が足りないという事態が起きました。法務省の犯罪白書を見ても、犯罪件数は1996年から増加し、今なお高水準と報告しています。以前と比べて、自分の身の回りに危険を感じている人は増えていると思います。

しかしながら、国連薬物犯罪事務所（UNODC）の統計によると、国連加盟192カ国の中で、日本は殺人、誘拐、強姦、強盗などの暴力犯罪の発生率は著しく低く治安がよい国となっています。「日本人が規律を保ち、冷静に行動し、連帯して物事を成し遂げられる」という海外メディアの反応に対して、昔ほどではないにしても、日本もまだまだ捨てたものではないな、という思いを強くしています。人間同士が連帯できるということ、助け合いと思いやりをお互いに保ち続けられる

ということは、社会にとって貴重な財産だと思います。

今の日本社会には、さまざまな解決しなければならない課題が山積しています。真っ当な雇用を確保し、医療・介護・福祉など壊れかけている公共サービスを再生し、人々が安心して暮らせるための社会的セーフティネットを拡充しなければなりません。もちろん、今ある公共サービスを時代の変化に対応したものに作り変えていくという作業は日常的に進めなくてはなりません。

しかし、国や地方のきびしい財政事情を考えれば、公共サービスが市民生活をカバーできる範囲には限界があることは目に見えています。さらに、人口減少と超高齢化という事態を重ねて考えると、地域での支えあいのシステムを強化するしか方法はありません。いま、地域での支えあいのシステムづくりにむけて、さまざまな草の根的な運動が広がっています。この流れを大きくしていく必要があります。

千葉県自治研センターが昨年10月にまとめた茂原市財政の調査研究の報告書の最後に、当自治研センター理事長の井下田猛先生は、市民と行政の協同作業によって「茂原市財政の“市民化”が達成されるとき、茂原市財政は根源的に蘇生するに違いない」と指摘しています。

地方自治体の財政について、市民の理解が深まれば深まるほど、そして行政と市民の信頼がより強まれば、不十分な公共サービスを支えようとする市民の動きは広がる可能性が大きくなります。結果として、きびしい自治体の財政を好転させていく良い影響を及ぼしていくと考えられます。人間の連帯をベースにした地域の支えあいのシステムがますます広がっていくために、千葉県自治研センターが進める諸活動がその一助となることを願っています。

自治研センター講演会・パネルディスカッション
(市川市生涯学習センターにて)

2011年10月23日

「入札改革」 社会的価値の追究と公契約

基調講演

講 師

法政大学大学院政策創造研究科教授 武藤

博己

(2012年4月より公共政策研究科教授)

パネルディスカッション

司 会

千葉県地方自治研究センター副理事長

法政大学法学部教授 宮崎 伸光

パネラー

市川市副市長 遠峰 正徳

全建総連千葉県連合会執行委員長 鈴木 紘

千葉県地方自治研究センター理事

千葉県議会議員 藤代 政夫

助 言 者

法政大学大学院政策創造研究科教授 武藤 博己

基調講演

武藤 博己先生

皆さん、こんにちは。ご紹介いただきました法政大学の武藤と申します。今日は入札改革をテーマとして、話をさせていただきます。後のパネルディスカッションでは、具体的な事例等のご紹介もあるかと思いますが、ここでは、主として理論的な枠組み、入札全体を見るような視点から、今日の現状と今後の考え方をお話したいと思います。

■公共サービスとは何か

最初に、行政活動の範囲はどういうところにあるのか、あるいは公共サービスとは何かについて考えてみたいと思います。

私の図式で言いますと、一番外側に「市民社会サービス」というのがございます。市民社会サービスというのは、私達が市場も含めてこの市民社会、私達が住んでいるこの社会が存続するために必要なサービス、あるいは、物の提供、供給、それを購入するサービスであり、電力などはその典型ですし、あるいは、贅沢品なども含めたそうした市場全体を、市民社会サービスと呼んでおります。

その市民社会サービスの内側に、公共的な提供が望ましいサービスがあるのではないかと思います。それを私は「公共サービス」と呼んでおります。この公共的な提供が望ましいかどうかという判断については、人によって違うと思います。

ある人は、コンビニはもう今や私達の生活に不可欠である。そのかつての村の万屋さんと同じように、生活必需品を購入できるような場所ですので、これは公共的に支えなくてはいけないと考えるでしょう。村からお店がなくなって、それを公共的に支えるというようなことも現実には行われています。ですから、東京のような所では、コンビニは市場に



任せればいいのですが、しかしながら、中山間地のむしろもっと山奥の、限界集落のような所に行けば、公共的にお店を支えるという必要も高くなるかもしれません。

あるいは、飯舘村に村営の本屋さんがあったということを、ご存知の方もいらっしゃると思います。この震災で影響を受けて、飯舘村自体が避難をすることになってしまったため、本屋さんも閉じましたが、直営の本屋さんです。

この市川市や千葉県内で、本屋さんを直営でやるということは考えられないと思います。十分市場で採算に乗るわけですから。いわゆる本屋さんは、市民社会サービスなわけです。ところが、飯舘村では本屋さんが直営だったわけで、公共的に支えるべきものだったわけです。

それはなぜかというと、村民の皆さんは図書館が欲しいという希望を出されていたのです。この建物の中に、図書館が併設されておりますが、この図書館を運営するというのは、大変な経費がかかります。したがって、小さな村では、図書館を運営することが不可能なわけです。そこで本屋さんを置いた。図書館の代わりに直営で本屋さんをやっている。

そういう意味では、図書館はなくても本屋さんがあることによって、村民の本に対するニーズが、ある程度充足されます。したがって、この公共サービスの中に本屋さんを

入れるか、あるいは村のコンビニを入れるか、地域によって違うし、人によって違うということになります。

ただ、私達が一人ひとり違ってそれほど大きな違いはないのですが、問題は自治体が、飯舘村がどう考えるか、あるいは、市川市がどう考えるか、千葉県がどう考えるかは重要ですので、政府が何を公共的だと考えるかは、私たちにとってかなり重要なことになります。

公共サービスの内側に、その自治体が重要だと思うことのうち、これまで法律や条例で、これは自治体としてやりましようと考えてきたのが、「行政サービス」になります。行政が責任を持つ領域ということです。

民間委託で提供されているサービスも、ものによっては行政が100%責任を持っているものがあります。認可保育所などは、保育の経費に関して100%自治体が持っているというわけです。100%といっても、もちろんその中には親の負担や国からの補助金も含まれます。したがって、行政サービスというのは、これは政府がお墨付きを与えた、政府がやらなくては行けないと考えた仕事だということになると思います。

さらに、その内側に自治体が重要な仕事だと思うものは、公務員に直接運営させるという方式を取るものがあります。義務教育であるとか、あるいは、この図書館なども直営でやっている所は多いわけですが、委託をしている所もあります。重要だと思われるサービスは、その公務員による直接的な提供を行ってきたわけで、これを「直営サービス」と呼んでいます。

全体として、その市民社会サービスの内側の中に、公共的に支えないと供給が滞ってしまうようなもの、これを「公共サービス」と言い、更に行政が100%責任を持つものを「行政サービス」、更にその内側に、公務員が直接提供するものを「直営サービス」と言って

います。

現代の特徴としてこれらのサービスが、どんどんこう膨らんでいることが指摘できます。今日、一番外側の市民社会サービスも広がっていますが、かつては自給自足に近い生活がないわけではなかったのですが、今やマンションに住んでいたら、自給自足なんていうのは、とても無理な話ということになります。

市民社会サービスに依存しないと生活できない。更には公共サービスに依存しないと私たちの生活が成り立たない。ただ、直営サービスだけは、このところの公務員バッシングとか、様々なその外部化神話が広がり、そういう動きの中で直営サービスは、どんどん縮小しているということが言えると思います。

そして、行政サービスについては、公共事業が広がったり、狭まったりとか、あるいは保育所のサービスなども待機児童が増えることによって、認証保育なんていうものも出てきたというわけで、変動があります。この行政サービス、公共サービスの範囲が揺れ動いているのが、現代社会だということが言えます。

これをもう少し具体的に見ますと、直営サービスは公立保育所、行政サービスは認可保育所、それから公共サービスは認証保育所という東京都が10年位前でしょうか始めた保育所が出てきました。そして、無認可保育所、あるいは認可外保育所という補助を受けない所があります。これは市場経済にのっとって、保育サービスを提供しているというものであります。事故を起こしたベビーホテルなども、こういう運営だったわけですが、ここに位置づけられることになります。

無認可保育所が少し施設を整備して、認証保育として東京都から補助金をもらうとか、あるいは、この認証保育所が更に整備して、認可保育所になるとか、あるいは、公立の保育所がどんどん廃止をされて、認可の保育所

になるというような、こういう動きがここ10年くらいの間に、どんどん広がってきたということが言えます。

公共サービスは、以上お話ししたように、市民社会の中で公共的に支えなくてはならないサービスだということであり、そこには行政サービスも含まれますが、公共サービスを購入するとか、政府が補助金で援助するというサービスも含まれ、また直営サービスを認可保育所に出していくという動きの中で、今日のテーマである入札は、大変重要な業務になるということでもあります。

■入札を政策手段に

ポイントは、「入札を政策手段に」ということでもあります。また、政策手段という言葉については、後で出てまいります、このところについて2つポイントがあります。

1つは、政府調達というのは、65兆円という膨大な金額を動かすことですが、この65兆円というのは、この本を書いたときの2003年段階で、自治労が試算した金額ということになります。この膨大な金額を動かすことを、政策手段として活用するということでもあります。これがポイントの1。

それから、政策手段というのは、その政策を実施するための手段ということになります。保育という政策は、保育所という政策手段によって充足されるということになります。

それから、もう1つは、「価格基準のみでは本当に良いものは得られない」ということでもあります。価格基準とは安ければいいという考え方です。今の入札というのは、もっとも安いものが自動的に選ばれるものでありますが、その安ければいいという考え方は、やはり今日的ではないということでもあります。

社会的価値基準をこの入札の中に入れるべきではないか、というのが私達の主張であり

ます。安いだけではなくて、環境に良いものとか、あるいは、福祉という価値を重視しているもの、そういう考え方、社会的価値を入札の判断の中に入れられないだろうかというのが、これまで私達が主張してきたことになります。

さて、本論に入っていきますが、まず最初に、入札談合を生む土壌ということでもあります。なぜ談合がなくなるのだろうかということでもあります。繰り返される談合事件ということでもあります。岩波新書の『入札改革』という本で、こうしたことを問題視しました。2003年の執筆当時は、水道メーター事件というのが、毎日報道されておりました。テレビキャスターの親戚がやっていた、水道関係の工事会社も名前が挙がったりして、新聞で大きく取り上げられたりしたこともあります。

その後、2005年は橋梁談合という、戦後最大の談合事件と言われています、日本道路公団が行った官製談合で、副総裁が逮捕されたりしています。その後も、空港公団などでも電気設備の購入に関わる談合であるとか、様々な談合事件が摘発されております。

古いところをざっと見てみますと、1982年に静岡県建設業協会が排除命令を受けたところから、談合事件というのが新聞を賑わすようになってきます。それ以前は、談合というのは、社会的にある意味で黙認されてきた、ということが言えるのではないかと思います。

■談合は何故悪い

今でも、なぜ談合が悪いんだというような本が売られています。談合は社会的に許容されるべきだという議論で、談合は共生であることを言うのですが、談合と共生の違いは、クローズドであるか、要するに閉鎖的かどうかということです。談合の場合には、オープ

ンな談合はありません。

必ず一定の閉鎖的な集団の中に、利益が還元されるようにしているのが談合です。共生社会というのは、オープンな社会の中で、すなわち開放的な仕組みの中で行われるものですから、一見似ているようではありますが、全然違うものであると考えています。

その点が理解されず、談合も共生の1つであるというようなことを言って、談合を認めて欲しいという人は、いまだにいるわけがあります。画面にズラッと書いてありますが、いまだに談合事件が新聞からなくなることはありません。緑資源機構では、現役の農水大臣が自殺をするなんてことにもなりました。

談合によって、個人の命が失われるようなことも、しばしばあることでありますが、非常にそれは悲しいことだと思います。やはり談合をしなくてもいい、そういう仕組みを作っていく。あるいは、談合をしても無駄であるという、そういう仕組みができれば、もっといいのではないかと考えております。

談合という言葉の新聞記事検索をしてみると、1982年の静岡県建設業協会の排除命令が出たところが、画面では矢印が出たところですが、大きな談合事件が摘発された年は、その談合という言葉を使ったニュースが多かったというのは、ある意味で当たり前です。グラフのピークになっているようなところは、大きな事件が発生しているということでもあります。

それから、こちらの画面は公正取引委員会が出している、その法的処置件数を取ったグラフですが、このグラフと先程の新聞記事を比べてみますと、ある意味で当然と言えば当然なのですが、ピークが一緒になっているということでもあります。

ただ、全体として増えていることは、このグラフでも分かるかと思いますが。最後の年は、途中なものですから、ちょっと数が少なく

なっていますが、この新しい数値を2010年くらいまでやってみたいなと思っています。

談合がなくなる理由として、1つにし易い。そのし易さというのは、電話一本ですぐに決められることであります。価格さえ、誰が最低価格を出すかということだけを、決めておけばいいので簡単にできます。逆に言うと、その価格基準が問題なのではないかということにもなります。

それから、見つかりにくいことでありますが、電話だけでちょっとした話し合いで決まってしまうものですから、証拠が残りません。談合の証拠を提出してもらうために、独占禁止法の改正をしました。そういう資料を提供したところは、この課徴金を減免しますという制度が、2005年に制定され、2006年1月7日から動いていったわけであります。

談合に関する新聞記事等をレジユメの巻末に載せております。帰りの電車の中で、パラパラと見ていただけると、談合に関する興味深い事件があるかと思えます。

それから、談合がなくなる理由として、見つかって罰則が弱いことです。そのため独占禁止法の改正によって、罰則の強化が行われましたが、これも依然として罰則が弱いと言えます。アメリカなどでは、こうした談合が摘発されると、会社が存続できないことが一般的です。

しかしながら、こういう不正があっても日本の会社は存続しているわけでありまして、そこは社会的に寛大だなと思えます。

それから4番目が、行政が誘導しているということでもあります。行政が誘導していない場合もあるのですが、誘導している場合も多かったということでもあります。では、なぜ行政が談合を望むのだろうかということが問題になります。

道路公団の場合は、行政というよりも特殊法人でしたから、行政本体ではありませんが、

行政の委託を受けて行政の仕事として高速道路の建設、維持、管理という、まさに政府の仕事をやっていたところではありますが、その技術集団の天下り先の確保だったということです。果たして公団の天下りだけだったのだろうかという疑問もあります。

ここで、皆さんの中には契約のことをご存知の方もいるかと思いますが、確認として予定価格とか、最低制限価格とか、そういうものの意味を確認しておきたいと思います。まず予定価格でございますが、これは上限価格ということでもあります。それから、最低制限価格というのは、これも設定できない場合もあったのですが、最近は設定できるようになってきました。これ以上低いところは駄目だということで、画面ではA社からF社まで6社が応札した場合、予定価格をオーバーしているA社・B社は失格ということになります。それから最低制限価格を下回っているF社も失格ということになります。そこで、今度は落札価格ということですが、このC・D・Eの中で一番低いE社が自動的に落札することになります。

落札率とは、予定価格を分母として落札価格を分子とした比率ですので、この画面でいうと6割ぐらいになっています。談合がある場合には、予定価格よりもちょっと下という場合が多いので、95%とか中には98%とか、そういう非常に高い落札率の場合などは、談合が疑われます。最近の1つの傾向は、最低価格も公表されたりする場合には、複数社が最低価格で入ってきて、そこでくじ引きをして選ぶことであります。

入札がいいのか、くじ引きがいいのかという、そういう話になっていくのでありますが、くじ引きで決めるのだったら、入札という面倒くさいことをやらなくても、最初から全部くじ引きにしまえばいいのです。

発注者の思いどおりに入札ができない事態

も結構生じております。国の場合には、最低制限価格は設定しないことになっていますから、かつて0円入札とか、1円入札とかありました。現在ではさすがにそういうことが少ないようですが、依然として一社入札であるとか、入札制度の根本を問うような問題が発生しています。

■入札の公平性

入札の目的は、公平に契約先を選ぶこと、どうやれば公平に選ぶことができるのかが問題になります。もう1つは、自治体にとって価格その他の条件が、自治体にとって最も有利なものは、どういう形で選んで行けるのだろうかということになると思います。

現在の入札方法は、4つの方法が自治法・会計法で規定されています。一般競争入札というのは、誰でも入札に参加できる入札制度ということです。これが原則なのですが、不良業者が排除できないという理由で、敬遠されてきました。そこで指名競争入札が使われるのですが、行政が入札に参加できる業者を指名する方法であります。

不良業者を排除できるはずだったのですが、実は談合する不良業者が指名されてきました。指名競争入札にするためには、一般競争入札に適さない理由を明記しなくてはいけないことになっておりますが、抽象的な記述で済まされることが多くなっています。

随意契約であります。金額が低い場合の入札方法として、位置づけることができます。もっとも入札の金額が低いだけではなくて、競争入札に適さないとか、競争が不利な場合とか、随意契約が有利なとき、入札者がいないときなど、幾つかの理由のもとにこの随意契約は許容されます。

もう1つ、せり売りというのがありますが、最近ではほとんどこのせり売りで入札が行わ

れる、というのは聞きません。

続きまして、指名競争入札が、談合の温床になっているということであります。指名されたもの同士の間で、談合が成立すればいいということですので、かつては現場説明会というものが必ず行われていまして、現場説明会で集まった人達が指名業者でありますから、そのまま喫茶店などに行って談合をするという。

NHKのテレビなどでも、隠しカメラが入って、その談合現場を追跡するという番組がありました。指名が談合相手の特定だったのです。

談合が続けられた理由ですが、罰則が甘いこと、官製談合が存在していること、損害賠償請求にも消極的だったということ、最近は損害賠償請求などもするようになりましたが、行政そのものが80年以前は談合を黙認するような姿勢があったこと、そういう延長上に談合が摘発されたとしても、損害賠償請求をしなかったという事例が多かったわけでありす。

そうしたことから2005年の独禁法の改正で、罰則の強化が行われましたが、依然として会社がつぶれてしまうような、課徴金とはなっていない。

つぎに、談合防止の取り組みを見てみたいと思います。これまで見てきたように談合は継続していますが、それに対して、黙認だけで来たわけではありません、たとえば政府も「入札契約適正化法」を2000年に制定しております。この中身としては、入札の情報公開を進めました。

2002年には、「官製談合防止法」という法律が作られております。この官製談合防止法の方は、これまで業者が逮捕されたり、罰則を受けたりすることが多かったのですが、実は行政が談合を引っ張ってきた、というのが実態としてあります。そうしたところから、

公務員の談合関与行為に対する規制・罰則を設けた、というのがこの法律であります。その他談合への対処方法としては、郵便入札とか、それを更に進めたインターネットによる電子入札、入札の透明化・競争化ということが行われてきました。

が、談合を抑制する方法として、①競争性を高める方法がありますが、たとえば一般競争入札の拡大であるとか、ランク制の廃止というのがあります。

②透明性の向上を図るものとして、第三者機関である、入札監視委員会の機能を強化するとか、苦情処理手続きの導入とか、これは契約担当の方であれば談合防止のための手法としていろいろ重要であり、契約担当になったらこういうことを具体的にどう進めるかということをお願いしていただければ良いのかなと思います。

3つ目の方法は、③不正行為の防止を図る方策として、指名停止期間の延長とか損害賠償金の請求というのがあるということです。

鈴木満さんの著書『談合を防止する自治体の入札改革』の中にはいろいろな自治体の談合の防止の取り組みが書かれていますので、関心のある方はご参照下さい。その中で、たとえば、「改革により談合と政官業の癒着等を無くした長野県」の事例、「記録公表制度で議員等からの口利きを封じた横浜市」、「常に入札改革の先頭を行く横須賀市」等の事例が解説されています。

私が気になるのは、4番目にあげられている「総合評価方式で事務量が5.6倍になることを証明した岡崎市」という事例です。これは私の意見と異なりまして、総合評価方式を導入すると事務が一時的に増えるかもしれませんが、一度導入してしまえば、最初の5.6倍に事務量が未来永劫かかるということではありません。

確かに総合評価方式というのは難しい入札

方式です。導入までに手間暇がかかり、これまでの入札と同じようにできるというわけはありませんが、ずっと大変さが続くことはありません。鈴木先生は公正取引委員会の出身ですから、競争強化で談合を防止するという方式を信じておられるのだと思います。

が、私としては競争強化ではこの談合防止、あるいは低賃金化という流れは抑制できない、と考えていますので、総合評価方式を活用する必要があると思っています。

■独禁法の改正

次に、2005年の独占禁止法の改正内容について、振り返っておきたいと思います。2001年5月に小泉さんが所信表明演説の中で、「市場の番人たる公正取引委員会の体制を強化し、21世紀にふさわしい競争政策を確立します」と述べました。

小泉さんは、郵政改革と道路公団改革で知られていますが、もう1つ独禁法の改正を実現しています。ただ小泉さんがこれを実現したと言えるかどうかはちょっと微妙でして、郵政改革は小泉さんが引っ張って、竹中大臣が走り回って実現しました。道路公団改革の方は、道路公団民営化委員会が途中分裂をして委員長も辞めるとか、ドタバタのとんでもない委員会でした。小泉さんがそこにどう関わったのか、議事録を読んでも出てきませんが、小泉時代に実現しました。

この独禁法改正は、最初の所信表明演説の中では触れられるのですが、実は所信表明演説というのは、各省からの要望を集めて、それを誰かが書き直すわけです。公正取引委員会としてもこれまでどおり、「市場の番人たる、公正取引委員会の体制を強化し、21世紀にふさわしい競争政策を確立します」と言って欲しいと思っていて、これまでも言ってきたのですが、市場主義経済を進めるという体

制の下で、タイミングが良いと判断したのでしょうか、公正取引委員会もこの所信表明演説を使って実際に動かしていった、ということのようです。

21世紀にふさわしい競争政策を考える懇談会というのが設置され、そこに独占禁止法研究会なども設置されて、独禁法の研究者もそこに入って報告書が作られ、そこに対するパブリックコメントが行われ、という手続きを踏んでいます。

改正案に対しては、自民党もちろん反対をしましたし、経団連なども反対したのですが、自民党の反対は道路公団民営化もそうでしたし、郵政民営化も反対があったわけですが、自民党の反対でもことを進める、という小泉流の改革が功を奏して、この独禁法も通って行きました。

2004年5月に法案を提示し、閣議決定後国会へ出され、2005年4月20日に可決ということであります。この2005年の3月31日には「公共工事の品質確保に関する法律」が通っておりまして、そちらを通してから、この独禁法も通したというのが国会での動きだったわけであります。

2006年の1月から施行されました。その2006年の1月にFAXを設置して、内部告発の電話を受けたわけであります。当初は経団連も、日本社会の企業文化は内部告発などない、こんな法律は機能しない、と高をくくっていたのですが、蓋を開けてみましたらFAXが鳴り止まなかったわけです。

しかも大企業がFAXをどんどんかけたことが興味深いと思います。中小企業の談合から外されてきた主流ではない企業が、内部告発をしたということではなくて、まさに日本の産業を引っ張ってきたような大企業が、率先して内部告発をしたということでもあります。

談合自体が相当負担になっていた状況なのかなと思います。課徴金減免制度は、1番目

の申請者は課徴金が免除、2番目は50%減額という制度であります。

また、課徴金算定率も引き上げられました。課徴金とは、そもそも不当利得を返還してもらうという制度で、談合をしたことによって儲けた分を返してもらいますという制度です。罰金というのは、制裁金ですから儲かった以上のお金を取る場合が罰金となります。課徴金は儲けた分だけの返還ですが、では儲けたのは何%かというのは厳密に言えば難しい話です。でも、大体3割ぐらいと言われているのですが、課徴金の額を3割という数字には引き上げられず、製造業の場合でも大企業は6%だったのが10%に引き上げられただけだった、というのが2005年の改正内容であります。

ここで考えてみますと、競争を徹底して、できることとできないことがあると思います。競争の徹底でできることは、効率性の追及、効率化することでありまして、これは安くするということになります。この効率化の中には生産性を高めるという場合もありますが、むしろ低賃金化という流れが出てきてしまうのも確かです。

競争の徹底によって難しいことは、品質の追求ということになります。そこでやるべきことは何か、ということになりますと、もちろん品質の追求であります。そうしてその効率性の追求もある程度は必要なことであります。ただし、効率性の追求だけだとどうしても、一方的なバランスの良い価値観の推進ができません。社会的な価値の追求を含めていかないと、何のための効率性か、ということが見えなくなってしまうことになります。

■総合評価型入札の導入

そこで総合評価型入札によって、社会的価値の追求が可能になります。次にその点につ

いて話をします。ポイントは「価格基準から社会的価値基準へ」ということであります。

総合評価型入札とは何かということですが、1999年の地方自治法施行令の改正で総合評価型の入札方式、総合評価方式というのが導入できるようになったわけでありまして。その後、随意契約にもこの総合評価が使えることになりました。

総合評価というのは、簡単に言えば価格以外の要素を考えてもよいことになるわけです。「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に次のように書かれています。「公共工事の品質は、建設工事が、目的物が使用されて初めてその品質が確認できること、その品質が受注者の技術的能力に負うところが大きいこと、個別の工事により条件が異なること等の特性を有することにかんがみ、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない」と基本理念のところに述べられています(第3条第2項)。

価格以外の多様な要素をも考慮しながら、入札を決定していいですよと明記した法律としては初めての条文ということになります。地方自治法や会計法にはこういう明確な規定はありません。施行令の中にはありますが、法律の中にはないということでありまして。この公共工事品質確保法は、いわゆる自民党の道路族が推進した法律でありまして、私とはちょっと立場が違う方々であります。

建設族の中には、談合を許容しろと言っている人もいるので、共同歩調は取れないのですが、この法律そのものは総合評価型の入札を広めることになりました。建設省と国交省の総力をあげてというところとちょっと大げさですが、この総合評価型入札を建設業者の救済のために導入しようとしたわけでありまして。

もちろん私も、建設業だからつぶれていい

とは全く思っておりません。適正な競争をするためには、価格以外の要素を入れないといけないというところでは一致はします。

もう1つの違いは非価格的な要素の導入を進めるというのは、価格以外の要素ということなのですが、その要素としてこの法律は技術的な基準を重視しております。私は技術的な基準ももちろん進めていただいているのですが、社会的な価値を導入することが重要ではないか、と思っているわけであります。

例えば、道路の舗装工事のような維持管理に関することは、技術性が高いかどうかをあまり評価できないわけであります。アクアラインのような14mのシールド工法とかの長大トンネル等は、技術的に高くはないとできません。が、一般の仕事の多くは、それほど技術力で競争できるようなレベルのものではないと思います。そうすると、価格以外の要素として、社会的な価値で競争してもらい以外に、その価格以外の要素は少なくなってしまう。

総合評価方式の具体的事例についてですが、『入札改革』（岩波新書、2003年）の中では、神奈川県立美術館の建設に関わるPFIの工事が総合評価方式で行われていたため、それを取り上げました。最近はまだ少し私が言うような、社会的価値を導入したものがあるので、それをご紹介します。大阪府の事例ですが、2003年から大阪府が取り組んできたものです。

ここでは2006年の府民センター3施設の総合建物管理業務委託に係る総合評価一般競争入札に関する評価項目をご紹介します。

評価項目を見ますと価格点が50点ですが、技術的要素は14点、公共性評価は36点で、合計が100点となります。

公共性評価の36点の中を見ますと、就業困難者の雇用に関する取り組みは15点、障害者の雇用に関する取り組み15点、環境問題

への取り組み6点でして、この36点が社会的な価値を追求しているかどうかによって、点数が与えられます。

さらに就業困難者の雇用を見てみますと、障害者、母子家庭、ホームレス等を新規に雇用する場合には、2人以上ならば15点、1人ならば10点、すでに雇用している場合は1人5点となっています。50点の価格に対して、就業困難者の雇用で15点分ですから、価格が少し高くなっても、こちらで得点を取れば競争に負けないという、こういう仕組みになります。

障害者の雇用に関しても、知的障害者の雇用は8点、障害者の雇用率1.8%を達成していれば7点、知的障害者の雇用1人で4点、なしの場合は0点、障害者の就労支援体制に応じて2点、達成できていなければ0点となっています。このように障害者雇用に対する企業の取り組みを、高く評価しています。

環境問題に関しては、環境への取り組みでISOの国際規格認証を取得している場合は6点、環境省のエコアクションの導入が5点となっています。再生品の利用について進めているというのは2点、低公害車の導入が2点という形で、全体で6点の配分がされています。これが大阪府で実際に行われている入札ですが、社会的価値の評価を入札の項目の中に入れていくことが、すでに始まっています。

総合評価型の入札を導入したとしても、これまで国交省、あるいは総務省は「性能・機能・技術力」を重視していましたので、自治体としては福祉のような社会的価値を、入札の中に取り込むことが、難しかったという側面がありました。そこで私達は社会的価値を入れることを推進してきました。

■価格入札から政策入札へ

社会的価値を取り込むことこそが重要であ

るし、この社会的価値を取り入れた入札というのを政策入札と呼んでいます。「価格入札から政策入札へ」と一種のスローガンとして、運動を取り組んできたわけであります。

政策入札というと政策自体を入札するように、受け取られることもあるのですが、ここでは政策によって追求される価値、これが社会的価値なわけですが、政策によって追求される価値を入札に取り込むということで、政策入札といっているわけであります。これを私の著書の中では4つほど取り組んでおります。

第1に、大阪府の事例にもありましたように、環境配慮という価値であり、環境に配慮する企業を優遇しようではないかということです。その根拠になる法律は、「グリーン購入法」でありまして、環境配慮商品は高くても買ってください、ということを法で規定しているわけです。性能・機能・技術力以外の要素として、環境を入れることは法律によって認められているという位置づけができますので、比較的環境配慮を入札にいれるのは、難しくはなかったと言えると思います。ただ、どういうふうにして企業の環境配慮を評価するかというのは、難しい面もあります。ISOとかエコアクションとか、あるいはもっと小さなレベルで行われているものもあります。また、そうした環境配慮計画が実態としてどこまで実質化しているかということも考えなくてはいけないと思います。

2番目は福祉ですが、福祉の場合も、障害者の法定雇用率が法律で決められていますので、これもある意味で法律が許容していると言えます。障害者の法定雇用率は、300人以上の大企業を対象としているものでありますので、それよりも従業員が少ない場合には、免除されているものであります。100人の企業だと1.8人以上ということです。それができていなければ納付金を取ることになってい

るのですが、そういうことをどう入札の中に組み込むかということが、問題になります。

第3に、男女共同参画ですが、先進的に取り組んだのは福岡県の福岡市です。現在は合併して名称が異なっています。その後、内閣府などにも男女共同参画を推進する部局ができて、取り組みは進められています。しかしながら、具体的な指標となるとなかなか難しく、役所の男女共同参画の推進などでも、審議会の委員の数の女性を増やすとか、いい取り組みができていないのが現状かなと思います。

4番目は、公正労働ということでありまして、競争が進むと落札価額が低下します。事業者の側はどこからコストを下げるかというと、人件費を下げていくというのが一般的なやり方です。その結果、多くの競争は人件費を最低賃金で計算する、それでも勝てないという状況です。

最初の井下田理事長の話にもありましたが、ディーセント・ワーク、ディーセント・ウェイジが重要となります。自治体、政府の契約なのに、人件費を最低賃金で計算するようなことは好ましくありません。最低賃金というのは、当初は中卒初任給でしたが、現在は高卒初任給が基準になるのかなと思いますが、実態は低いことに変わりありません。

■公契約条例の制定

そこで千葉県野田市で制定されたのが、市役所職員の高卒初任給に相当する金額を支払うという公契約条例であります。神奈川県川崎市の場合は、生活保護基準から考えた公契約上の最低労賃を定めるという方法で取り入れました。これまでは生活保護基準の方が高かったというわけであります。

ということは逆に言うと、生活保護をもらった方が働かなくて生活ができるじゃない

かというある意味での、モラル・ハザード（倫理の欠如）をもたらします。少なくともその生活保護水準よりも高い労賃を設定したいというのが、川崎市の方式です。ただ最低賃金の基準をどこに求めるかは、企業の論理も考慮すると、なかなか難しい問題で、最低賃金の審議会で決めているわけですが、民主党のマニフェストは、千円と打ち出されていました。そのことから考えると、やはり低すぎる言えるだろうと思います。

最後の部分の説明に移ります。談合社会を変えていくために、この政策入札を導入する必要があるということでもあります。その手順としては、最初に基本条例を制定し、政策領域ごとに、検討作業を行った上で、落札者決定ルールを作るという手順を、本の中では紹介しております。

現在では基本条例がなくても進められます。本来であれば、自治基本条例の中に、入札の判断基準として社会的価値を入れることを宣言をして欲しいと考えているわけですが、社会的には法律もできて、価格以外の基準を導入することが容認をされてきていますから、この手続きを踏まなくても、落札者決定ルールを作ることができると思います。

ただ問題は、政策領域ごとの検討が難しいことでもあります。現在のような状況の中で、どういう価値を重視するかですが、それを考える上でも、市民とのパートナーシップによる公共サービスといわれるように、市民も公共サービスを担う時代が来ていることを考慮する必要があります。公共サービスとは、行政サービスよりも広い公共的だと思うサービスのことで、市民が公共サービスを担う時代になってきていることを前提にする必要があります。

そういう意味では、行政自体の改革が必要だし、行政の抱え込み体質を改善する必要がありますが、現在では財源的制約によって、

民間に委託せざるを得ない状況も生まれてきています。また、分権社会を目指し、各レベルの政府が、責任を分担するそういう責任社会を作っていく必要があります。

政策入札は、すぐに効く競争政策のような即効薬ではなくて、むしろ体質改善を図る漢方薬のようなものだ、と考えています。談合社会というのは、最初のところで申し上げたとおり、共生とは似て非なるものであります。

それからもう1つここで述べておきたい考え方ですが、地域の賃金水準を維持するという考え方が重要です。これはILO94号条約がそういう考え方を持っているわけでありす。一般競争入札によって契約額がどんどん下がっていくわけですが、しかしながら地域の賃金水準を下げてはいけないという考え方があります。公共サービス労働者の給与と民間委託の関係は、アウトソーシングによってどんどん引き下げられてきたと言えます直営サービスが民間委託になると、賃金水準が引き下がります。民間給与も、それに引きずられて民間委託によって下げられてきました。例えば学校給食の調理業務の賃金がどんどん下がっていくと、民間の同様な業務の賃金水準も引き下げてしまうことが危惧されるわけでありす。

現に格差社会という概念は、民間委託によって引き下げられた水準にさまざまな類似の業務の賃金下がってってしまうという状況だと思います。あくまで民間給与水準に合わせた、民間委託給与水準をしっかりと明確にして、それを維持するようにしなければいけないと思います。

地域の賃金水準を維持する、という考え方は、先程申し上げた通り、ILO94号条約の考え方ですが、WTO（世界貿易機関）などにもそうした考え方は入っています。残念ながら日本の国レベルではまだ実現をしていませんが、自治体レベルでは野田市や川崎市に

よって公契約条例という形で実現しました。

まだ2例しかありませんが、少しずつこういう考え方は普及をしてきたということは、望ましいことだと思います。

それからこれが最後の論点ですが、適正な価格とは何かという問題です。これはなかなか難しい話ですが、発注者として適正な予定価格をしっかりと出す必要があるということです。予定価格をいい加減にしておく、応札する企業もいい加減にやらざるを得ないということになります。むしろ、この予定価格の中に、しっかりと地域の適正水準を引き下げない、という政策を取り入れておかなければいけないと私は思います。その前にすべきことは、地域の賃金水準を引き下げない、という必要性を認識する人がまず必要です。安ければいいだろうという考え方では、この考え方と矛盾をすることになります。

ちょっと最後は早口になってしまいました。これで私からの説明は終わりにさせていただきます。ご清聴どうもありがとうございました。

パネルディスカッション

(司会)

それでは定刻になりましたので、ここからシンポジウムを開会いたします。まず出席者の方をご紹介します。司会といたしまして、当研究センターの副理事長でもあります、法政大学法学部教授の宮崎先生。

パネラーといたしまして、この施設のある市川市の副市長であります、遠峰正徳様。

全建総連千葉県連合会執行委員長の鈴木紘様。

そして、当センターの理事で、千葉県議会議員の藤代政夫様。

助言者といたしまして、先程お話をいただ

きました武藤先生にも加わっていただきます。

この後は宮崎先生の方に、司会をバトンタッチいたします。宮崎先生、よろしくお願いいたします。

(宮崎)

それでは、パネルディスカッションを始めたいと思います。当研究センター講演会で基調講演をしていただいた先生に、そのまま残っていただくということで、武藤様よろしくお願いいたします。



このテーマにつきまして、実は今思い起こしてみると、1999年地方自治法施行令改正と、総合評価方式の導入が可能になったと、先程の資料の中にもございました。その改正があつてちょっとした段階で、入札について考えてみようではないかという研究会を起しました。私と武藤先生、それ以外でも、何人かの方とこの問題につきまして、議論をした記憶がございます。もう10年以上になるのです。

当時入札というのは、安いものを相手方が自分で札を入れてくれるのだから、その金額でもって契約を結ぶのであるから、問題は何もない。この値段でできますと入札するのだからということで、入札さえ談合がなければ、正しく入札が行われれば、それが一番いいに決まっているじゃないかと。

そこに政策的な考えを入れるなんていうのは、邪道である。そんなことはあり得ないのだということを、私ども研究の中間をまとめるような段階で、政党も含めてですが、複数の政党に行きましたが、いろいろなところに行ってお話をすると、異口同音というのでしょうか、皆さんがそういうふうにおっ

しゃって、入札と政策は別だと言われました。

でも、当時私もよくいった話ですが、実際市役所あるいは町役場から、何か商品、物を調達しようという時に、地元企業優先をやるのです。地元のお店から買うようにしましょうとしますし、ランクに分けてクラス毎に入札の資格を選ぶ時に、地元企業に関しては、例外的に上下の幅を1ランク広げましょうとか、そういうことはやるわけです。

ここはそこに政策が入っているのです。地元企業を最初から優遇しましょう、あるいは競争に参加させましょうということですね。だとすると、最初から政策と入札とは別ですよというのは、そもそも出発点からしてまじじゃないかということ、議論した記憶がございます。

今日はそれぞれにお詳しい方、いろいろなご意見をお持ちの方がお集まりいただきました。あとは今の入札制度そのものを、どういうふうにご覧になっているのか、どういう問題点があるのか、といった問題提起を含めて、お考えをお話しいただきたいと思っております。

なお、パネラーの皆さんにつきましては、私は今日、〇〇さんという感じで名前を呼ばせていただきますので、お許しいただきたいと思います。それではまず地元市川市の副市長であります遠峰さん、よろしく願いいたします。

(遠峰)

最初のご指名でございます。皆様こんにちは。ただいまご紹介いただきました、市川市の副市長をやっております遠峰と申します。私は現在副市長を3年目



になるところで、その前は市の職員でありました。契約課長ですとか、財政部長ですとか、そういうものを経験してきたものですから、今回こちらの方に呼ばれたのかなと思っているところでございます。

入札の現状と、改革すべき課題ということで、お話をさせていただきたいと思っています。市川市におきましては、市川市建設工事等請負業者資格審査会という、内部的な委員会がございます。そちらの方で工事ですとか委託経営、そういうものを請け負う業者の資格等を審査している制度がございます。

そういう制度の中で、市川市の契約行為が行われているところでございます。現状をちょっとお話しさせていただきますと、市川市におきましても、今はほとんどないといわれておりますが、指名競争入札、こういうものが以前は行われておりました。

そのような指名競争入札という制度につきましては、行政側が一方的に、特定の業者を指名するということから、先程講演の中にもありましたように、談合の温床になるとか、いろいろなことを言われております。最終的にこれらのことは、基本的には行わないようにしようということになりました。

その次の段階が、公募型指名競争入札というのです。今度は一定の工事なりを発注する時、こういうことをやりますが業者の方はやりませんか、公募をするわけです。そこで手を挙げていただいた業者に対して、実際にできるかどうか、その前にその資格を確認しまして、その人達を指名するという方法をとっております。

その後、平成18年の時点で、1千万円以上の工事契約については、一般競争入札を実施するという方法に、変わってきたということになります。この時に、先程お話もありました総合評価方式というものも、導入をさせていただきました。現在3千万円以上の工事に

については、すべて総合評価、一般競争入札という方式でやっているところでございます。

総合評価方式の入札の概要を、若干申し上げます。先程の講演の時も、いろいろお話がありましたが、要は価格だけでの競争ではなくて、工事中の事故とか、手抜き工事等が発生しない信頼に足る業務、また、下請け業者ですとか、労働者への皺寄せ等によって、公共工事の品質低下ですとか、労働条件の悪化というようなことがありましたことから、先程の説明もありましたように、品質確保法という法律が制定されました。

そのようなことから、私どもの方も、総合評価方式を適用するようになったところです。普通の競争入札というのは、価格だけで行いますので、この場合の総合評価方式というのは、入札価格と価格以外の要素です。

具体的に申しますと、技術的な提案ですとか、企業の施工能力ですとか、工事に配置される技術者の能力。更には、過去における市内の工事の成績、市内での緊急時の施工体制ですとか、市内での災害時協力活動、市内のボランティア活動の実績、そういうものまで評価をいたしまして、落札者を決定します。

要は価格だけではなくて、価格以外の要素も、主に半々になるのですが、取り入れて評価をして、最終的に落札業者を決定するという方法を、とっているところでございます。

件数といたしまして、平成22年度の実績がございますので、若干申し上げます。建設工事の契約状況でみて、件数の全体に対する比率でいきますと、価格のみの一般競争入札というのは、約69%です。

それから、総合評価競争入札、これは一定の価格以上になりますので、11.9%。指名競争入札というのは0.5%で、随意契約、これは法に定められた小額のものだけでございますが、数は多いので、18.6%となっております。

基本的に設計価格3千万円を超える案件と

いうのは、低入札調査価格制度というのを採用いたしまして、3千万以下のものについては、最低制限価格制度というのを導入して、実施しているところでございます。業務委託の方につきましては、原則50万円以上につきましては、すべて競争入札をするという形で、行っているところでございます。

今現在市川市で行っております、契約関係に係る課題と申しますか、工事関係の契約事項につきましては、法律によりまして130万円以下の随意契約については、予算執行課が実施しているところでございます。

それ以外につきましては、管財部の中に契約課というのを作りまして、執行事務から入札事務、すべての事務を行っているところでございますが、やはりそれぞれ予算執行課がやるものと、契約課がやるものというのは、バランスがとれていない、いわゆる統一処理がなされていない部分、なかなか統一できない部分もあります。

徐々に範囲は広げているのですが、契約課というところは、建物の総合管理ですとか、建物の清掃ですとか、機械整備業務など、長期継続契約に行われるものについては、契約課で一括処理ができるような体制をとってまいりました。

この業務委託につきましては、まだまだ個々の予算執行課に、契約入札事務を行わせていますので、これを統一した事務処理が行われるように、今後入札事務手続きを改革していかなければ、いけないのかなと思っています。私の方からは以上でございます。

(宮崎)

どうもありがとうございました。今、市川市の入札に係る実態を教えてくださいました。いろいろ制度も変化しているようですが、一通り皆さんのお話を伺ってから、議論してい

こうと思います。それでは全建総連の鈴木さん、よろしくお願いいたします。

(鈴木)

今日はどうもご苦勞様でございます。先程武藤先生からもありましたが、この間入札制度に関しては、かなりの改革が行われていると聞いております。先程の



講演の中にもありましたが、一般競争入札方式については、すべての都道府県、または政令都市では、これはもう導入済みということです。また市町村の中でも、67%以上のものが導入済みと聞いております。

総合評価方式についても、すべての政令指定都市で導入、町村においても61.7%。低入札制の最低価格調査についても、すべての都道府県、政令指定都市で導入済み、市町村においては、84.3%が導入済みとなっております。

しかし、こういいながらまだまだ低賃金が、公共事業の中では行われるということで、問題提起としては、公共工事の設計労務単価の、積算単価の問題が、大きく影響しているのではないかと思います。

労務調査費の結果をもとに設定する、公共事業の設計労務単価というのは、ダンピング受注によりまして、かなり低い賃金で単価が引き下げられて、それが労務調査において設計労務単価を引き下げていると。この間約13年間で51業種を調べて、平均では16,342円ということで、先程も市川の副市長さんからもありましたが、低賃金の中では、まだまだこの歯止めにかかっていないという自治体があるようであります。

そういう中でこのまま行きますと、建設関係の従事者も、年々減ってくるということで、

何としても歯止めをかけるということで、後発発言をさせていただきますが、ここは押さえていかないといけないのかなと思います。

公正な競争状況を確保するためには、競争の土台があることを、しっかり押さえていかなきゃいけない。公共工事を発注するにあたって、親元の賃金を確保することであるということです。これからこの問題等について、また発言をさせていただきますが、私の方からは以上でございます。

(宮崎)

どうもありがとうございました。いろいろな制度自体を、背景なども実態としてダンピング受注などもあって、賃金労務単価など、そういった賃金が低くなる状況かなということになっていると思います。また、詳しいことについてはお願いするとして、藤代さん。藤代さんは当センターの理事でありますが、よろしくお願いいたします。

(藤代)

こんにちは。どうもご苦勞様でございます。入札制度の現状と、問題点とありますが、県議会議員になったばかりで、県庁の中はあまりよく十分につかみ切れていません。それでも県議になったら、県庁の状況はどうなのかなと調べましたら、一般的な形ですと、建設土木ですと一般競争入札が5.5%、指名競争入札61.3%、随意契約が33.3%と、なんとなく旧態依然たる状況かなと思います。



これに対して総合評価方式というのは、5千万以上という形で、一般競争入札も5千万以上ですが、平成19年から始めていま

す。この総合評価方式が、先程武藤先生のお話しでもありましたように、いわゆる品確法、品質確保法の、いってみればその技術力はどうなのだろうか、ちゃんとしたものができるのだろうか、そういう項目がほとんど、4つほどの総合評価方式というのを作っています。

特別簡易型、これが5千万円から1億円の契約のもの、1億円以上が簡易型、それ以上の標準型と、高度技術提案型という形で、4種類の総合力をしているのですが、いわゆる地域貢献等々という技術力、企業力以外のそういった項目を設定しているのは、この特別簡易型だけでございます。あとは技術力と価格という形で、総合評価をすることが、国の品確法にもとづいてやるという、いってみれば上から通達があったので、やっているのかなというレベルであります。

地域貢献度におきましても、特別簡易型の31点の点数のうち、ボランティアをしているのか、あるいは障害者を雇用しているのか、女性の雇用をアップさせているか等々、ということを含んでも2点でございます。31点のうち2点しか、地域貢献度は点数に入っていない。先程来からずっと政策入札という形で、言われ始めておりますが、全くその点は考慮をしていないという状況で、入札が行われております。

業務委託の方は、昨年清掃等々の新都市ビルというビルが、県庁のそばにあるのですが、このビルの業務委託において、労働賃金が低賃金であったとか、あるいは正規の方が講習を受けていないとか、そういった諸々のことが明らかになりました。明らかになるとちゃんとやるようにしまして、この仕様書をちゃんと付けさせる、これは本年度から始まっております。

その中に、これから問題になるいろいろな話ですが、従業員の氏名・年齢・賃金、資格をちゃんと取っているのか、警備要員の研修

が終わっているのか等々のものを、事前に受託した業者が、これから仕事をする前に、ちゃんと書類を出すという形で、業務委託の方は始まっております。

そして平成23年度からの、19年からですが、低入札価格調査制度という形で、1千万円以上の業務委託については、低入札価格制度、百万円から1千万円の間の最低制限価格という形で、これは両方とも基準価格が70%前後ですが、価格での下支えみたいのを、形として入っているというのが、今の県庁の状況です。

そのような状況の中で、今も決算認定が行われていますが、いわゆる上水道の粉末活性炭、これを毎年入札で入れるのですが、昨年は何で高いのかとなりますと、キロ当たり173円で落札した業者が、不良品を使っていたということで、途中で契約を止めざるを得ない。随意契約をせざるを得ないので、今度は随意契約をしたら、298円になってしまったということで、昨年は逆に1億円ほど価格が上がっています。

そういう形で、いわゆる品確法の精神を取り入れているのですが、まさにその業務委託で、土地の購入等々の部分においても、これがちゃんと行われていないという実態があります。こういう問題は、ちゃんと解決しなくちゃいけないと思います。

千葉県下の約20数か所の市町村に、「今問題は何ですか」と、お尋ねいたしましたら、先程来もありますが、安くなっている、ダンピングにどう対応するのかなど。それと、一般競争入札をどう拡大していくのかということ、現在でも一生懸命考えております。

そして、地元業者との一般競争入札とのバランスアップ等々ということで、もう1つ特徴的に、この間一般競争入札で、価格が下がり過ぎたということで、最低制限価格を上げた結果、船橋市で行っていたのですが、土木

道路のほとんどが、最低制限価格で応札してくるということなので、最後はくじ引きになっていく。

私が住んでいる鎌ヶ谷市でも、去年は消防自動車が入札、応札した方が、全部同じ金額、最後はくじ引き、こういう問題が今各地で起こっています。そういったいろいろな問題を今はらみながらいます。

とはいえ、先程来からの話にある、現場における価格だけでなく、ワーキングプアという状況をどうするのか、労働環境をどうするのか、品確法をどうするのかという問題が、談合の問題もまだ終わっていないということです。総合的にこれをどうチェックしていくのかというのが、大きな課題としてあると思っています。

(宮崎)

どうもありがとうございました。今の話しでは県の場合、国の方での要請、品確法に基づいて、そこにあげられている項目を、そのまま移しているのがほとんどであって、相手その地域の貢献度というものを見る場合であっても、貢献されていてもわずか、31ポイントのうちの2ポイントしか、もらえていないのだというお話です。あるいは、業務委託の場合のお話についての報告もございました。

武藤さんのお話をいただく前に、今私が、お三方の報告を聞いていて感じたことですが、私自身もつついとお話を始めると、早口になってしまうのですが、お三方ともかなりの勢いで、一気にワースとお話しになられたので、聞いていて皆さんの方も辛いものがあったかなと。メモをとりながら、そういう印象を持ちました。お三方に改めて、ポイントをお伺いしたいところがあります。

まず遠峰さんと藤代さん、お二方に共通したところで、お伺いしたいところがあります。低価格の入札の場合の調査、それから最低制

限価格。低価格の先程の入札の仕組みのところのご説明を、武藤先生の方から、丁寧にございましたので、お分かりいただけたと思いますが、役所の方は、一応入札の予定の価格を教えてあるよということです。

が、実際に落札してみると、一円入札が一番典型的ですが、極端に低い価格で、札を入れてくる業者があります。そうなった時に、どうしてこんなことになっているのだということで、調査をされるのではないかと思うのです。

もう1つは、あまり低過ぎると、品質の確保がそれこそできないだろうということで、これ以上安いのはだめですよという、最低制限のところのラインを設ける、この二通りの確保法についての仕組みがあるわけですが、要はそれぞれのメリット・デメリットですとかある。実際予定価格の額によって決められたようですが、その辺りについて、追加してご説明していただけないでしょうか。まず遠峰さん。

(遠峰)

私の方から、市川市の現状について、お話をさせていただきます。最低制限価格というものと、低入札調査基準価格、この2種類の制度がございます。まず3千万円を超えるものにつきましては、低入札調査価格制度、それと最低制限価格制度の両方を導入しています。

それから、3千万円以下の場合には、最低制限価格制度を導入しています。この額につきましては、予定価格の一番低い率としては70%から、一番高い率は、90%の範囲ということです。この区分を計算する時に、人件費は100%を計算しております。そういう中で率として出てくるのが、70から90、予定価格の範囲で設定をするという形になっております。

低価格入札になった場合に、調査価格制度

に適用されるものについて、制限価格制度については、それ以下ではもうだめということです。調査価格制度に適用されたものについては、当然のことながら、その入札を入れた価格につきまして、市川市の場合は、入札する時に明細を全部出させております。

既に個々の工事の内容別に、見積もりが全部出ておりますので、市の積算と一項目ずつ全部比較しまして、特に額の離れている部分、実際にきちっとできるかどうかということを確認するために、中には下請けの方から、業者が見積もりをとっている、そしたらその見積もりを出させるとか。

それから地域の部分で、ちょっと離れているようなものがあれば、実際にどういう計算でそれが出されているのか、人数はちゃんと適切に配置されるのかどうか、そういうものを調査いたしまして、工事が着工できるかどうかを、確認せよということです。現実には年間何百件も工事をやりますが、最低制限価格制度を下回った工事につきましては、この内容では、年間で371件のうち4件でございました。

ただ、それはすぐに失格になってしまいますので、低入札に関わるものについては、7件あったわけでございます。これは22年度の決算でございますが、7件につきましては、調査の結果、業務が執行できる、工事が執行できるということで、契約を締結しているという状況でございます。以上でございます。

(宮崎)

併せて教えていただきたいのですが、その場合、予定価格の公表についてはいかがでしょうか。

(遠峰)

一時期、最低制限価格ですとか、予定価格というものを、全部公表していたのです。そ

うしますと、概ね率が分かりますので、大体一番下の方に張り付いてしまうということもございまして、今現在は一切公表しておりません。予定価格については、事後公表はしています。

(宮崎)

どうもありがとうございました。では、藤代さんお願いします。

(藤代)

県の事業の場合は、建設土木等の場合には、最低制限価格が5千万円未満、低入札価格調査は5千万円以上という形でやっております。この件数はどのくらいかというのは調べてないのですが、今回も9月の補正予算の中で、67%くらいの価格で入れてしまったという、勝浦の方の警察署の建て替えですが、その2社1番、2番の価格の方がアウトで、3番目の方が落札したという形をとっております。

予定価格は、県の場合は土木等については、1億円以上は事後報告、1億円未満は事前の公開ということになっているそうです。業務委託の場合は、すべて予定額は公表せず、事後ということです。低入札価格調査の場合は1千万円以上、百万から1千万の間が最低制限価格を使って判断するという実態です。

(宮崎)

ありがとうございました。今のお話の中でも、予定価格については、あるものについては市川市の場合、以前は公表していたのだが、そうすると下に張り付いてしまうということがあるので、うまく入らないというお話がありました。

そこでそれも踏まえて、併せて鈴木さんの方にお伺いしたいのですが、先程のお話の中で、積算単価は問題が大きいということと、

ダンピングの受注でもって、どんどん労賃が下がってってしまうのだという話がありましたが、その辺りのメカニズムといたしますか、仕組みといたしますか、もう1回ゆっくり説明していただけますか。

(鈴木)

今、公共事業の入札に、設計労務単価というのは、国交省が1年に1度実態調査をします。したがって、現場へ出て実態調査をして、その実態調査にもとづいて、来年度の、設計労務単価というものを決めるわけです。入札をした場合においては、野田市は設計労務単価の80%、川崎市は90%ということで、それ以下は公契約が導入されていないところは、どんどん下がっているわけですね。

例えば大工さんの賃金が、型枠大工さんの賃金が、2万円の設計労務単価だったのが、実際現場で働いている人がどのくらいの調査かというと、1万5千円だがどんどん下がっていきます。そうするとその人の設計労務価格を国交省は拾いますから、結局バンと下がってしまう関係で、年々下がり続けたということで、今1万6千円いくらが平均賃金です。

ですからここに歯止めをかけないと、価格はだんだん下がりつつある。したがって、下がっていきますと、入札価格も年々下がってってしまうということで、それが今までの入札の中で、一番弱い、働いている人の賃金に皺寄せがきてしまう。メカニズムを何とか改革をしてくるということで、私達も国交省の方には、今の地域実態調査ではだめなのじゃないかということを、要求しているわけがあります。

(宮崎)

今のお話ですと、基準の単価は決まっていると。しかし、その次のところが、実数を調

査して、それに基づいて次の基準の単価が決まると。しかし、実際には基準の単価は決まっているが、実数との間に格差がものすごく大きいので、どうしてもその実数の単価に引きずられて、次の基準価格も下がったようです。その下がっていく循環でどんどん下がってしまう、そういう理解でよろしいですか。

(鈴木)

そうですね。

(宮崎)

そういうところにも問題があるのだというお話でした。今お三方のお話を聞いていて、武藤さんいかがでしょうか。コメントをお願いしたいと思います。

(武藤)

実態はなかなか難しいなというのを感じましたが、その中でも、予定価格が下がっていくメカニズムについてなのですが、予定価格を適正価格として計算するのは難しいけれども、それをちゃんと出さないといけないということを講演の最後に申し上げました。

予定価格を最終的に判断する時に、これまでの経験、類似の入札をした落札価格を参考基準として考えていくのですが、全体として下がる傾向にありますから、平均値はどんどん下がっていく。それを基準に予定価格を最終的に確定するものですから、下がる一方なわけです。

そこを止めるにはどうするかというと、予定価格を考える基準の設計労務単価の、二省単価とかいっていますが、2つの省が出しているものがあります。さらにこれの9割とか8割とかそういう数字を出すのです。だからそこは、8掛けにしなくてもいいのではないかと思うのです。

それから、周りの参考にすべき落札価格は、

あくまで参考ですから、そこに引きずられないような考え方、そういう考え方をしっかりと作っていけば、私は引き下げなくても大丈夫なような形がとれるのではと思うのです。が、そういう新しいことをやると、なぜ違うのだということをいろいろと証明していかななくてはいけなくて、その証明業務が大変なのだろうと思います。

だから、これまでのやり方を維持している。そうすると、坂を落ち始めたボールですから、なかなか止まらない。少し根本的な問題として、落ちていくボールを止める方法を、考えていただければと思います。

(宮崎)

どうもありがとうございます。まさにそうですね。落ちていくボールを、いかに入れるかという難しい問題と思うのですね。かつては右肩上がりの時に、物価は年々上がっていて、どんどん上昇していくわけで、右肩上がりの状況に合わせたシステムであったわけです。それが右肩が下がっていく時代の、まさに1つの側面を表しているだろうと思うのですが、右肩が下がっていく時に、ボールが転がり出していくことだと思いました。

それで改めてふと思い出したのは、そもそも自治体に、総合評価の入札方式が認められるきっかけとなった、あるいは最初の時に例示されていたのは何かというと、コンピューターのハードディスクです。パソコンやコンピューターは年々値が下がっていくわけです。性能は上がってくるのだが、値は下がっていく、そういうものはコンピューターが出てくるまではなかったのですね。

右肩上がりという、必ず値は上がっていくという方向だったのですが、値が下がっていくものに対して、どういうふうに入札を考えたらいいのか、勝負できるのだろうかという時に、確か最初の事例はハードディスクです

がね。価格と合わせてハードディスクの容量、どれくらいの記録容量があるのか、それを総合評価するというのが、1つの事例になっていたと思うのですね。確かそうだったと思います。

そこで改めて次は総合評価の、あるいは、公契約条例の話に進めていきたいと思っております。先程来何度かお話が出てまいりましたが、千葉県野田市が全国に先駆けて、公契約条例を作ったのです。ご覧になっていただいているでしょうか。私どもの機関誌であります『自治研ちば』、野田市の市長さんとのインタビュー記事が、前々号には掲載されております。

それをお読みいただくとお分かりいただけるのですが、野田市においては、市長さんの意見ですから、多少は割り引かないといけないところがあるかも知れませんが、大きな混乱はなく、議会においても確か全会一致です。どういう制度ができたのかというお話のインタビュー記事が載っております。公契約条例について、お三方のご意見をお伺いしていきたいと思います。

(遠峰)

公契約条例に関する内容でございますが、公契約条例というものにつきましては、公共団体が発注いたします公共工事ですとか、業務委託の受注者に対しまして、その業務に従事する労働者の賃金ですとか、労働条件などを一定水準以上に確保させるために、制定するというようなものが、今の野田市さん等が作っている条例でございます。

これらの賃金ですとか、労働条件というものにつきましては、基本的には最低賃金法ですとか、労働基準法とか、そういう法律が既にございますので、本来国が定めるものという意識はしているところです。

本市におきましても、平成17年の時点で、

議会の方から議員発議という形で、公共工事における、賃金確保法設定に関する意見書の提出についての提案が提出されました。その間内容につきましては、建設業における元請けと下請けという重層関係の中で、建設労働者の賃金体系は、今なお確立されていない。

現在国は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律が施行され、その成立において建設労働者の賃金、労働条件の確保が、適切に行われるよう努めることという附帯決議が出されている。諸外国での公契約に関する賃金確保の法律、いわゆる公契約法が制定されている。

こういうことから、政府は建設労働者の適切な労働条件と、公共工事の品質を確保するために、まず第1点としまして、公共工事において、建設労働者の適正な賃金が確保されるよう、公契約法の制定を進めること。

第2点として、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の、具体的事項の実行ある施策を行うことの意見書を議決して、総理大臣ですとか、厚生労働大臣ですとか、国土交通大臣、衆議院議長へ意見書を、議会の方から提出をしたところでございます。

このように、私どもの議会におきましても、この公契約条例につきましては、問題になっております。基本的には、労働者の労働条件の向上のための規制につきましては、先程冒頭で申しましたように、法律という国が定めていくべきもの、と考えているところでございます。

ただ、このような状況の中で、なかなか国の方がこういう法律を定めていかないという中において、では市町村は、独自にどういうところまでできるのか。仮にこの公契約条例を制定した場合に、その条例どおりに実施されていないということが確認できた。それによって、条例にもとづいて、何らかの建設なり、委託なりの業者を処罰するとなった場合、

一方で、建設業者なり、委託業者なりは、法律にもとづいて、何の法律を犯していない。

そういうことで、仮に争いになった場合に、地方公共団体は、そこできちっと勝てるのかどうか、そこできちっと確認をしていかないと、今のところ市川市では、そこまですなな踏み込んでいないという状況の中で、現在検討をしているところでございます。以上です。

(宮崎)

どうもありがとうございました。違反があった場合というのは、かなり難しい問題で、法律違反をしてないという相手に対して、これを勝てるのかどうかという問題提起がございました。

そればかりじゃなくて、私が知っている問題でいえば、今工事の話になっていましたが、福祉の領域だとかでやろうとすると、事業者数がもともと少ないのだと。違反事業者が出た場合は、そこにペナルティーを科しちゃうと他がないのだと。で、みんな困ってしまうという話も聞いておりまして、なかなか実効性を確保するのは、厳しいということになるのかなという印象を受けております。それでは鈴木さん、お願いいたします。

(鈴木)

全建総連は、この公契約問題については、もう20年前から各地方自治体で、要請を続けております。かつて千葉県議会においても、条例が採択されたということで、県議会の方にも要請をしましたが、あれはちょっと違ったということで、正式には、公共工事における建設労働者の適正な労働条件確保に関する意見書ということで、平成16年6月21日で、千葉県県議会で当時の民主党議員さんが、原案者で採択されました。

これはいい機会だと思いましたので、自民

党の政調会長のところに要請にいきましたら、それは知事側がまだ考えていないので、今のところは様子を見たいということでした。その後行っていないのですが、私どもは機会のある毎に、県の要請を、毎年1回やっていますので、県の方でもお願いしています。

県の方の立場としては、先程市川の副市長さんが言われたように、民民による契約に、我々はタッチできない。したがって、これは国がやるべきものであって、県としては今のところ考えていない。私はよく、県にも国会議員の先生方にも言うのです。

このまま行きますと、建設労働者の賃金が、最低賃金まで下がったら、やる人がいなくなっちゃいますよと。職人さんの賃金が、今こんな単価でいいのですかと。このような最低賃金というのが誰にでも払う、誰でもこれ以下で使っていけないということですから、そういう建設労働者に対しての賃金ですから、きちっとした法律にもとづいて払わないといけませんよと。

この間も県に行った時に言いました。現在建設労働者、全国で大工さんですが、統計が出ました。12万6千、これは型枠大工さんも

入っています。その中の19歳から39歳までの大工さんが、型枠大工さんと、いろいろなプラグを作っている職人さんもそうなのですが、2万6千人しかいない。

ですから、あと20年経つと、職人さんがもういなくなってしまう。このままですと、今の低単価でいきますと、新たに職人さんになる人がいないということで、国にとっても技能労働者がいないということで、何とかここは手を打ってもらいたいということで、そのためにこの公契約というのが、必要ですと口説いております。

当時野田の市長さんにもお願いをしまして、野田市長さんも真剣になって、実は全国の市長会議にも、この公契約の問題を取り上げていただきました。後に野田市長さんには、公契約条例を作っていたいただいたわけですが、一番最後に野田市長さんが悩んだのは、設計労務単価をどこにもっていくか。この持ち方によっては、つぶれてしまう。

そこで全建総連に意見を聞きたいので、町場の例として教えてくれということで、話しに行きました。私どもとしては、100%というふうに主張しましたが、それでは議会が通



らないということで、いろいろな話をしたところ、市長さんが後に議会に提案したのが、設計労務単価80%ということで通りましたが、なかなか公契約というのは、難しいと思います。全建総連は今まで地方議会、千葉県内でもやってまいりました。

意見採択はかなり進んでいるのですが、まだまだ条例までいくというと、大変であります。川崎市は昨年ですか成立しました。今相模原市がやっております。ここには私達の仲間も、委員として加わっておりますので、多分この12月の議会には出される。それと札幌市が今、この問題に取り組んでいますので、かなりこの運動が進んでくるのではないかと思います。でも、まだまだ地方自治体までいくと、少ない数でございます。

民主党の国会議員の先生方にも、公契約を何としても国で作ってくれということで、今お願いをしております。民主党の我々の建設議員懇談会の会長さん、衆院議員の赤松さんという方が、私達の全国大会が19日から22日に開催されましたが、この全国大会の会場の挨拶の中でも、早急に公契約問題を、進めていくという力強いご挨拶がありました。

国としても進んでいくかなということで、期待していますので、皆さんもご協力お願いします。

(宮崎)

ありがとうございました。ちょっと教えていただきたいのですが、今のお話の中で、全国で建設労働者の数が12万6千人、そのうち19歳から39歳までの方が、2万6千人しかない。このまま事実上の労賃がさっと落ちていくと、後継者が育たないのではないかと、新たな職人さんが生まれないのではないかと、というお話だったわけです。

一方では、公契約条例は、発注主が自治体に限られるわけです。つまり発注主、要する

に公共建築であれば、そういうことが言えると思うのですが、そうではない民間の民事のところで、何とかするのではないかと、という疑問は、当然出てくるのではないかと、思うのですが、その辺りについてはいかがでしょうか。

(鈴木)

公共工事の賃金が上がれば、民間もそれに引き継いで、今までとしては上がっているという実態があるのです。公共が下がると、それに応じて民間も下げると、こういうふうです。で、上がらない。実際には民間はもっと今下がっていますが、お聞きしたのによると1万5千円くらいが、一日の労働賃金になっています。

国と県の公共については、もっと単価が上がっていかないと、これが上がらない、歯止めがかからないということでもありますので、どうしても公共の方をこれ以上下げないことが、我々の要望でございます。

(宮崎)

分かりました。即ちつまり、自治体の方で発注している工事というものが、民間同士の発注する工事の相場も、ある程度規定してしまうということですね。その勢いが非常に大きいので、自治体が発注するところで、しっかり押さえておかないと、民間の方もどっちが先かな、どっちが引っ張るのか分かりませんが、下に引きずっていってしまう。

先程の話でいえば、転がりかけたボールがどんどん転がっていってしまう、そういうお話ですね。それでは藤代さん、お願いします。

(藤代)

公契約条例というのを、私も野田市が作った時に、初めて名前を聞いて、一生懸命勉強をしました。結局今の日本の経済状況というのは、「失われた20年」というように、いわ

ゆる新自由主義というのが、競争して勝ったものが正しいのだよという、そういう経済構造をずっとこの20年来やってきたことによって、民間においてもワーキングプアという、言ってみれば年収2百万円以下が1千万人以上で、今年の発表では非正規雇用が38.7%。このような状況を作っていく中で、これを一体全体どうするのだろうか。

それと、それでは公務員のいわゆる公の場所では、そういった世間の風から除けられているのかなと思ったら、公共の公務員の、これは自治労さんでも調査いたしました。その前に総務省も、嫌々何とかやりましたが、30%近い方々が非正規雇用である。そしてその非正規雇用の方は、時給800円前後です。どう見たってワーキングプアじゃないか。公の中に、既に官製ワーキングプアを作っている。

それだけかなと思ったら、契約をする一般競争入札等々という、これもまさに失われた20年の間の競争・競争と。下げれば一番いいのだと。あの新自由主義的な考え方が、すべて公務員のいわゆる公の公共サービスの中にも入ってきて、一般競争入札をやっているうちには、低価格での落札と。その結果は何だったのかな。

先程先生からのお話もありました、大阪市の地下鉄の清掃の方が時給760円、月9万円、生活保護を申請をしたら認められてしまったと。そういった契約をしている。これはやっぱりおかしいということで、野田の市長が何とかこれをストップさせようということで、作られたことを前文等々の、あるいは法律を出した時の趣旨説明を読ませていただきました、そういうことでございます。

その時に、まさに請負等々の官製ワーキングプアの状況を、何とかなくしていく。そのためには、野田では829円という形で、高卒の初任給の賃金を、そして建設労働者につい

ては、設計労務単価の80%という形で労働条件、建設労働者においては、何が何でもこれ以上下がるのを何とか抑えようと。

しかも末端の元請けだけではなく、下請け・孫請け・派遣、その最後の価格を、この価格で設定していこうという、まさにこの20年間で、公務を含めて官製ワーキングプア、そして民間のワーキングプアの状況を、公の立場からする契約の中で、何とかこれを止めていこうと、これが公契約の持っている一番重要な課題ではないのかなと。

根本市長も言っていますが、これは本来国がやらなくちゃいけない。だが国は、1949年のILO94号条約を批准しておりません。批准していない政府ですから、公契約法は作れるわけがない。なぜならその考えを認めていないのだ。その辺の整合性がない上に、なかなか民主党もこの公契約法を作ってこない。全建総連さんが一生懸命頑張ってくださっているのですが、なかなか法案の案まで来ていますが、国会の中には上程されていない。

その中で、地方自治体で野田・川崎に続いて、国分寺・相模原・多摩、そして先程の契約のところで、20数市を電話でお聞きしましたら、市川市さんとか我孫子市さん、松戸市さんは何とか研究しましょうと言っています。

でも他の市は、それは聞いたことはありますね、でも考えたことはございません、こういった答えがはっきりと戻ってきてしまう。中には、検討しているというところですか、周りの市町村がやるのを見ましょう、1市くらいやっても、何てことはないでしょうと、いやにはっきり言うのです。

そういう形で、ある程度一生懸命頑張っている市町村も、あるわけでございます。新宿区などの場合にも、要綱という形で、この労務単価、あるいはいわゆる請負についても、給与をある程度きっちりと、自分の持っている区の条例に合わせていこうというのを、要

綱として作っている。にもかかわらず先程言いましたように、全く動かない自治体がある。

千葉県はどうかといいますと、いわゆる清掃ということ、あるいはビルの管理というところの請負の入札のところで言いましたが、一昨年その請け負っている業者が、とんでもない実態であったということで、部長が常任委員会の中では、全庁的に考えていきましようと言いましたが、県は、言ってみればそれは国がやることなので、国と他県の動向を注視しましょう、それで終わりです。

なぜだめなのですかといいますと、繰り返して言うことは、民間の賃金は労働基準法と、労働者と使用者との民間の間で、自主的に決めるものだ、そこに介入することはいかなものか。いろいろな課題があると言っているのですが、言っている課題は今言ったことと、地域での最低賃金との整合性があるじゃないか。これは1つずつ、もう既に野田の、あるいは尼崎等では反論され、論破されていることです。

労働基準法に従って云々というが、これは国の質問主意書の答弁書の中で、このようなものを作ってもいいですよと、はっきりと麻生政権の時に答弁しております。しかも罰則規定をやってもいいですよと、ここまで国は言っているわけです。

そしてまた、地域の最低賃金があるのに、それとそれぞれの公契約の中でそれを作って、おかしいじゃないかといいますと、公契約の賃金は、別に契約の相手方とであって、その地域全般に、その最低賃金をやれといっているわけじゃないのを、なぜかそのように曲解しておかしい、私はできないと。

もっと笑ってしまうのは、高い賃金をもらっている人が、その賃金をいったら安くなっちゃうじゃないかと。そんなことはなくて、最低、底なのだから、高いのは高いまにしていればいいのですが、なぜかそのよ

うな論にならないような理屈で、何となくこれは国の方で、それこそILOの94号条約を批准していないので、公契約法というものを、そういった立場を取り入れないことに準じて、県がいるのかなと。

しかし、ここで一番私が問題だと思うのは、先程も言いましたが、ワーキングプアの状況とか、いろいろな問題があり、いわゆる公は何なのかと。社会的な、かつ実現するという公が持っているものを、公契約によってどう実現していくか。

地域主権という言葉は、あまり好きではございませんが、地方自治という形でそれぞれの自治体が、これからも自分達が住んでいる町なり、県の人達の状況の中で、どうこのワーキングプアの状況を作らないでいくのか、そういったこれからの自治体の方向性をも示すものとして、公契約条例という形で、自治体のミッションをちゃんとしていかなくちゃいけない。

自治という言葉だけでなく、自分達の町、自分達の県、その中で暮らす人達に対して、ちゃんとした適正な契約をもって、適正な労働環境と最低賃金という形で、生活できる賃金を設定している。これはいくらやっても、やり過ぎることはないと思います。この辺の自治に対する認識が、かなり各自治体の中で、欠如しているのじゃないかな。そういう考えを持って、私は公契約法を、更に進めなければいけないと思います。以上です。

(宮崎)

どうもありがとうございます。かなり理論的にも難しい法律問題も含めて、ご自身の調査の中から、お感じになられたこととお話しになられていますと。結構いろいろと詰めて議論しなきゃいけないところもあるかとも思ったのですが、それはそれといたしまして、今の三方のお話を受けていかがでしょう

か、武藤さん、コメントをお願いします。

(武藤)

まず国が定めるべきだというご意見といたしますか、副市長さんからございましたが、野田市の条例の前文には、それが書かれています。国でやるべきだ、しかし国が動かないのだから、私達がやるのだと、こういう発想があります。そういう気概が野田の根本市長にはあったと思います。

その後、野田では、どのように法制的な観点から、国と折衝をしたかということなのですが、これは藤代さんが今おっしゃられたように、かなり丹念にやっております、法制的な問題は、一応説明書を読めば、クリアされているということです。

例えば、最低賃金との関係でいいますと、最低賃金を決めているのではなくて、契約自由の原則の中で、契約の相手に対して支払う賃金を求めている、そしてそのお金を積算価格の中に入れて、相手に渡しているのですから、十分可能なのです。

そのことは違法でも何でもなくて、社会的に混乱するわけでもなくて、むしろ二省単価というのは実態価格ですから、実態に合わせた賃金水準を、契約に持ってきていると考えれば、法制的に何ら問題はないし、違法行為があった時でも、裁判になっても、それは対等な契約ですので、契約条項の問題であって、法律の問題ではないということになるわけです。

これは全建総連などでも、弁護士をされている古川景一さんが、川崎市にも関わって、作られている条例も含めて、法制的な論点をすべて出して精査していますので、私はあまり法律に強くないですが、その点は大丈夫です。ですから、市川市も頑張って公契約をやるのだという宣言をしていただき、市川市民として、私も応援したいと思います。

もう1つ、この公契約は、今のところ決めているのは、最低賃金だけです。大工さんというならば、大工さんの補佐の時間給を決めているだけです。大工さん自体は、ぜんぜんいじられていないです。みんな8掛けで来ちゃいますから、どんどん下がっていくわけです。落ちていく坂を、少なくとも私は平らにしようと思います。

下り坂じゃなくて、平らにしくちゃいけない、これが地域水準を下げないということです。それを8掛けで計算したら、当然下がります。どんどん下がって、公共工事が下がるから民間も下がり、そして今度はそれが水準だとされその8掛けとなり、どんどん下がってしまう。この悪循環をちゃんと止めないといけない。

民主党政権がそれをできなかったというのは残念ですが、地域でできます。だから野田市は、国がやらないから、自分達の野田市の地域ではやるのだと宣言しました。そういう自治体が増えていくということが重要で、しかも最低賃金だけじゃなくて、大工さんの賃金もその中に含めることが必要です。

そうしないと、みんな大工さんの補助員ばかりになっちゃいます。これでは建物のそのものが建たなくなっていくますから、少し長期的な視点から、今のような考え方をちゃんと是正していかないといけないと思います。その第一歩が、公契約であると考えています。

(宮崎)

ありがとうございます。国がやらないから野田はやったと。今のお話を伺っていて、確かに最賃制度との関係でいうと、契約自由の中で、ある程度条件を求めているだけですと、これで十分理屈が通るわけですが、改めてかつての公害防止の横浜方式を思い出しましたね。

横浜方式も相手の事業所に、これでやって

くださいと強くお願いをして、それで契約を結ぶのだと。あれは契約方式なのだという形で、基準を守らせている形をとったのですね。横浜は、政令市としての力が入って堂々と渡り合った、という過去の事例をふと思い出しました。全く違う話ではあるのですが、ちょっと通じるものがあるなと思いました。

武藤さんに教えていただきたいのですが、どういうふうにと考えたらいいかなということですが、今まで議論する中で、このままだと公共工事に関するお話は、どうしても例が出てきますし、そこで実際働いている労働者の労賃の話になってくるわけですが、実際に自治体が契約を結ぶという場合は、公共工事には限らない。

特に対局というのは変ですが、違った典型として、労務の提供があったといいますか、労働主役型の事業なんかも、今までであると思うのですが、この辺りについては、別々に考えた方がいいのでしょうか、それともセットで考えた方がいいのでしょうか。考え方について、お考えを教えてください。

(武藤)

公共工事の方は金額も大きく、それから人件費については公共工事の中の3割程度ではないかと思います。機械であるとか、セメントであるとか、鉄骨であるとか、こういうものにいろいろかかっていきますので、人件費の部分は、相対的に低いので、人件費部分を操作しても、それほど大きな影響は出ません。

したがって、公共工事の品確法などで進められたように、自民党の方々もその点については、進められると思うのですが、業務委託の場合には、9割くらいが人件費ですので、これが厳しいわけです。この業務委託も同じように、同じメカニズムでどんどん引き下げられてきています。

高い技術が必要なところは、あまり業務委

託にはなりませんので、問題は少ないのですが、清掃業務など単純労務型の業務委託であったり、調理なども学校給食などだと、最低賃金レベルでしか積算されないということがあります。

業務委託と公共工事を相違は、人件費割合が違うということだけで、基本は同じだと思います。業務委託の中でも、単純労務で働く人と、管理的な業務で働く人がいますが、例えば後者の図書館司書で20年やっている人も、給与が全然上がらないという場合もあります。役所の中で働いているのに低賃金なのです。

足立区はこの問題に対して、非正規の公務員も4段階くらいのクラスに分けて、管理職と一般職を2段階ずつでしたか、非正規の賃金も高めるようにしています。そういう事例を参考として、一般的な業務委託の賃金水準もちゃんと考えながら、予定価格を積算して、これこれの水準でやってください、管理職の手当てをこれだけ出してくださいということで、契約によって進めていく方法があります。

そうすれば、委託業務の中にも、しっかりとした経験を踏まえての賃金水準という考え方が導入できていくのではないかなと思います。このような方式は、なかなか実現するのは難しいようで、区の直営部分に足立区などが取り入れたというところに、留まっているということです。

(宮崎)

どうもありがとうございました。今いろいろなお話を伺ってまいりましたが、ここでフロアの方々のご質問を受けようかと思います。いかがでしょうか。どなたからでもご質問があれば、お手を挙げていただきたいと思います。その際、所属とお名前を併せておっしゃっていただけると助かります。お願いいたします。

(植木)

市川市役所の植木です。私は技術屋で設計書を作っています。私達は最小定義で最大効果を出すということで、会計検査があるので、非常に厳しい設計書を作るのですよ。

私は100%で入札してもいいくらいの数字をだしているのですが70%で入札してくる。

会社の方は相当厳しいと思うのですが、その辺の考え方は、請負者としてどうですかね。

(武藤)

受ける側が、仕事を取りたいという時に、7掛けで出していったりする。神奈川県建設業の協会が、なぜ赤字でも受けるのですかということを調査したのです。そしたら、赤字で受けた会社の4割くらいは、赤字は分かっていますというのです。分かっているが、従業員を遊ばせておくよりもいいから、赤字でも取りましたというのです。

一般的に自治体では、歩切りをする場合がありますが、予定価格を出した上で、8掛けとかにすることを指します。少なくともあれは、歩切りは止めなくちゃいけません。予定価格が高いと、談合があるという方々もいるのですが、視点を変えて予定価格が適正な場合には、予定価格よりも下げた分は、赤字になるのです。

かつては予定価格が甘いこともあったので、歩切りをしてもよかったのだと思うのですが、今では予定価格そのものがぎりぎりの形で下がってきていますから、7割でできるはずがないと考えた方が正しいのです。

(宮崎)

鈴木さんの方からも、できるはずのないものができてしまっている現状について、補足していただけますか。

(鈴木)

具体的な例はないですが、実は私が住んでいる船橋市は、15%を頭で切って、入札じゃない、くじ引きなのです。業者に聞くと来たくない。くじ引きで当たっちゃうと仕事をとらなきゃいけないですから、それではできない。逃げて歩いているということですが、いつもやらないと仕事をもらえないので、たまたま行って当たるのだというのですが、市の方で15%を頭で切られちゃうものですから。

問題はそういう仕事をとって、その後3年・4年にもなりますと、市は補修工事が高い。ものすごい金額です。船橋市はその予算が大変なことです。それは市が資金繰りをしなきゃならない。結果的には、市民の税金を使うという実態があるという。

(宮崎)

いかがですか、よろしいでしょうか。他に質問ございませんか。どなたでも結構です。どうぞ。

(佐藤)

佐藤と申します。千葉県地方自治研究センターの副理事長をさせていただいています。自治体の役員を、退任していますが、公契約条例を作るという観点から、武藤先生の方にお伺いすることになるかと思います。

先程、宮崎先生の方からお話があったが、千葉県自治研センターの取材で、4月に野田の根本市長のところに、井下田先生と一緒に伺わせていただきました。根本市長からも、直接公契約条例を作るに当たっての苦労話とか、いろいろ聞かせていただきました。

先月、10月上旬には、川崎の市長の講演の話も聞かせていただく機会がありました。その時に感じたのは、根本市長の話の中でも、公契約条例を作るに当たって、議会の中も全会一致でしたし、それは川崎も同様だったと、

こんなお話もございました。

野田市の中でも、業者といいますか業界と
いますか、そういうところからの話も、ス
ムーズにいったような話も、伺ったようなと
ころであります。川崎も、多分同じような状
況だったのではないかなという感じがしてい
ます。いろいろな議会の根回しとか、本当に
他のところでは、大変なこともあったのかな
とは思っています。

が、首長さんがそのつもりになって、この
入札の制度の問題ですとか、現状と問題点と
いますか、そういうものが丁寧に、周りに
説明していけば、うまくそれは動いてくるの
ではないかなと。簡単に言いますと、首長
さんの決断次第ではないかなと感じたところ
がございます。

そういう意味で、その点についての武藤先
生の見方といいますか、そんなことを伺いで
きればと思います。よろしくお願いします。

(宮崎)

武藤さん、お願いします。

(武藤)

野田市と川崎市の場合については、首長の
リーダーシップは、大変重要でした。他の国
分寺市などを見ても、最初はそれで動いてい
たのですが、むしろ最後のところで、そのリー
ダーシップがきかなかったといいますか、発
揮されなかったという問題かと思っています。

私がかかわっているところでは、首長は入
札改革という一般論には賛成の方ですが、そ
の後に大変なのは、契約課の皆さんです。契
約課の皆さんが、先程副市長が指摘されたよ
うな問題を、ちゃんとクリアーできるかどう
かというのは大事で、そことセットで考える
べきでして、首長のリーダーシップ+契約課
の組み立てです。この2つがないと、動かな
いと思います。

問題はもう1つあるのですが、首長と議会
との関係が難しい場合は、条例を通すのを控
えてしまうということがあります。その場合
には、規則を変更してやっていけばいいので、
私がかかわっているところも、議会对策がで
きないからというので、条例ではなくて規則
を変更して、総合評価入札の中に、公契約的
な要素を入れました。

私がかかわっているのは、小平市ですが、
小平市は条例ではなくて、規則でやりました。
この方式だと、あまり目立たないですが、条
例か規則かどちらがいいのか、検討する必要
があります。また、基本条例を作ってやって
くださいと当初は考えていました。

当初は宮崎先生も私も、そういう考え方
だったのですが、実態は基本条例を作ってい
ると、条例自体をつくることも含めて、議会
対策もありますので大変です。むしろ実態を
動かしていくためには、規則が早いと思いま
す。どちらが本当はいいのだろうかというの
は、ちょっと迷っているところでもあります。

なかなか動かないところが、多いのですが、
野田市の前にやっていたのが、尼崎市です。
しかしながら、そこが実現できなかったのだ
す。その後野田市でようやく実現できました。

(宮崎)

よろしいでしょうか。確かに小平市の市長
さんとは、僕も以前にお話をした時に、議会
が厳しくてねというお話をされていました。
そこは管理職の方でかなりやる気のある方が、
いろいろと知恵を絞ってそっちの方向にいつ
たのじゃないかなと思いますね。

いかがでしょうか。他にご質問ございませ
んでしょうか。お二方が挙がっていますが、
前の方先にどうぞ。

(村石)

村石といいます。私は自治労に加盟してい

ますが、民間の企業に勤めています。職种的には、千葉県水道局とか、千葉県下水道の業務の委託を受けている会社に勤めています。

そこでお伺いしたいこととしましては、総合評価方式の中で、技術点とか価格評価点とか、点数があります。その点数の付け方ですが、点数の割合ですね。大阪府のクリーンセンターの例を見ますと、価格評価点が50点ですが、いろいろ入札の案内を見ますと、価格点が50点だったり、20点だったりあるのです。その辺の数字の経緯というのは、どういうふうに我々は受けたらいいのかな、という部分を教えてもらいたい。

あと総合評価方式で提案していますが、市の方で評価するのも大変だと思うのですが、我々の民間が提案書を作る方も、結構な労力をとというか、時間もとられていまして、その辺が果たして妥当なのかどうか、もし答えられる範囲で答えてください。よろしくお願いします。

(宮崎)

これもまた武藤さんがよろしいですね。お願いします。

(武藤)

価格点の比率は大阪府の場合、最初は60点だったのですが、2006年からは50点に下げて、価格その他の要素ということで、価格とその他の要素は50対50です。皆さんも覚えているかと思うのですが、駐車違反の取り締まりの業務、警察庁が入札をやった時も、価格点とその他の要素は50対50でした。ですから、国の総合評価の中でも、今では価格は50点です。

では、それ以上下げられないのかということとありますが、これは愛知県がやった県の業務の市場化テストの中で、全部の合計は千点ですが、価格は250点という、4分の1まで下げているものがあります。要するに、ど

ういう業務をどういうふうに委託するか、価格の意味はどういうことかということをちゃんと論理づければ、25%でもいいのだろうと思います。

もう1点、評価の項目が増えていくことによって、応札する業者の事務量も増えているのではないかというご指摘ですが、確かに、価格だけ書いて札を入れる時代から、私達はこんなことをやっていると、いろいろ書かなくちゃいけませんから業務量は増えたと思います。が、一度書けばその書類が、全部使えますので、2度目以降は業務量がそれほど増えないと思います。

大阪でどういう事態が起きているかという、ある障害者雇用を進めている業者ですが、大阪府は大阪の衛星都市に、同じような入札を行うように、大阪市等にもお願いして、多くの市で同様の入札をやっています。豊中市とか周辺の都市も、大阪府方式を取り入れ出したのです。その業者はあちこちの市での入札に参加すると、みんな落札しちゃうのだそうです。ちょっと仕事が多くなり過ぎて、抑えているとおっしゃっていました。

要するに、最初にしっかりとした障害者雇用の書類を作っておけば、それを他のところに出せるのですから、どんどん仕事が取れちゃうことになります。契約課も最初は大変です。でも、最初にいいものを作れば、いい価値がどんどん継続して、繰り返して利用できるわけです。早く取り組むことが、重要だと思います。

業者の皆さんも、早くこういう社会的な価値を追求する企業になっていくということに取り組んでいただければ、どんどん仕事を取ってしまうという状況になって、取り過ぎないようにしていただければと思います。

(宮崎)

ありがとうございます。

先程お手を挙げられていた方、どうぞ。

(椎名)

自治労の委員長をしています椎名と申します。今日のタイトルで「入札改革」、社会的価値の追求と公契約ということで、冒頭武藤先生の方から、公共サービスについての提起を受けたわけです。藤代さんの方から、非正規労働者が全労働者の3分の1、公務の職場においても30%、また、その請け負う事業の方達の低賃金の、官製ワーキングプアということが、今社会的問題になっているという提起がありました。

千葉の中でも、我々の仲間の地域の中でもあるのですが、3年に1回入札をして、そこで入札を負ける。しかしその業務を、雇用を守るということで、働くためには、泣く泣く賃金が低い中でもそこで働く。3年後またその業者が負けるという、入札の中で企業としての取れなかったこと。ただ、人を引き継いでいただきたいということで、雇用の継続ということでお願いをしているのですが、なかなか賃金が上がっていかないということです。

それで賃金が低くなってきて、官製ワーキングプアという形の中に民間の中でも、入っていきなさいいけない。また、清掃業務を請け負っている組合の中でも、年々賃金が低くなってきているということで、なかなか生活をしていくのは厳しくなっていると。

最低賃金のお話をしますと、全国の中でも、生活保護を下回っているところは、まだまだあることもあって、生きていく、生活をしていくというところの中で、ぎりぎりの状態の中なのかなということでございます。パネラーの方が、社会的問題になっている官製ワーキングプアという問題があるのですが、今そのことについて、率直にどのようなお考えを持っているのかと。

多分一番厳しいのは、副市長だと思います。

自分達が見ていたら、市もなかなか潤沢な財政ではないという状況の中で、どうしても本当は直営で、守っていかなくてはいけない部分もあるが、ある程度そこは、苦しんで民間に委託しているところもあって、そこをやってなおかつそのことが、またそういう社会問題につながっていることもあります。その社会的な問題について、コメントをもらえればと思います。

(宮崎)

今の椎名さんからのお話、いくつかのポイントがございました。その中に、これまでに全然触れられていなかったポイントがありますので、それを改めて指摘しておきたいと思っています。

それは雇用継続の問題です。落札者が代わった場合、実際にそこで業務に当たっていた労働者の雇用がどうなるのか、雇い主が代わったとしても、そのまま雇用を継続することができるのだろうかということで、これは野田市としてもかなり苦しんで、後から追加された条文の中で、しかも努力規定のような形になっていたと思います。

雇用継続に関するご意見と、官製ワーキングプアといわれている状態について、それぞれの立場からどういった印象、ご感想ということになるかと思いますが、お持ちかということ、藤代さんの方から伺いましょうか。

(藤代)

官製ワーキングプアというのは、いわゆる公務員の中での非正規労働者が、非常に安い賃金で働いていることと、今問題になっている公契約という形で、公な契約、あるいはいろいろな行動を起こすことによって、ワーキングプアを作り出してしまうところに、問題があるのかなと。

今ご質問がございましたこの問題について

て、どう思うかというのは、官製ワーキングプアも民間のワーキングプアも、これは本来あってはおかしい問題だと思います。でもなぜか日本の社会は、日本の社会だけじゃなくて、世界中がワーキングプアを作り出さないと経済が発展しないという、そういう経済構造をこの20年間つくってきた。そのこのところをきっちりと仕切らないと、なかなか生半可なことではいけないのかなと。

片方ではワーキングプアは嫌だが、公務員はあんな楽な仕事はないのだから、公務員の人事を減らせと。何かわけの分からない支離滅裂な理論になるのですが、よく考えれば支離滅裂だが、感覚的には私も苦勞しているのだから、あんたも苦勞しなさいと。その感じを、完全にこれを否定していかないと、この問題は直っていかないのかなと。

公契約における問題を、ちゃんとやっていくためには、まず市役所の中、県庁の中での非正規労働者が、800円前後で働かされている。特に保育所などの保母さんなどは、20年勤めても、未だに200万円前後という。片方の正規の職員だったら、600万円・700万円。この差は一体全体何なのだろうと。

やっていることは全く同じ。その状況をちゃんと直していくということを考えれば、それならば公が契約として発注した中で、賃金が減って、まさに生活するのに汲々とせざるを得ないような社会を、あえて何で公がつくらくなくちゃいけないのか。

この官製ワーキングプアと、ワーキングプアについては、これまでの経済構造を根本的にひっくり返していくという、そういう運動と結びつけないと、いけないと思っています。

(宮崎)

ありがとうございました。鈴木さん、お願いいたします。鈴木さんも印象、ご感想で結構です。

(鈴木)

今藤代先生が言いましたが、格差、正規労働者と非正規労働者が200万と700万ですか。同じ仕事をしてこういうふうに違うというのは、我々の立場を考えても、ちょっとおかしいと思います。そこは是正をしていただきたいと思います。

(宮崎)

それでは遠峰さんお願いします。

(遠峰)

非常にお答えにくい質問ですが、私どもの方も、この官製ワーキングプアの問題につきましては、改善をしていかなければいけないという意識は、重々持っているつもりでございます。ただ、中には労働者の方から、短い時間を働きたいという需要もあるわけでございます。

そういう中で、基本的に正規労働者と同様に、働いている方々に対して、そこに大きく差が出るというのは、やはりよろしくないのではないかと。できるだけ差をなくしていくような努力を、これからもしていきたい。

また私どもの方は、実際の例といたしましては、病院を持っております。病院の中で看護師さんがいらっしゃいます。そのような方々も、欠になるとなかなか採用はできない。そういう意味では、正規職員と同額を、非正規の方々にもお支払しているという現状もございまして。できるだけそういうふう近づけていきたい。

それで非正規職員の方々、それはそれぞれ労働の中身が違いますので、そういう形で、正規労働と同様の働き方をする方々については、近づけていかなければいけないと考えています。以上です。

(宮崎)

どうもありがとうございました。同一価値労働・同一賃金というお話になっていくのかとも思います。先程申しました雇用継続の問題は、かなり難しいところもあるのですが、含めて武藤さん、コメントをお願いできませんか。

(武藤)

雇用継続の問題については、日本ではそういう発想がほとんどなくて、会社が仕事をとれなかったのだから、従業員も全部首を切られるのは当然だ、そういう発想が多いのです。ヨーロッパの労働組合などを見ても、雇用の継続は、管理者が誰であれ、その仕事を継続するということは、重要な価値としてヨーロッパ全体がそうなので、EUの指令として、雇用継続を原則的に考えなさいというものがあります。

イギリスにもそういう規則があって、雇用を継続するのが当然だという考え方です。日本ではまだそういう価値観がないものですから、指定管理者制度なんかが入ってきた中で、一応今働いている人達に、継続を希望するかどうかを聞いて、そこで賃金水準を提示し、よければ継続をできるような、そんなところぐらいまでしか、進んでいないのではと思います。

働くという立場を重視するならば、管理者が誰であろうと、現場の仕事は慣れている人が継続するという価値観を認めていく必要があると思います。もう1つ、官製ワーキングプアですが、おもしろいことに野田市も、この公契約条例を導入したら、野田市の市の中の仕事で、829円よりも低い時間給の人がいたので、そこをまず上げたという事例があるそうです。川崎市も同じように、川崎市の中で、最低賃金よりも低い人はいないかどうかを確認したということです。

だから、最低賃金の部分では、そういうことがきいてくるのですが、先程言ったように、それは同一価値労働・同一賃金という原則からみて、全然格差があり過ぎて、手がつけれられないような状況だと思います。そこは同一賃金・同一労働の原則を、もっと取り入れることをしていかないといけないのです。

この点についても日本では、非正規労働者は試験を通っていないので格差があって当然という考え方が多いのですが、ここも改めていかないと、難しいのではないかと思います。

(宮崎)

制度を下支えにしてといいますか、制度の背景にある思想といいますか考え方、その時点から組み合わせていかないと、これはなかなか難しい問題である、そういうご指摘であつたんだろうと思います。いかがでしょうか。他にご質問ございませんでしょうか。どなたからでも結構です。お二方の手が挙がっていますが。

(飯沼)

松戸市役所の飯沼と申します。公契約の、国の制度のお話が先程ありましたが、そのお話と、ILO94号条約の議論がされているのかどうか。私も組合の役員をやっています。その辺のところはあまり聞いてはいないのですが、そういう議論はされているのかどうかを、お伺いしたいと思います。

(宮崎)

これは武藤さん、分かりますか。

(武藤)

あまり詳しくないですが、少なくとも今民主体党の中で、ILOの94号条約について、批准するとかしないとかという議論が、出ている

というのは聞いていません。公契約法を国がつくるという点については、確かマニフェストの中には載っていました。

それがどういうふうに進んでいるかについて、少なくとも国の動きで、いい動きがあるということは、このところ聞いていません。あまり進んでいないのではないかと感じています。

(宮崎)

この件に関して、情報をお持ちの方はいらっしゃるでしょうか。あまり作ってないですね。

(鈴木)

先程も申しましたが、全建総連の大会では、民主党の中に、建設議員懇談会というのがあるのです。私達の仲間の支援をするという、150名くらい加盟しているのです。その会長さんは野田の市長さんと私に、一度会いたいということで、懇談をしていますから、その辺では話が進んでいると思うのです。

ただ、挨拶なんかでは、公契約はどうしてもやりたいということの話であります。ILO問題は、今のところ進んでいないというところでは。

(宮崎)

さて、予定されていた時間に、ぼちぼちなつてまいりました。ここでパネリストの皆さんに、それぞれ最後に、一言ずつコメントいただいて、結びにしていきたいと思います。藤代さんからお願いしましょうか。

(藤代)

今日はどうもありがとうございます。公契約条例、入札の問題からここまで来まして、地方自治体からいろいろなことを変えていくという、1つのツールみたいな部分もある

のかな、そんな思いをいたします。

国全体、あるいは世界全体の経済行動の大きな視点も、とらえなくちゃいけないと思いますが、何しろ働いている者が、ちゃんと働いた者なりの価値を認められて、生活ができるという、そのための公契約条例というのを、まさに自治の時代でございます。

地方自治、地域主権というならば、地方自治体からそういうものを作り上げて、情報公開法も、個人情報保護法も、自治体での条例から作り上げていったという過去もございましたので、皆さんと一緒に頑張っていきたいと思います。

(宮崎)

ありがとうございました。鈴木さんお願いします。

(鈴木)

今日は不慣れな場なのですみません。私もとりあえず公契約については、事業者の皆さんと共に、これからも県内の市町村に呼びかけをしてまいりますので、皆様のご支援を、ひとつよろしくお願いいたします。

それと、先程時間がありませんので言い忘れましたが、骨子が、契約制度の基本指針というものを、昨年度の11月30日にまとめまして、今年の8月1日ですか、今パブリックコメントをやっているということです。これは公契約とは、直接関係はありませんが、公共工事を統括する条例というものを作るということで、進んでいるようでございます。よろしくお願いします。

(宮崎)

どうもありがとうございました。それでは遠峰さんお願いいたします。

(遠峰)

今日は長い時間ありがとうございました。市川市の入札制度をご説明させていただきながら、今後の契約制度についての改善について、いろいろなご質問について、お答えさせていただきました。市川市につきましては、自負しているところは、他市よりとにかく先がけて、入札制度を改善していこうという意識は、十分持っているつもりでございます。

これからも他市に先がけて、制度改正について、努力をしていきたいと思いますので、皆さんのご協力をよろしくお願いいたします。以上でございます。

(宮崎)

どうもありがとうございました。それでは基調報告から、ずっと長くお願いいたしました武藤さん、最後のコメントをお願いいたします。

(武藤)

今、副市長さんから、市川市も頑張りたいというお話がありました。私も市民として頑張りたいと思いますので、ぜひとも先を走る市川市として、入札改革にも目を向けていただければと思います。

(宮崎)

どうもありがとうございました。自治体がこれから先、自前の資源、自分が持っている

自分が管理している資源だけで、政策対応をしていくことは、とても無理だということは、明らかであります。

つまり、自前のものでないものも利用して、あらゆる場合、あらゆるものを利用して、政策対応をしていかなければならないと。そうであれば当然契約に基づいて、政策を展開していくということも、その中に入っていくわけでありまして。そこでは入札を含めて、政策的な対応ということをして、ますます独自のものを開発していくことが、必要なのだと思います。

国の権限との間で、これは国が決める法律事項ではないかと思われることも、多少角度を変えて見れば、自治体独自のチャレンジは、かなりできる動きが残されているのではないかと。契約なんていうのは、まさにそうだと思います。

まさに契約受容の世界であるのですから、そういったあらゆるツールを利用して、今後これから経済構造も右肩下がりになってきましたし、人口構造も変わってくるという中で、独自のといいますか、これまでにない政策対応を進めていくことが、できればいいと思います。その方向を探っていくことが、肝要なのではないかと思います。

予定時間を2分ほど超過してしまいました。これにて、このシンポジウムを閉じさせていただきます。皆さん、どうもありがとうございました。

基調講演 講師紹介

むとう ひろみ
武藤 博己氏

法政大学大学院政策創造研究科教授

(2012年4月より公共政策研究科教授)

1950年群馬県生まれ。75年 法政大学法学部卒。80年 国際基督教大学大学院博士後期課程 修了(学術博士)。行政管理研究センター研究員を経て、85年 法政大学助教授。08年から現職。主な著書に『入札改革—談合社会を変える』(岩波新書)、『ホーンブック行政学』(共著、北樹出版)、『社会資本投資の費用・効果分析法』(監修、東洋経済新報社)など。

地方自治と原発行財政

— 原発交付金と狭義の 原発マネーを中心として —



一般社団法人千葉県地方自治研究センター
理事長 井下田 猛

■ 本論の意図

わが国の原子力発電所（略称、原発）は1954（昭和29）年に原子力関係予算がはじめて登場し、以降地方自治関連の原発行財政は主として原発交付金と狭義の原発マネーの両者からなるいわゆる原発マネーに依存して推移してきた。しかし、2011（平成23）年3月11日の東日本大震災による東京電力事故後のいまに至るも、この状況は変わらない。“第3の火”としてクリーンエネルギーのもとに登場してきた原発は、どの段階のどの問題でも決定的な危険性をもち、今回大惨事を招いた。安全性、それに予防面への考慮がなら

なされないまま“不可侵の国策”として推進されてきた福島原発事故は、いま改めて未来永劫にわたって収束しないことを伝えている。

本論では、はじめに原発促進動向を概括し、原発財源の原発交付金と狭義の原発マネーを要約してトレースする。さらに原発建設の実態をたどり、原発立地自治体の一事例として新潟県柏崎市を検討する。そして最終的には、原発交付金と狭義の原発マネー漬けの“いまのこのまま”の地方自治現実からの抜本的転換策を提起することにした。

1. 原発の一方的促進と原発交付金と狭義の原発マネー

(1) ふたつの立場から出発のわが国の原発動向

わが国の原発を巡る動きは、真向から相反するふたつの立場からはじまる。

それが1954（昭和29）年3月1日に太平洋マーシャル諸島のビキニ環礁で、アメリカの水素爆弾実験による第5福竜丸と島民の被爆が契機となった3.1ビキニ被爆事故である。次いで3月なかばに、第5福竜丸全乗組員23名が東大病院で原子病と確認される（9月に機関長久保山愛吉が死亡）。広島・長崎に次ぐ第3の被爆者を招くことになったから東京杉並の母親達の呼びかけで始まった3,400万名もの禁止署名、国会・地方議会の禁止決議などが相次いで全国的に原水爆禁止運動が急速に高まる。さらに8月には原水協（事務局長・法大教授安井郁）が結成され、翌年には原水爆禁止世界大会が開催される。ここには当初から平和を目指して原発に疑義と憂慮をもち、反原発の想いをいただいていた多数の国民・市民が存在していたことを証している。

他方、第5福竜丸が母港の静岡県焼津港を目指して即刻帰途に就いていたビキニ被爆の

翌3月2日に、原子力関係予算2億3,500万円が国会に唐突に上程される。これは、原発核燃料物質の U_{235} と奇しくも語呂合わせが符節している。なお、この予算は早くも3月4日に衆議院本会議で可決し、4月3日に自然成立した。そして国家サイドから、総力をあげて原子力政策を具体化させていく。このため、翌1955（昭和30）年に原子力基本法が制定され原子力委員会が発足し、56年に科学技術庁と日本原子力研究所、次いで57年に電力企業との共同出資のもとに政府は日本原電株式会社などを発足させた。きわめて短期間かつ拙速のうちに、原発体制づくりが具体化するとともに独走していく。

くわえて1955年以降声高に叫ばれた石油・原発主体のすさまじいばかりのエネルギー革命のマスキャンペーンに注目したい。この1955年は明治20年代なかば以降わずか60年間しか続かなかった石炭時代を一方的に切り捨て、石油・原発時代の到来を招いた。石油の埋蔵量が有限でありながらも、石炭に代わ

る薪・木炭や練炭などの代替燃料を一方的かついっさいを枯渇させて、快適性・利便性をうたい文句に石油時代へと切り換える。石油漬けが定着すればさらに「石油はあと〇〇年」などとマスカンペーンしつつ、これに

代わる“夢の原子力”の“第3の火”として無公害かつクリーンエネルギーの粧^{よそお}いをもつて、石油・原発共存時代の独走^あを敢えて創出してきた。そしてこれまで、国民・市民とは遥かに遠い密室内で原発が横行闊歩してきた。

(2) 原発交付金と狭義の原発マネーの実態

地方自治と関連する原発推進の財源には、総称して広義の原発マネーがある。これには電源3法交付金の原発交付金と固定資産税などの狭義の原発マネーがある。本項ではこれら両者の実態を概括することにした。

原子力推進の基幹法に原発3法と電源3法交付金がある。原発3法は電気事業法、電源開発促進法、公共用地の取得に関する特別措置法からなる。このうち電源開発促進法は国が事業費の全額を充当する交付金であり、原発3法は全体として原発立地のための促進法である。

一方、電源3法交付金は電源開発促進税法、電源開発促進対策特別会計法、発電用施設周辺地域整備法の3者からなる。なお、発電用施設周辺地域整備法は原発新設用の交付に備えるものである。そして電源3法交付金は水力発電なども対象としているが電源立地対策交付金として事実上は原発の稼働・促進のために1974（昭和49）年に創設された原発交付金である。電源3法交付金はいわゆる原発交付金として電力会社から徴収する電源開発促進税を財源に、電源開発促進対策特別会計に繰り入れて公共事業費として原発立地の市町村に交付・配分される。とりわけ電源開発促進税は従来から税率の数度にわたる変更を招いていて、現行では月平均消費電力300kWhで1世帯当たり月額113円程度の負担となっている。つまり国民の電気料金負担による税金からなり、国民・市民負担のもとに原発が一方的に促進されてきた。

このように交付金の原資は電気料金に含ま

れる電源開発促進税であり、原発の立地道県・市町村や周辺自治体に交付されて公共用施設のインフラ整備に振り向けられてきた。このため、原発立地自治体には超豪華役場や体育館それに集会施設の公共施設などが林立する。しかし、2003（平成15）年に原発交付金の用途制限の大幅緩和を招いて、従来の公共用施設の整備にくわえて、いまでは地域活性化名目にソフト事業にも用途が拡大している。

しかし、今日福島県南相馬市と浪江町は、ともに原発交付金を辞退している。そして福島県は原発交付金（そのうち電力移出県等交付金）を辞退し、同県内の自治体では廃炉・運転停止に伴う廃炉交付金の創設を新たに求めている。

他方、自治体と関連して原発の推進・強行の象徴的存在が狭義の原発マネーである。これは固定資産税、法人住民税、核燃料税、使用済み核燃料税、原子力立地交付金、それに寄付などからなる。

原発立地自治体は全国に21カ所存在していて、一般財源で当該自治体が自由に裁量できる固定資産税は、原発発電設備にかかる固定資産税である。原発は大規模償却資産であるから税収は年々縮減して、5年後には半減する。そして耐用年数は15年間で、それ以降は当初の評価額の5%しか課税されずに地元に落ちる固定資産税は際立って低くなる。30万kW以上の原発に適用される大規模償却資産税は100万kW当たり15億円が地元自治体の固定資産税となる。これが縮減すれば、地元自治体にとっては積年におよぶ大型公共施設の建

設に伴う維持などの財政圧迫を招く。このため、自治体の多くは原発のさらなる大規模化と立地の困難さから既存施設を中心に原発増設の集中化を求める原発の“巨大化と集中化”を招いている。他方、法人住民税収は各自治体ともに必ずしも多くはない。

核燃料税は原発立地の見返りとして原子炉内の核燃料に課税されている法定外普通税で13道県に導入され、道県からの交付金である。そして、これは原発停止中でも半額分は徴収される。使用済核燃料税は使用し終わった核燃料に重量単位で自治体が独自に課税していて、新潟県柏崎と鹿児島県薩摩川内両市に2003（平成15）年以降導入されている。一方、原子力立地交付金は、原発立地市町村と周辺地域を対象としている。この交付金には、ブルサマル受け入れや定期検査間隔の拡大などに多様な加算がなされている。そしてこれは家庭や企業にも直接支給され、実質的な割引きとなっている。さらに寄付の場合は「社名を出さない」などの条件がつけられて、ときにトンネル機関をも介して多岐にわたるハコ物と維持費などにこれまたまちの活性化に資したいとして、法外なほどの寄付が繰り返されている。

総称して広義の原発マネーは〈表—1〉に

〈表—1〉自治体に流れた「原発マネー」総額（判明分）

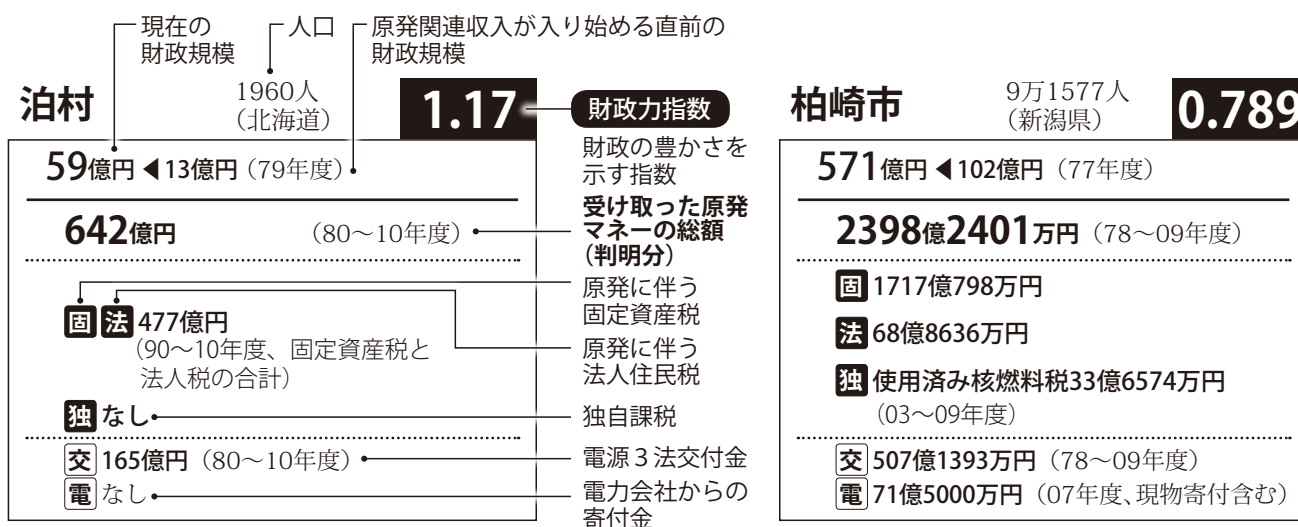
電源3法交付金総額	9152億8300万円
道県の核燃料税	6749億6820万円
原発に伴う市町村税	8920億1299万円
電力会社からの寄付	530億3814万円
合計	2兆5353億 233万円

※電源3法交付金総額は経済産業省資源エネルギー庁編「電源開発の概要 2010」より集計。電力会社からの寄付には都道府県への寄付も含む

出所：『毎日新聞』2011年8月19日号14面

見られるように合計額で2兆5,353億円を超えていて、電源3法交付金総額は9,152億円超となっている。残る金額は、狭義の原発マネーである。このうち原発に伴う市町村税は、その中心が固定資産税である。〈表—2〉に示される柏崎原発の立地する柏崎市の事例では広義の原発マネーは2,398億2,401万円に上まり、電源3法交付金は507億1,393万円であり固定資産税は1,717億798万円と際立って高い。この表を読みとる参考に北海道泊村の事例を引いておいた。さらに今回の福島原発事故とかかわる双葉町と大熊町、それに柏崎市と隣接する刈羽村と、柏崎市とともに核燃料税の独自課税を課している鹿児島県薩摩川内市などの原発マネーの事例を引用した。

〈表—2〉原発マネーなどの動向



双葉町7178人
(福島県)**0.78**

56億円 ◀5億円 (73年度)

161億1308万円 (74～10年度)**固** 役場移転のため不明**法** 役場移転のため不明**独** なし**交** 161億1308万円
(74～10年度、01年度一部データ欠落)**電** 不明**刈羽村**4892人
(新潟県)**1.49**

62億円 ◀11億円 (77年度)

957億297万円 (78～10年度)**固** 565億2535万円**法** 7億1279万円 (90～10年度)**独** なし**交** 348億2598万円 (78～10年度)**電** 36億3885万円 (09年度)**大熊町**1万1405人
(福島県)**1.50**

71億円 ◀1億円 (65年度)

1012億5655万円 (66～10年度)**固 法** 842億2466万円
(66～07年度、固定
資産税と法人税の合計)**独** なし**交** 170億3189万円 (74～10年度)**電** 不明**薩摩川内市**10万674人
(鹿児島県)**0.47**498億円 ◀105億円
(77年度。合併前の旧川内市)**325億379万円** (78～10年度)**固** 非公開**法** 非公開**独** 使用済み核燃料税20億227万円
(04～10年度)**交** 277億6000万円 (78～10年度)**電** 27億4152万円 (累計)

出所：『毎日新聞』2011年8月19日号14面から一部抽出

2. 自治・地域圧殺のうちに原発の推進**(1) 立地の実際と自治・地域の破壊と人びとの心を蝕ばむ**

原発は当初多くの場合巨大工場が立地するなどといい、原発が立地するとは名乗らずに登場する。そして極秘のうちに隠微な根回しがなされて昼夜おかまいなしに朝駆け夜討ちが繰り返されて反対運動を巧みに切り崩して、電光石火のうちに土地を買収・取得し、漁業権を放棄させる。戸別訪問は激化し、執拗な各個撃破は常態化する。市民・住民の分断と猜疑心は醸成され、人びとの心は蝕ばれる。多くは土地ころがしの末に原発が立地し、地元の有力者を前面に合意されて、誘致と同時にときに機動隊を配置して“公共事業”の名のもとに原発立地が強行される。

くわえて原発は地域・産業振興に寄与するとのマスキャンペーンのうちに原発は科学・技術の粋の結晶と喧伝され、“原子力ムラ”の

学者・研究者を動員して終始一貫して虚構の安全性がことあるごとに吹聴されてきた。しかし、原発は特殊高度技術が要請されて下請け・協力中小企業のかかわる余地は乏しく、原発労働者の賃金は時間当たりで高いから原発依存企業は増大せずに雇用効果は乏しい。結果として、地域の産業構造は原発にのみ依存するいびつな単作・単一の原発モノカルチュアが特徴的である。従って、経済効果はキャッチフレーズ通りには発揮されずに、過疎地蹂躪による電力企業の集積利益がまかり通ってきた。

とりわけ、原発の立地・稼働に疑義や反対など自己の意思を表明できるのに“権利の上に眠る人”よろしく、あの手この手の酒食の供応・接待は日常茶飯事で就職・採用を条件に切

り崩されるのが通例である。さらに、不明朗で名称はさまざまであるが、寄付金・協力金・委託金と補償金は莫大な金額に上っているながらも、使途不明金のまま決算書などには「雑収入」扱いとなり、多くは「非公開」とされている。従って、これら闇の金はじつに巧みな“餌付け”として推移している。まさしく原発の立地・稼働は当初来から地域自治を全体的かつ構造的に破壊し、あわせて原発マネー総体が自治と人びとの心を陰に陽に蝕ばむ。



(2) 象徴的な柏崎市の事例

〈表一2〉に柏崎市の電源3法交付金と狭義の原発マネーを含む原発マネー総額が2,398億2,401万円と示されている。なお、〈表一2〉と〈表一3〉とでは法人市民税と使用済核燃料税を除けば、少しく金額の差がある。柏崎市は人口9万1,577人であり、財政規模は571億円に上る。原発が7号機も立地し821.2万kWを出力しているから原発財源は潤沢で、人口・産業構造が似通っている類似都市と比較すれば財政規模はほぼ倍増している。このため〈図一1〉に見られる市民1人当たりの財産面積は体育施設や道路用地など箱ものの行政財産と未利用の普通財産ともに、群を抜いて高い。原発財源の導入から公共施設が多く、いまではその運営維持費を賄うランニングコストに呻吟している。なかでも2007（平成19）年7月の中越沖地震から公共施設、ガス、水道などインフラの災害復旧費がかさみ、これに追い打ちをかけるように固定資産税の年々の減額から経常収支比率は101.9と際立って悪化して財政の硬直化を招いている。

〈図一2〉の経常収支比率に概括されるように公債費、維持補修費、物件費、人件費などの割合が高い。自治体のエンゲル係数に相当する経常収支比率は財政構造の弾力性を示すもので、従来財政支出の硬直度

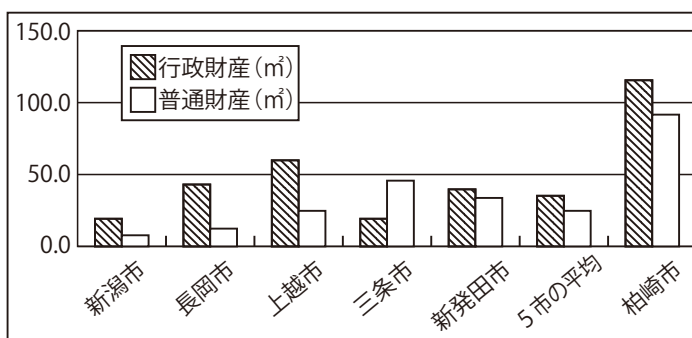
〈表一3〉 1978～2009年までの柏崎市
原発財源合計額と内訳（単位：千円）

国県交付金計	53,035,878
法人市民税	6,886,366
固定資産税	171,893,998
使用済核燃料税	3,365,741
原子力立地給付金	1,260,859
合計	236,442,842

出所：主要参考文献③池田千賀子論文

を測る自治体財政判断の指標として重視されてきた。この経常収支比率は経常的に支出する人件費、扶助費、公債費などの固定費を地方税や普通交付税など経常的に収入されて自由に使用できる一般財源で除したものである。つまり、毎年経常的に入る収入に対して、毎年経常的に支出する費用の割合である。自治体財政の悪化は連年にわたる交付税の圧縮・

〈図一1〉 市民一人あたりの財産面積（㎡）

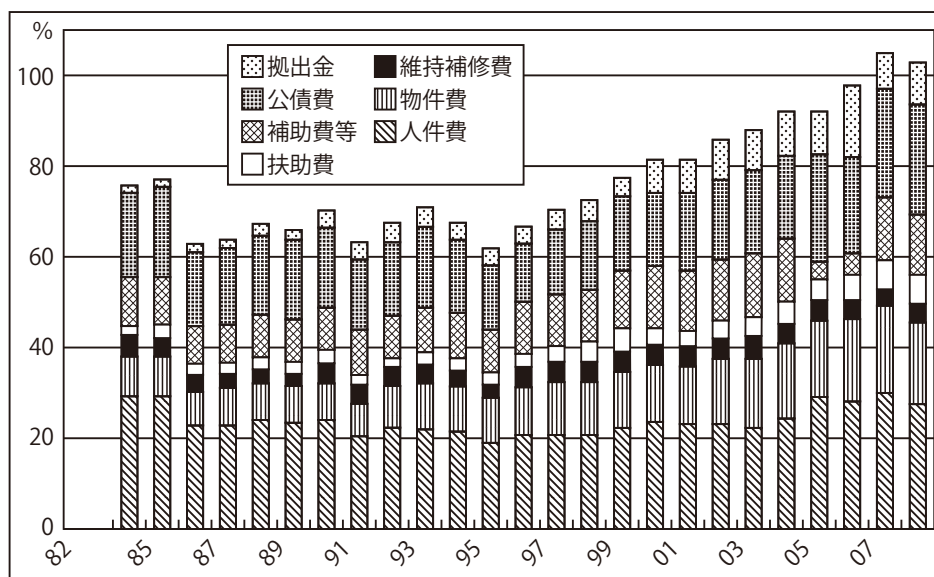


出典：2008年 公共施設状況調査

出所：〈表一3〉と同じ

削減から全国的に問題となっており、くわえて近年公債費の高水準と人口の高齢化などの進展による扶助費の増加などから、財政状況の硬直化を招きがちである。この数値が高まるほど財政が硬直化するから経常収支比率の数値は市区自治体の場合、適正水準は80%程度が望ましいガイドラインだという。

〈図一2〉 経常収支比率



財政指標は客観的な比較でもあるから、さらに財政力指標を掲げておこう。財政の健全度・適正度を示す経常収支比率にくわえて、柏崎市の財政力指数は〈表一2〉に見られるように0.789にとどまっている。財政力指数は、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得られた数値の過去3カ年間の平均値である。財政力指数が1を超えるか1に近いほど財源に余裕があつて財政力があるから、財政力指数は自治体の豊かさを示すバロメーターである。そしてこの指数が1.0を超えると財政力のある団体とみなされて、地方交付税が交付されない不交付自治体となる。つまり、財政力指数は標準的な行政活動に必要な財源をどれくらい自力で集められるかを示すものである。

しかし、2001（平成13）年度から三位一体の改革で基準財政需要額が低く見積もられて、分母の基準財政需要額を構成する測定単位の切り下げ・減額が進捗しているから反面、財政力指数は1.0に近づく。従つてその分、地方交付税の配分は減額・圧縮されることになる。なお、基準財政需要額は人びと誰もが居住地の如何を問うことなく、同等の行政サービスを自治体に保証している必要な経費の額である。財政力指数は分子を構成する基準財

政収入額がコンビナート都市や原発立地都市の場合、1.0を上回っているのが通例である。しかし、原発立地の柏崎市の場合、依然として地方交付税の交付自治体にとどまっている。

くわえて柏崎市の場合、借金返済負担の重さを示す実質公債費比率は2009（平成21）年度は21.9で、全国1750市区町村中ワースト57位（前年度98位）と劣悪である（『週刊エコノミスト』2010年12月7日号参照）。なお、2008（平成20）年度の柏崎市の実質公債費比率は翌09年度と同様に21.9である。なお、この09年度の全国市町村平均のそれは11.8である。このように柏崎市は財政指標に見られる財政力指数、経常収支比率、実質公債費比率ともに良好ではない。原発財源に偏つて依拠し、なかでも公共施設の維持管理コストに呻吟し、体系的・計画的な財政執行を欠いて恣意的な財政運営のツケを招いている。既に財政の弾力性が失われて新規事業を展開するための財源が乏しく、不安定な財政運営が強いられていて厳しい。とくに経常収支比率が際立って高水準で推移しており、借金返済負担の実質公債費比率もまた劣悪極まりないから事務事業の見直しなど経費支出の抜本的効率化などが緊要事となっている。

■ 結びに代えて

地域社会は、人びと誰もが生きて働き暮らす場所である。本論で展開してきた原発自治体の多くは、安全性を希いながらも危険性を見返り＝代替措置として原発財源の受け入れを許容してきた。それは“国策”のもとに“上から”一方的に危険手当として、いわゆる原発財源が制度的に与えられてきた。反面、自治体もまた“原発の巨大化・集中化”志向に集約されるように、“麻薬”よろしく原発財源に擦り寄ってもきた。この巨大施設づくりと原発の集中立地をベースに2003（平成15）年以降の原発交付金とかかわる財政執行の緩和策は“仕事のできる首長”の行政実績の誇示とじつに多岐にわたる“住民・市民対策”を凝縮して示している。

原発の立地・稼働は、基本的には限界集落を含む過疎地に象徴される“小規模自治体斬り”にはじまる。制度的かつ構造的、そして財政的・経済的にも自立できないこの地域に原発が登場してきた。そしてここには建設前の調査段階から交付される電源立地対策交付金を主体とする原発交付金と狭義の原発マネーを含む広義の原発マネーの原発財源で当該地域社会を部分的かつ一時的に潤してきた。

前述した柏崎市の事例にくわえて福島原発の大惨事は、原発財源に依拠することは一過性にしか過ぎないことを教訓として伝えている。

地方自治は住民福祉の向上を目指すことがその存続の目的であり、財政は市民・住民の暮らしと仕事を守るためにある。このためには地方自治体にとって歳入の自治の抜本的確立が問われている。次いで原発自治体にとっては広義の原発マネーへの擦り寄り依存からの脱却が先決となる。さらに“小規模自治体斬り”を全体的・構造的に転換してこの地域の生存権保障を確立するために、地方交付税制度の従来型への制度的復元を急ぎたい。

原発立地自治体では通常時はいまなお原発稼働の不安をかかえ、同時に財政不安のうちにゆくゆくは行政サービスの切り下げと反面、市民・住民負担の強要がはじまることだろう。

人誰もの生存権を苛酷なうちに一方的に奪いながらも、原発体制は依然として健在である。近く3.11の満1周年を迎えて、昨日や昨年までの旧態依然とした繰り返しにピリオドを打ち、原発依存ではない財政運営の新たな選択肢を迎えている。

■ 主要参考文献

- ①特集「原発マネーが侵食」「立地自治体へ代償」、ともに『毎日新聞』2011年8月19日号14～15面。
- ②鎌田慧著『日本の原発危険地帯』青志社、2011年4月刊。鎌田慧著『原発列島に行く』集英社新書、2001年1月刊。
- ③柏崎市議会議員池田千賀子「原子力発電所が柏崎市財政に与えた影響」、第33回愛知自治研集会提出論文、2010年11月
- ④井田徹治「新しい政策は新しい政策決定から」、『世界』2012年1月号所収
- ⑤秋元健治「『原子力推進複合体』の形成」、季刊『現代の理論』2011年秋号、volume26所収、2011年10月
- ⑥拙著『環境科学論』、内田老鶴圃、1986年4月第2版刊

(2012年1月10日記)



脱原発へ… 小さな一歩でも！



脱原発・市川市民の会
能登 甚五

▶ はじめに

地の底から突き出るような小さな揺れを感じたと思った途端、突然大きな揺れが襲ってきた。足を広げ咄嗟に茶ダンスを抑えた。「でかい…長い！」もう終わりか、と一瞬頭をよぎり、今までにない恐怖感に襲われた。すぐに起きた二度目の揺れと同時に妻と一緒に外へ飛び出した。揺れの収まったあと、息を整

え家の中に入りテレビをつけた。日本列島の太平洋岸が赤い太い線でふちどられ、アナウンサーが何度も何度も『大津波警報』と叫んでいた。早い！もう津波か。テレビ局内の大きな揺れと物が崩れる様子をテレビは映し出していた。その光景に息を呑む思いであった。

▶ 『想定外』！

しばらくして、あの大津波をテレビは刻々と伝え始めた。“早く逃げろ！”“何をしてんだ！”とテレビに向かって叫んだ。何度も何度も。むなしい叫び。マグニチュード8が8.2になりやがてそれは「9」になった。その頃から、東京電力首脳などの口から『想定外』という言葉が盛んに使われるようになった。東京電力福島第一原子力発電所の全ての電源が失われた、原子炉の冷却が出来ていない、“え～～、どうなってんだ”「海水を入れろ、電源車は、消防車は、10km範囲は避難開始…、」次から次へとニュースは伝えるが何がどうなっているのかわからない。「想定外の大きな地震だったので」と多くの人が口にし、

そして…1号機の爆発、3号機の爆発。枝野官房長官は「心配ない、放射能の放出はない、ただちに健康に影響はない。」と白々しく伝えていた。テレビでは原発（御用）学者たち（その当時は恥ずかしくも、「御用」とは思っていなかった）が、「大丈夫だ、線量はたいしたことない、食べても安全だ」などと、どのチャンネルでも解説していた。コメンテーターも司会者も、ゲストも全くの「ノー天気」であった。正直に言うが、自分自身もその程度であって、批判などできないのだが、そんな状態にした責任の一端は自分にもある。原子力の『安全神話』を自分も受け入れていたのだ。何とも悔しい。

▶ 「脱原発・市川市民の会」の結成

外国人たちが西日本へ、海外へ逃げているというのに政府と経産省と東電と御用学者とマスメディア（一部か？）と自称文化人（それらを合わせて『原子力村』というそうだ。

これも今回認識した）によるウソとインペイとゴマカシのオンパレードが今日まで続いている。ただただ、おたおたしていた自分は、ほかの市民グループの人たちと会合を持った

り市川市当局との話し合いに参加していた。まだ、放射能の危険性を深く理解していたわけではなかった。そして、しっかりした「脱原発」を掲げる組織を創らなければならないとの共通認識で、私たちは7月9日に賛同人

方式（12月5日現在75名登録）で『脱原発・市川市民の会』を結成し、1. 原発の停止 2. 自然エネルギーへの転換 3. 放射能汚染対策（低減と内部被曝抑制）を活動目標にスタートした。

▶ 今までの「市民の会」の活動

1) 誤魔化されないように、広く結集するために、自分たちも知識を蓄えなければならない。原発推進派に負けてはならない。市

民の会では次のように、今まで7回にわたる「原発集中学習会」を実施してきた。

- 第1回 7月4日 「原子力とは 原発とは」 古川路明・名大名誉教授
- 第2回 7月26日 「市川地区の放射能調査報告」 藤原寿和・科学物質市民研
- 第3回 8月23日 「放射能から身を守る」 伴 英幸・原子力資料情報室
- 第4回 9月17日 「福島からの訴え」 森田省一・福島平和フォーラム
- 第5回 10月8日 「原発がなくても電気は足りる」 梅澤一男・反原発出前の店
- 第6回 11月12日 映画会「脱原発 いのちの闘争」
- 第7回 12月16日 『野呂美加さんお話し会と「チェルノブイリの今、フクシマへの教訓」上映会』

より多くの市民に「脱原発」を訴え、原子力・放射能の危険性に目を向けてもらうその一環として、力を注いだ取り組みが二つある。一つは、9月26日に3回に分けて行なった『ミツバチの羽音と地球の回転』の上映と監督によるトークである。会議を繰り返して、各生協組合員へのパンフ配布依頼、各労働組合への依頼、ポスター貼り、駅頭でのパンフ配布、賛同人によるチケット販売、インターネットの利用等の結果、月曜日という条件の悪い中、合計500人の参加を獲得することができた。二つめは、12月26日の「手をつなごうママの

会ICHIKAWA」という母親たちのグループと連携して『野呂美加さんお話し会と「チェルノブイリの今、フクシマへの教訓」上映会』を実施したことである。「ママの会」を前面に、私たちの会は後ろに控え実務を担う形を取り、より幅広い層への働きかけを重視したものである。当日の参加は約200名で目標を下回ったが、新たな地平を切り開いた思いである。残念ながら各生協の協力は得られなかったが、野呂さんの熱のこもったお話しは3時間という長さを忘れ去るものであった。

- 2) 「市民の会」では大江健三郎さんたちの1000万人署名の呼びかけに応えるため、個人でも映画会でもまた、市川駅などの街頭署名を行い、目標の5000名に向かって努力を重ねている。小宮清子社民党県議や山本友子市民ネット県議らの呼びかけに応じて、「さよなら原発1000万署名千葉の会」にも参画し3月いっぱいまで署名を集めることにしている。駅頭での署名集めで熱気が薄れてきている感じがしているので多くの工夫が求められていると思う。
- 3) 12月市川市議会に「市民の会」は「市川市の子供たちを被曝から守る施策推進を求める請願」を提出した。各会派を回り支持を訴えたが、紹介議員を断られた会派もあり採択が危ぶまれたが社民党の議員の尽力により全会一致で採択された。今後、市川

市の放射能対策室に対して請願採択に基づき具体的な要請行動を行う予定にしている。また、他の市民団体とも連携していて、一緒に質問状や要請項目を提出しており担当部署との話し合いを重ねてきている。

- 4) 9月19日の明治公園での「さよなら原発6万人集会」には「市民の会」として34名が参加しデモ行進を行なった。久しぶりの熱気に圧倒される思いであった。さまざまな旗、プラカードに参加している市民の幅広さを見ることができた。労働組合の旗の少なさが気になったが…。12月10日の日比谷野外音楽堂での集会とデモにも12名が参加した。(3月の福島県郡山集会にはバスをチャーターして40名規模で参加する予定にしている。)

▶ 今後の課題は

野田首相の原発「収束宣言」や「原発の輸出」などにみられるように、「原子力村」側も反撃体制を取ってきており、マスメディアの取り上げ方も大分減ってきた。月日を重ねるにつれ街頭署名などの反応も弱くなってきているように思える。署名運動のあとのことはどうなっているのだろうか。東電の電力料金値上げの行く末は？もうすぐすべての原発が止まることになるが再稼働の動きは？民主党政府のエネルギー政策はどうか？などいろいろと頭をめぐるが、「脱原発」の取り組みは息の長い戦いであって一朝一夕にはいくものではない。私たちの足元を堅固なもの

にしていくため、賛同人をもっと増やしていくと共に、子どもたちの健康や安全を何としても守り抜くという強い決意を共有していかなければならないと思う。そして、インターネットのブログ、ツイッター、フェイスブックなどの活用を通して発信力を高めて、今までにない幅広い人々とさまざまな形で結びついていく努力をしなくてはならない。発想の豊かさ、行動力を手にして今後とも取り組んでいきたいと思っている。

液状化に強い街へ



千葉県議会議員（浦安市選挙区）

矢崎 堅太郎

1. はじめに

東日本大震災から間もなく1年を迎える。そんな時に衝撃的なニュースが新聞に載った(2012年1月23日付読売新聞)。それは、「首都直下地震4年内70%」という見出しで、東京大学地震研究所の研究チームが今後4年以内にマグニチュード7級の首都直下地震が起きる確立が70%になると発表した、というものだった。さらに30年以内では98%の確立(2012年1月24日付朝日新聞)ということで、これまで政府の地震調査研究推進本部が予測していた、「30年以内に70%程度」の発生確率より高くなっている。

この4年という数字。皆さんはどのように感じるだろうか。おそらく多くの人が30年なら何となくまだ先の話だと、もしかしたら自分が生きているうちには起きないと思うかもしれない。しかし4年と言えば現実的だ。具体的に考えればオリンピックの開催間隔であり、地方選挙の執行間隔である。いずれもすぐに来てしまう感覚だ。それに4年以内だから4年後とも限らない。来年かもしれないし、今年かもしれない。極端に言えば今起きてもおかしくないのだ。

だから、この予測はまさにこれから、震災からの復旧・復興に本格的に取り組もうとしている千葉県にとって極めて重い予測である。津波対策、液状化対策、建物の耐震化、防災



意識の徹底等、速やかに行っていかなければならない。

そこで本稿では、千葉県内に甚大な被害をもたらした液状化の対策に絞って、昨年12月に制定された「東日本大震災復興特別区域法」を中心に考察していきたい。

2. 東日本大震災復興特別区域法について

今回の復興特区法に基づき今月から申請の始まる復興特区制度は規制緩和・税制優遇・復興交付金の3つの特例措置を大きな柱としている。以下に主な特例措置を示す。

(1) 規制緩和

- ・住宅地、農地など土地の用途ごとに分かれる手続きを一本化し、再開発しやすくする
- ・地元漁業者主体の法人が漁協と同様に漁業権を取得できる制度の創設

(2) 税制優遇

- ・新規立法企業の法人税を5年間免除
- ・被災者を雇用する企業の税金の一部を控除

(3) 復興交付金

- ・自治体負担ゼロの復興交付金（総事業費約1.9兆円）の創設

自治体では地域の実情に応じて、各種規制や税制における特例措置を組み合わせた「復興推進計画」〈必要に応じて「復興整備計画」〉を策定し、復興庁（又は復興局）に申請する。さらに、復興交付金事業を実施する場合は、事業計画も提出する。

復興推進計画は、県、市町村が単独又は共同して作成。また、地域協議会を組織している場合は、民間事業者等からの提案も可能。この計画は、個別の規制、手続の特例や税制上の特例等を受けるためのもの。

復興整備計画は、市町村が単独又は県と共

同して作成。この計画は、土地利用の再編に係る特例許可・手続の特例等を受けるためのもの。

復興交付金事業計画は、市町村が単独又は県と共同して作成。この計画は、交付金事業（著しい被害を受けた地域の復興のための事業）に関するもの。

今月20日現在、県内の復興特区に該当する

27市町のうちの対応を県がまとめたものが表1である。

これによれば復興交付金事業計画を作成したいとしている市町が15、検討中が5となっている一方で復興整備計画を作成したい市町は1、検討中が7、復興推進計画は作成したいが0、検討中が10となっている。

表1 復興特区に関する県内市町村の状況（県内該当27団体。＊は災害救助法適用8団体）

市 町 名	復興推進計画	復興整備計画	復興交付金事業計画
千葉市＊	×	×	作成したい
銚子市	検討中	検討中	検討中
市川市	×	×	作成したい
船橋市	×	×	作成したい
松戸市	×	×	×
成田市	×	×	作成したい
佐倉市	×	×	作成したい
東金市	検討中	検討中	検討中
旭市＊	検討中	作成したい	作成したい
習志野市＊	検討中	検討中	作成したい
八千代市	×	×	×
我孫子市＊	検討中	×	作成したい
浦安市＊	検討中	検討中	作成したい
印西市	×	×	×
富里市	×	×	×
匝瑳市	×	×	×
香取市＊	検討中	検討中	作成したい
山武市＊	検討中	×	作成したい
酒々井町	×	×	作成したい
栄町	×	×	作成したい
神崎町	検討中	検討中	検討中
多古町	×	×	作成したい
東庄町	×	×	検討中
大網白里町	×	×	検討中
九十九里町＊	検討中	検討中	検討中
横芝光町	×	×	×
白子町	×	×	作成したい

3. 液状化対策推進事業について

今回の復興特区制度の中の基幹事業（5省40事業）に液状化対策推進事業が創設された背景には、次の大地震発生時の被害を減らすには地盤改良が必要との認識があったからである。

この事業の基本的な考え方は、公共施設の液状化対策費は公費で負担し、民間家屋の液状化対策費は所有者が負担する。ただし、民間宅地内において実施する公共施設の液状化対策費については公費で負担するというものである。これによって宅地部分の負担が軽減できる。それは、道路部分を街区単位で格子状に地盤改良を施すことで、宅地への地震動の影響を緩和し、宅地内で必要な液状化対策工事を簡素化する。また、公共一括発注によりスケールメリットが発生し負担を軽減できるからである。

事業内容は以下の3点。

- (1) 液状化対策に必要な調査、事業計画作成、コーディネートに対する支援
- (2) 敷地境界、基準点等の混乱が著しい地域では、地籍整備と液状化対策を合わせて行う土地区画整理事業を支援
- (3) 土地区画整理事業を活用しない場合でも一定規模以上（3,000㎡以上かつ家屋10戸以上）で、官民一体の取組に対して支援

今後の課題は、この推進事業をどのような工法でいかにスピードを速めて実行していくかという点と、すでに個人負担で改良工事をしてしまった人との公平性をどう保つかという点が考えられる。液状化対策工法については浦安市等で専門委員会を立ち上げて検討に入っており有効な工法の決定が待たれる。また、個人負担での改良工事完了者には個別の補償制度の検討も必要である。

4. おわりに



今回の液状化被害では私の住んでいる浦安も大きな被害を受けた。私が市民から言われることは、傾いた家の復旧や道路・護岸の整備はもちろんのことだが、次の大地震が来たときに今回と同じように家が傾いたり沈んだり、ライフラインが寸断されたりしない液状化に強い街を作りたいということである。その意味では復興特区制度による官民一体となった液状化対策推進事業は液状化に強い街づくりへの第一歩になると思う。着実に実行されるようにしていきたい。

最後に、冒頭の東京大学地震研究所の平田直教授の言葉が朝日新聞に載っていたので紹介したい。「東日本大震災が起き、大地震はしばらくないと考えてしまう人がいるが、他の地域での発生確率はむしろ高まっていると認識してほしい。」その通りである。今は3.11の後であると同時にいつかはわからないが必ず起こる大地震XXXの前である。大地震が起こることが防げない以上、いかに起きたときに被害を最小限に止め、復旧を早くするのか。あらゆる視点から対策をしておくことが私たち議員や行政の責務である。

(2012年1月24日)

参考文献 千葉県議会政策情報 (No.63・64合併号・別冊)

東日本大震災と 地方自治体の危機管理



東金市議会議員

水口 剛

歴史に学ぶ

1000年に1度と言われる東日本大震災、1000年前（正確には800～900年前）に我国古典の三大随筆の1つの鴨長明「方丈記」の記述が思い起こされます。「川の流れば絶えずして、しかももとの水にあらず」「地獄業の風」云々。大風、洪水、大地震、山は崩れ、海は傾き、地は裂けて水が湧きという「天変地異」

のリアルな描写。日本は古来から繰り返されてきた水害、地震などの自然災害に遭遇し立て直し生活、文化を育てる歴史を共有しています。その歴史から何を学ぶのか、先人から学ぶことの重要性を改めて教えられている感があります。

教訓をどう生かすか

岩手県「釜石の奇跡」（津波の高さ9.3メートル）、3,000名の小中学校の児童生徒が津波から逃れ、誰一人も犠牲を出さなかった（自宅にいた4人と迎えに来た保護者と自宅にもどった1人は犠牲）という状況。一人ひとり自分で考えて自分の命を救え「津波てんでんこ」が学校現場で話題になっています。他方、宮城県石巻（津波の高さ7.7メートル）大川小学校では児童生徒70%、74名が犠牲となったと報じられています。日常の危機管理の在り方、差異が「いのち」の分かれ目になった現実、私たちは謙虚に受け止め生かす責務

があります。

東日本大震災から1年を迎えようとしている今日、地震、津波、加えて原発事故という三重被害、死亡1万5,844人、行方不明3,394人（1月13日現在）、避難者33万4,786人（昨年12月15日現在）。数字で語れない一人ひとりの生活、人生、物語があります。失ったかけがえのないいのち、元の生活に戻れない避難者の現実、胸の痛むもので忘れてはならない。政治に携わる者として、とりわけ日常、現場に身を置く地方議会、議員の立ち振る舞いが試されています。

急がれる防災計画の見直し

各メディア、大学、民間シンクタンクなどから東方、房総沖地震について取り上げられています。東北に大津波をもたらした1896年の明治三陸地震マグニチュード8.2、1933年の昭和三陸地震M8.1にそれぞれ似たタイプの巨大地震が今後発生するとすれば「北緯37

一次は房総沖と警鐘

度以南の茨城－房総半島沖」の可能性があると、解析結果を建築研究所の古川研究専門役（地震学）がまとめられた。（日経2011／6／7）

地震発生確率

評価結果

地震名	30年以内確率	規模
宮城県沖	99%	M7.5前後
福島県沖	7%程度以下	M7.4前後
茨城県沖（房総沖）	90%程度以上	M6.2～7.2
東海	87%	M8.0程度
東南海	70%程度	M8.1前後
南海	60%程度	M8.4前後
北海道以西	0.006～0.1%	M7.8程度

「政府地震調査研究推進本部」資料より

私たちが生活している千葉、房総半島は、南に浜岡原発、北に東海原発、相模原に米国の原潜、県内には劣化ウランなどの核燃料物質を使用する研究施設や工場が8市10施設が点在し、「避難基準が定められていない。定

められているのは袖ヶ浦市、未基準は千葉、市川、茂原、市原、我孫子、白井、山武の7市」（読売1／15）。危険と隣り合わせの地域であり、抜本的な防災見直しが求められています。

東金市の被害状況と急がれる未整備事業

東日本大震災による市内の被害状況（5／3現在）

●住宅被害		●道路被害		●河川被害		●下水被害	
全壊	4棟	盛り上がり		柵築崩壊		水道管漏水	
半壊	4棟	段差、陥没		計	5件	破断	
一部半壊	100棟	沈下、舗装破断、				計	5件
計	108棟	路肩沈下		●用排水路被害		●教育施設被害	
		側溝沈下		柵築崩壊		天井板、渡り廊下	
		計	41件	計	10件	ガラスなど破損	
						計	11件

急がれる未整備事業への事業の具体化

東金市において震度6強程度の地震が発生した場合に 被害が大であろうと推定される未整備事業

＝約230億円程度を見込まれる未整備事業（国、県補助は除く）＝

●教育関係施設 71億円

学校施設 立て替え、撤去工事

- ・東金中… 18億円 ・源 小…8.5億円 ・豊成小… 12億円
- ・鴛嶺小… 12億円 ・丘山小…8.5億円 ・福岡小… 12億円

●一般公共施設 36億円

立て替え撤去工事

- ・市庁舎…22億円 ・図書館… 6 億円 ・中央公民館… 8 億円

●その他

- ・道路関係復旧費用…20億円

道路関係（10億円） 急傾斜地（5 億円） 橋梁（5 億円）

- ・ガス関係（6.5億円）

- ・下 水 道（90億円）

避難者（福島、宮城）への住宅供給 63世帯139名

東日本大震災以降、東金には、福島、宮城両県から63世帯、139名が避難されてきています。当初、20戸を市として借り上げ無料で提供する事業を予算化し、補正を4月、9月まで延長してきました。一方、国（厚労省）は賃貸住宅借り上げを「応急仮設住宅」（従来の仮設住宅と見なす）として取り扱いを通知（4／30）。県は家賃1カ月

避難元市町村別避難者数

県 名	市町村名	世帯数	人 数
福 島 県	南相馬市	21	60
福 島 県	相馬市	3	6
福 島 県	双葉郡浪江町	28	52
福 島 県	双葉郡大熊町	4	9
福 島 県	双葉郡富岡町	2	2
福 島 県	双葉郡双葉町	3	6
福 島 県	双葉郡広野町	1	2
宮 城 県	石巻市	1	2
計		63	139

7万円、1世帯5名以上は10万円を上限とし、期限2年を限度とした要綱をまとめ（6／30）、

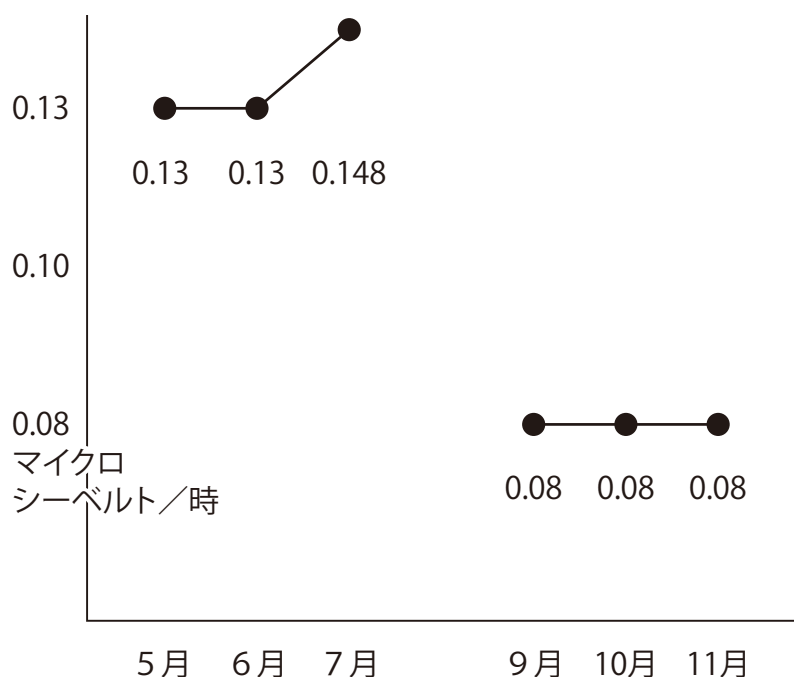
東金市もその要綱に基づいて実施し、63世帯139名の方に無償で提供しています。

福島原発…放射能汚染

東日本大震災、地震と津波に襲われ、福島第一原子力発電所は、電源を失い、原子炉建物内で爆発し、大量の放射線が噴出した。私たちの住んでいる東金市にも放射能の汚染が広がり、被害が出ています。いまだに原発事故の収束が見えず、不安が広がっています。夏にプールに入らない子供達。給食の食材の問い合わせ等が報告されています。放射能許容量は「年1ミリシーベルト」を標準とされ、国際放射線防護委員会（ICRP）、文部科学省等がそれです。東金市は、教育施設、公園等30カ所において放射線量測定（5月31日）を公表した。年1ミリシーベルトを24時間365

日マイクロシーベルトに換算数値0.11マイクロシーベルトをこえたのが29カ所であり、福島県内の会津若松（0.16）に匹敵し、市原市の0.044とは1桁上の数値がでています。下水道処理施設の汚染は下水道法により、セメントや肥料に再利用され、当市もセメント工場に出していたが放射能物質が検出され、一時搬入を拒否されていましたが、今は、受け入れられています。乳牛の県産（東金市含む）牧草の給与、及び放牧の自粛も今は解除されています。しかし、これらの情報はあまり公になっていないのが現状です。

東金市内放射線量測定結果（市内平均値）



* ガイガーカウンター

（簡易）ベータ、ガンマーも
ひろう
5, 6, 7月に使用

* シンチレーション式

主にガンマーをひろう
9, 10, 11月に使用

連載

房総の自治鉤脉

—第7回—

レッドパージと県知事・参院補選に勝利



一般社団法人千葉県地方自治研究センター

理事長 井下田 猛

“赤狩り”

レッドパージ強行の1950年

1949（昭和24）年夏7月5日に下山事件、15日に三鷹事件、8月17日に松川事件と一連の国鉄関連事件が相次いだ。さらに秋にかけて反動攻勢が激化し、行政整理や民間の企業整備に藉口した強制辞職勧告は事実上のレッドパージの始まりとなった。GHQ占領軍による公然とした「赤狩り」は官公労と民間で当時最強の労働組合であった国鉄と東芝、それに電産労組を中心に展開され、とくに電源ストを恐れて電気産業に従事した人びとがマークされた。

翌1950（昭和25）年6月25日、突如として朝鮮戦争が勃発した。これに先立つ6月6日、GHQのマッカーサーは徳田球一書記長を含む共産党中央委員24名の追放を政府に指令した。次いで戦争開始とともに新聞・通信・放送関係のレッドパージを強行し、以後全産業に波及した。さらに、全国労働組合連絡協議会（略称、全労連）が解散された。

戦争責任者の影響力を戦後の民主国日本から排除するため占領軍が起用した公職追放は、その目的を変えて戦争とは全く無縁の共産党グループに向けられることになった。このため、レッドパージと呼ばれた。

県内における最初の共産主義者とその同調者排除のレッドパージは、中央より約1週間遅れた8月初めに千葉新聞社の3名解雇で始まる。これ以降、日本建鉄船橋工場、日本精機我孫子工場、京成電鉄、日本毛織中山工場、

郵政省茂原郵便局、国鉄千葉管理局、農林省千葉統計事務所、それに電産労組改め関東配電などで計50名が追放された。このうち関東配電は28名に上^のぼる。パージに対して全日本産業別労働組合会議（略称、産別会議）による地労委への提訴や反対闘争が部分的に組織された。しかし、労働組合の多くは既に合法主義を標榜していた民同派が主導権を掌握していたからパージは黙認され、トラブルは殆んど生じなかった。

千教組と県職労の レッドパージの事例

千葉県教職員組合（略称、千教組）と千葉県職員労働組合（略称、県職労）のレッドパージの事例を示しておこう。

1949年7月、CIE教育顧問イールズは反共声明を出し、9月に全国教育長会議は赤色教師追放を決議した。

千教組の場合、翌1950年度新学期早々の4月に草創期の千教組運動を真摯にリードした市川支部の石井秀一が、事前退職の名目で教職から去った。追い討ちをかけるようにして佐原高の小島一仁が7月に辞職勧告をうけ休職処分となる。小島は生徒にインターナショナルの歌を指導し、前進座の切符を売り民主主義科学者協会に加入していることが処分理由だという。処分の根拠はきわめて乏しく納得を欠くものであったから、県教委の口頭公開審理、さらに県教委への要望書提出、それに行政訴訟などの取り組みの末に、小島は55年

1月1日付で復職した。

さらにレッドパージの波は須田禎一（佐原女子高、後に評論家）、安達利雄（佐原高）、向山猛夫（佐倉高、後に新潟県に転出）、後藤徳太郎（佐原中、後に東京都に転出）、青木一（四街道小、後に復職）らに襲いかかった。公選制教育委員会にくわえて、後述の柴田県政下にあっても難渋至極な取り組みの末に小島らの復職が成って、教育の自治が曲がりながらも守られた。

他方、千葉県職労の場合全国のレッドパージよりも1年早い1949年8月25日午後2時、県総務部長は県職労委員長山口尚、書記長二宮金蔵（後に大分市議）、執行委員小菅強、若月弘（後に企業庁長を経て君津市長）、岩田富美江、青年部長吉田成男に「定数条例による定員に過員が生じたから辞職してもらいたい。これは川口知事の意志である」と辞職勧告し、さらに「4時までに辞表を出さなければ解雇する」と通達した。同時に保険課長は同課の職員で県職労執行委員の藤原秀雄、青婦部副部長の鈴木登志子に対しても同様の勧告を行った。

解雇通告を受けた8名は辞表提出を拒否し、県は強制退職の免職辞令を発令した。県職労幹部に対する行政整理という名のレッドパージに対して、県職労は地労委への提訴、県議会への請願、地方自治法に基づく監査請求や訴訟などにくわえて救援活動に精力的に取り組む。なお、保険課の藤原・鈴木は国家公務員でもあったため国家公務員法から地労委へ

の提訴権がなく、藤原は途中で再就職して不当整理撤回闘争から離れた。

結局、申立人等を免職にしたのは県議会に諮って定数条例の県職員定数4,220名を8名削減して4,212名とした余剰人員8名分による過員ではなく「解雇の第3基準たる“将来勤務に耐えざる者”に因った」とする不当整理であったから、地労委の和解を招く。6名について県職労は和解案の「知事が改めて再雇用する」を了承し、前年秋に就任した柴田知事は51年2月、これを了承した。従って、1年半にわたった行政整理の県職労幹部追放のレッドパージ撤回闘争は終わり、4月1日以降山口らは復職した。

革新戦線、 知事選と参議院補選で勝利

一方、戦後第1回の公選知事に当選した川口為之助は、1950（昭和25）年10月開会の県議会で「老齢・病身その任に耐えず」として知事を辞任した。そこで、自由党は事前から決定していた第1副知事の石橋信を公認候補とした。これに対して民主党・社会党・同志クラブの野党3派は「任期半ばにしての知事辞任は県民を愚弄するものである」として、知事職の世襲化を図ろうとする自由党主流派の策謀と独裁方式を強く非難した。

そこで第2副知事の柴田等が野党各派に支持されて、知事選告示の前日に急遽石橋の対立候補となった。柴田は無所属として立候補したが、民主・社会両党は県政革新連盟を作っ

て、広く県民に支持を呼びかけた。共産党は投票日を1週間後にひかえて萩原中候補を降ろしたから県内革新陣営の統一戦線がくまれた。結果として12月13日の投票で柴田40万1,776票、石橋31万9,973票となり、柴田の圧勝に終わった。



公選2代知事
柴田 等

今回の石橋知事候補にかんして千教組の『参考資料・知事選挙をこのように考える』のうち、「教育行政からみた石橋県政の批判」の部分では「教育予算の実権は誰が握っていたか？ 実にそれは石橋副知事である。知事査定というのが教育関係としては担当の石橋副知事の胸三寸にあるというわけである。委員会法の不備もさることながら、地方自治体の首長選挙が如何に教育の現場につながっているかを我々は正視しなければならない。」「(千教組第31回中央委員会資料)50年11月20日付」と伝えている。

他方、県職労などは知事選以前の段階から石橋副知事に対して不信感をもっていた。その象徴例が、次の「声明書」である。「副知事石橋信氏が昭和22年3月に千葉県公職適否審査委員会宛提出した公職適否資格審査書の内容に重大な記載洩れがあり(中略)、昭和17年に「ダイヤモンド社」発行による著書「国防国家の法律」及「農地調整法論」を故意か過失か、資格審査書に記載していなかったこ

とである。特に「国防国家の法律」は(中略)明かに全体主義を是認し、また侵略戦争を聖戦なりと謳歌した疑を多分に有しているもので(中略)公職に就かんとする者は過去に於ける自己の姿を赤裸々に最も正確に審査を受けるべきで偽の報告によって公職適否資格審査会を通過した人物が県政の中枢に存在していることは吾々としても同氏の言動に信頼を置くことが出来ないのである。右声明する。昭和23年8月31日 千葉県官公労労働組合協議会」

そして、知事選と同時に行われた参議院議員補欠選挙は、土屋俊三議員急死により施行された。これも石橋候補同様に川口知事が熱海会談で候補を決定していて自由党は県議会議長林英一郎を公認し、社会党は国労千葉地本書記次長片岡文重の立候補となった。この補選の結果は片岡36万4,415票、林35万6,110票で片岡の勝利となり、千葉県ではじめて革新陣営から参議院議員が誕生した。なお、知事を降りた川口為之助は1953(昭和28)年に参議院議員に就く。

数字で掴む 自治体の姿

連載

⑥

— 歳入の状況(2) 地方交付税(その1) —



一般社団法人 千葉県地方自治研究センター副理事長

法政大学法学部教授 宮崎 伸光

●地方交付税のあらまし

地方交付税は、なかなか複雑な制度です。地方交付税法という法律で規定されていますが、予備知識なく読んですぐ理解できる人がいるとは思えないほどです。ここでは、まずそのあらましから説明しましょう。

地方交付税の目的は、3つあります。第1の目的は、大きな格差がある日本全国各地の自治体の財政力を均すこと、すなわち均霑化です。第2の目的は、各自治体に一定の行政水準に見合う財源を確保すること、すなわち財源保障です。そして、第3の目的は、災害復旧など応急の必要に資すること、すなわち応急対応等です。

地方交付税の種類は、2つあります。普通地方交付税と特別地方交付税です。このうち

普通地方交付税は第1および第2の目的を達するための制度であり、特別地方交付税は第3の目的を達するための制度です。

地方交付税の仕組みは、国税として徴収された資金のうちの予め定められた一部を財源として、各自治体の需要額と収入額の見込みから一定の算定式に基づいて計算された財源不足額を各自治体に配布することを基本としています。

そこで、財源がどのように決まるか、各自治体が見込む需要額と収入額がどのように算定され、各自治体へ配布される金額がどのように計算されるか、のそれぞれが重要な要素になります。

●地方交付税の財源

地方交付税の財源は、国税5税の一定割合、すなわち法人税の34パーセント、所得税の32パーセント、酒税の32パーセント、消費税の29.5パーセント、たばこ税の25パーセント、の合計からなります。そして、その総額の94パーセントが普通地方交付税、6パーセントが特別地方交付税の原資となります。

地方交付税法の第6条と第6条の2には、確かにそのように規定されています。これだけの説明で済めば極めて簡単ですが、また、これだけしか書かれていない説明を目にすることもあるのですが、残念ながらこれでは不正確です。国税5税それぞれの上記割合が地方交付税の原資の多くを占めることは間違いではありませんが、原資はそれだけではありません。

もともと地方交付税は、シャウブ勧告を受けて1950（昭和25）年に創設された地方財政平衡交付金制度の後継制度として1954（昭和

29）年に生まれました。当初は、暫定的に所得税と法人税の19.874パーセントおよび酒税の20パーセントを原資としていました。この国税3税それぞれに対する割合を交付税率と呼びますが、それは翌1955（昭和30）年に法定の22.0パーセントに揃えられ、1956（昭和31）年から1959（昭和34）年まで、毎年25.0、26.0、27.5、28.5パーセントと引き上げられました。さらにその後も、1962（昭和37）年から3年間の28.9パーセント、1965（昭和40）年の29.5パーセントを経て、1966（昭和41）年からは32.0パーセントになりました。そして、1989（平成元）年の消費税導入に合わせて消費税の24.0パーセントとたばこ税の25.0パーセントが税源に加わり、法定5税となりました。消費税は、1997（平成9）年に当初の3パーセントから5パーセントに引き上げられましたが、そのうちの1パーセントは地方消費税とされ、それまでの消費譲与税は廃

止されました。この改革に合わせて消費税の交付税率は現行の29.5パーセントになりました。さらに、法人税については、定率減税が実施されたいわゆる「恒久的減税」の実施に合わせて1999（平成11）年に32.5パーセントとなり、翌2000（平成12）年から35.8パーセント、そして定率減税が廃止された2007（平成19）年度から現行の34.0パーセントになりました。

法定国税5税の交付税率は、以上のように変遷を重ねていますが、交付税率を引き上げることは、いわば「国の取り分」を減らすこととなりますから、財務省が歓迎するはずが

ありません。国の財政状況が厳しさを増してくるとなおさらです。

地方交付税の目的を実現するためには、当該年度の予算を作成する際に歳入および歳出の見込みが立たなければなりません。そこで、地方交付税法の第7条には、内閣の義務として毎年度「翌年度の地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類を作成し、これを国会に提出するとともに、一般に公表しなければならない」と定められています。そしてこれを承けて地方財政計画が閣議決定され、公表されています。

●地方財政計画

全国の自治体は、それぞれの必要に応じて一般の歳入歳出と区分して経理する特別会計を独自に置いています。したがって、単純に一般会計あるいはそれに特別会計を加えた数字を集めてもそれだけでは意味がありません。そこで、地方財政計画には、全国の都道府県および市町村が翌年度に予定する普通会計、すなわち公営事業会計以外、に係る経費の純計額が示されます。それには、当該年度

に国の各省が自治体の普通会計を通じて実施を予定する施策も反映されますので、総務省が原案を作成し財務省との折衝を経る、国の予算案と並行した、作業でとりまとめられます。そうして計上される金額は、「翌年度の地方団体の歳入歳出総額」のうち普通会計だけを取り出したとしても、その実際の財政規模より内輪に抑制されます。

【表01】は、2011（平成23）年度の地方財

【表01】 2011(平成23)年度地方財政計画「歳出」

区 分	(兆円)
給与関係経費	21.3
一般行政経費	30.8
地方再生対策費	0.3
地域活性化・雇用等対策費	1.2
公債費	13.2
維持補修費	1
投資的経費	11.3
公営企業操出金	2.7
不交付団体水準超経費	0.7
歳出合計	82.5

【表02】 2011(平成23)年度地方財政計画「歳入」

区 分	(兆円)
地方税	33.4
地方譲与税	2.2
地方特例交付金	0.4
地方交付税	17.4
国庫支出金	12.2
地方債	11.5
使用料及び手数料	1.4
雑収入	4.1
歳入合計	82.5

政計画の歳出ですが、このように性質別の区分で示されます。このうち、たとえば給与関係経費をさらに細かく見ると、小中学校の教職員給与費が全21.3兆円のうちの6兆円を占めています。国と都道府県で2分の1ずつ負担しますが、教職員の標準定数は法律で定められ、自治体の判断でその枠外に配置するにしても、その分については地方財政計画では考慮されません。また、教職員に限らず、自治体職員の給与は全て国家公務員の水準で算定されます。地方財政計画の歳出見込総額が実際に支出された歳出決算総額の内輪の金額に止まるのは、こうした事情によるものです。日本では、自治体に実施を依存する国政レベルの政策が数多く存在しますが、地方財政計画は、いわば「国の目線」による国の政府予算関係資料に他なりません。

地方財政計画の歳出総額約82.5兆円をどのように賄うかが【表02】に掲げた地方財政計画の歳入です。

「地方税」および「地方譲与税」は、国の経済見通し等の景況判断や税制改正に基づいて見込額が算定されます。税率は、標準税率によるものとされており、法定外普通税および法定外目的税は考慮されません。「地方特例交付金」は、減税措置に伴う自治体の減収分を補う措置として始まったものですが、こ

の2011（平成23）年度については児童手当および子ども手当に伴う措置もここに含まれています。財源に不足なく地方交付税の配分に与る見込みがない自治体についても対象とするために、地方交付税とは別の区分で計上されています。「国庫支出金」は、各省が一般会計予算に計上した金額のうち普通会計分がそのまま計上されます。「使用料及び手数料」と「雑収入」は、実績等を考慮して計上されます。

地方財政計画の「歳出」と「歳入」それぞれの合計額を単年度で一致させるためには、主に以上の区分以外のところでつじつまを合わせるしかありません。すなわち、「地方交付税」と「地方債」ということになります。このつじつまを合わせる作業は、地方財政対策と呼ばれます（しばしば「地財対策」と略称されます）。

「地方債」については、別に地方債計画が策定され、地方財政対策前の普通会計に係る部分が決まります。そこで、以上の全てと法定5税に交付税率を乗じた金額の総計がピッタリ地方財政計画の歳出総額に合えばそれでめでたく終了ですが、そううまくはいきません。地方財政対策としてさまざまな工夫、すなわち総務省と財務省の攻防が展開される所以です。

●交付税及び譲与税配付金特別会計

複雑な経理処理を明確にするために、地方交付税制度の発足当初から国の会計には「交付税及び譲与税配付金特別会計」という特別会計が設置されています。ただし、この特別会計には、地方交付税、地方特例交付金および地方譲与税を扱う「交付税及び譲与税配付金勘定」のほか、1983（昭和58）年度から「当分の間」ということで「交通安全対策特別交付金勘定」も設定されています。とはいえ、

この両勘定は全く別々のもので、両者の間には取引の関係はありません。

この「交付税及び譲与税配付金勘定」のうち、地方譲与税に係る部分は、国税の全てが集められる「国税収納整理基金」から、国の一般会計を経由することなく、直接この特別会計に振り込まれますが、それはそのまま地方財政計画の「歳入」と一致します。

また、地方特例交付金は、国の一般会計か

ら特別会計に繰り入れられますが、やはりその額がそのまま地方財政計画の「歳入」になります。

つまり、総務省対財務省の地方財政対策を巡る主戦場は、これらを除いた交付税特別会

計です。問題の焦点は、交付税特別会計の歳出にあたる「出口ベース」の地方交付税であり、この決定にともなって決まる普通会計分の地方債と合わせて如何に調整するかということになります。

●地方財政対策の焦点

具体的には、まず交付税特別会計の歳入にあたる「入口ベース」から考えます。もちろんその出発点は、国税5税に交付税率を乗じた金額になります。これに、過去の国の一般会計とのいきさつから後年度に加算することが地方交付税法の附則に定められている分（法定加算分）を加えます。ここまでが、いわば約束されている基礎となります。これで不足する金額を如何にして埋めるかが問題です。

容易に思い浮かび、また実際に2002（平成14）年度まで活用されていた手法は、特別会計の歳入不足分を国の一般会計から借り入れることです。かつてはこうした国の会計間のやりとりで済まされていましたが、借り入れとそれに係るコストの全額を国側の負担とすることには異論もあり、借り入れが常態化すると、国と自治体で負担を折半するようになりました。

2001（平成13）年度とその翌年は、この「折半ルール」の下に「一般会計特例加算」が加わりました。すなわち、財源不足額を4等分し、一般会計からの借入金（国負担分）、特例加算（国折半分）、借入金（地方負担分）、そして自治体には別に「臨時財政対策債」の枠が用意され、それぞれで賄うことになりました。この一般会計特例加算の折半ルールは、その後もずっと引き継がれています。なお、臨時財政対策債は、本来地方交付税として配分される額に当たりますから、その元利償還については後年の地方交付税で手当されます。

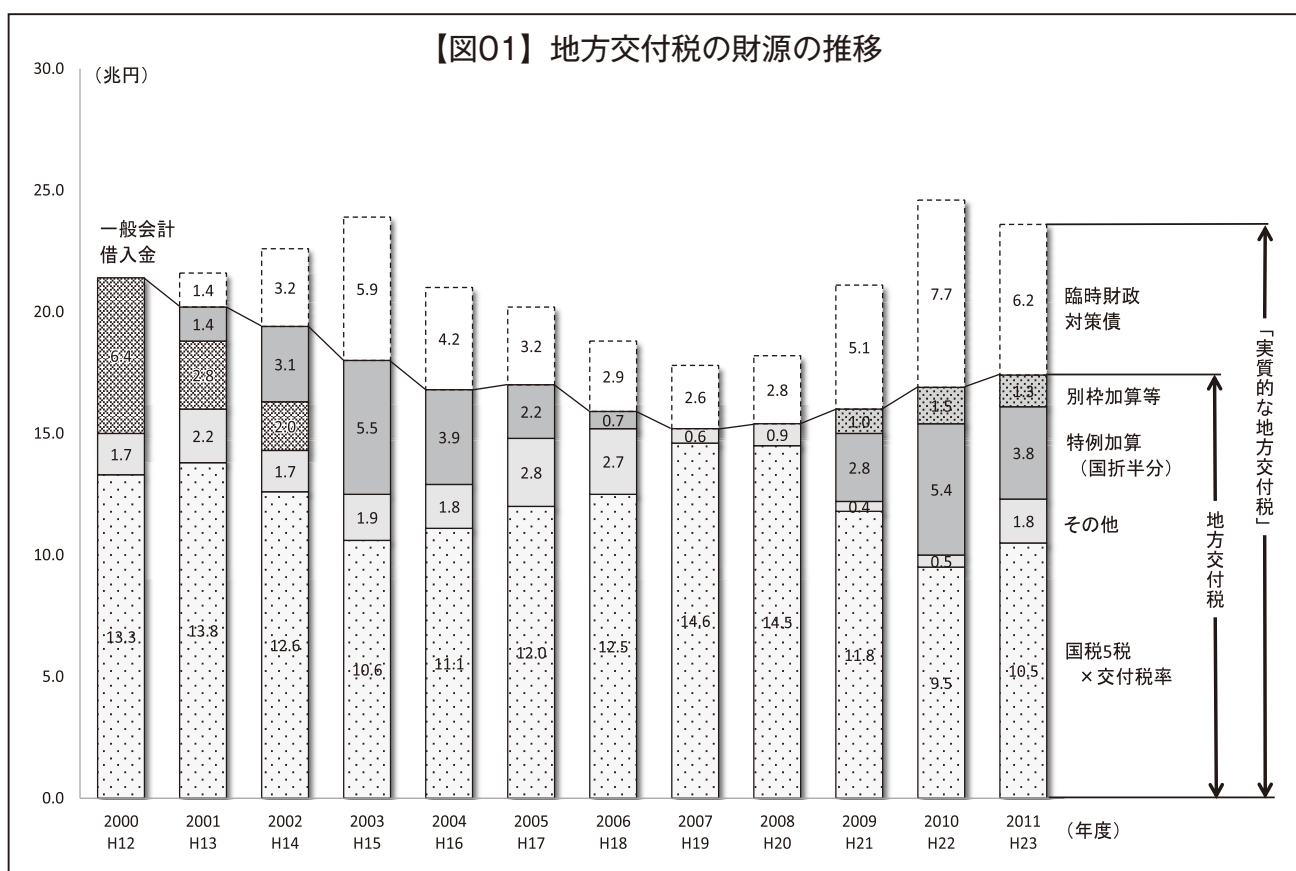
さらに、自治体税収が大幅に落ち込んだ2009（平成21）年度には、国の一般会計から特別会計に向けての「別枠加算」がありました。当初は、「雇用創出」や「地域の元気回復」のためと説明され、地方交付税の規模を1兆円増額する措置でした。その後も地方財政計画に盛り込まれた重点政策を財政面で裏打ちする措置として、この別枠加算の手法は続いています。

こうした「入口ベース」で特別会計に集められる金額の工夫に、さらに「出口ベース」の金額を確保するための工夫が加えられます。たとえば、過去に特別会計自体が借り入れている借入金の償還を繰り延べしたり、国税5税徴収額の見込みと実際に得られた金額の差額などから発生した特別会計の余剰金を活用することなどが典型的な手法です。

一方、普通会計に係る地方債について、自治体が行う建設事業の起債充当率を高めることで、当面の賄うべき対象額を小さくする財源対策債の発行という手法もあります。

これらのさまざまな工夫が駆使されることで、ようやく出口ベースの地方交付税や地方債の全体像が決まります。

●地方交付税の財源の推移



【図01】は、地方交付税の財源の推移をグラフで示したものです。総務省は、この図で臨時財政対策債まで積み上げた金額を「実質的な地方交付税」と説明します。しかし、臨時財政対策債は、地方交付税の配分を受ける自治体であればこそ後々の元利償還に交付税措置を見込めますが、そうでない自治体にとっては元利償還の全てを自前の財源で賄わねばなりません。そこで、比較的財政状況の良い自治体は臨時財政対策債の起債を敬遠する傾向があり、用意された枠が使い切られているわけではありません。ともあれ、これまでの記述とこのグラフを見れば、地方交付税の財源について「国税5税に交付税率を乗じた額」だけでは説明がつかないことは明らかです。

つまり、地方交付税の総額は、地方財政計画によって枠づけられています。そして、その実態は、もともと地方交付税法が予定していたところからはすでに長らく外れています。同法の第6条の3では、「毎年度分として交付すべき普通交付税」の総額が法定5税に交付税率を乗じた額の総額と「著しく異なる」状況が続く場合には、「地方財政若しくは地方行政に係る制度の改正」か交付税率の変更が求められており、実は、ようやく交付税率の一部変更や臨時財政対策債のあり方の見直しなどの方向がすでに打ち出されています。しかし、本連載が読み方の習得を狙う決算カードにそれはまだ現れません。

●千葉県内市町村における地方交付税の一般財源補填効果

均霑化、財源保障、そして応急対応等の3つの目標を有する地方交付税制度は、ここまでに見たように地方財政計画においてその全体の総枠が決められます。本稿では、未だ個別の自治体に地方交付税がどのように配分されるのかについては言及していませんが、ここで少し先回りをして、地方交付税が各市町村の一般財源を補填する効果をグラフにより視覚で概観しておきましょう。

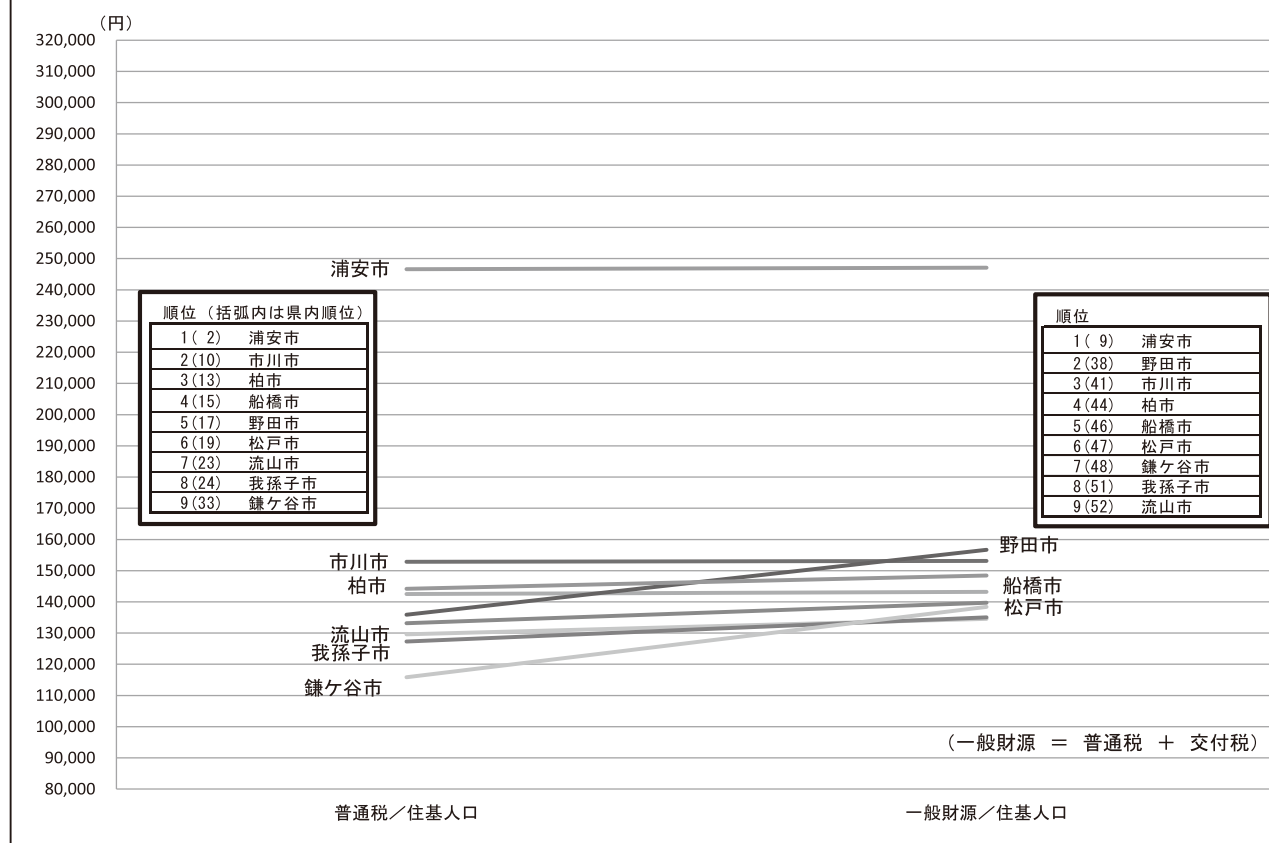
【図02-01】～【図02-10】は、それぞれ各地区ごとにまとめた「住民1人あたりの普通税と一般財源」です。ここでは、国勢調査人口ではなく、年度末の住民基本台帳人口を基準としています。また、グラフが重なり見にくくなったので、合わせて当該地区内と県内における順位を表にしてそれぞれのグラフに貼付しました。

これらのグラフにおいて、一般財源は、普

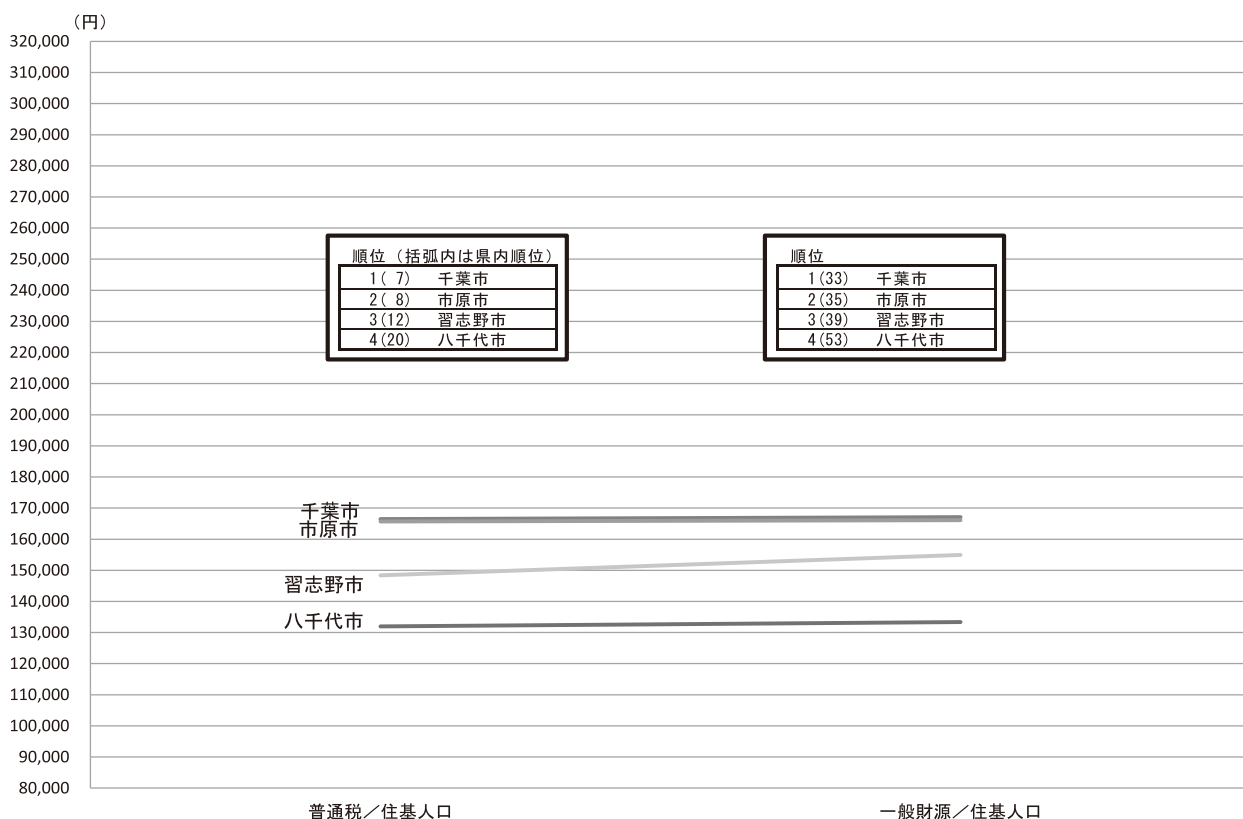
通税に交付税を加えたものですから、グラフは全て右肩上がりになります。たとえば【図02-01】において、浦安市には地方交付税のうち普通地方交付税は配分されず特別地方交付税のみが配分されていますから、グラフの傾きはほとんどありません。一方、野田市は、1人あたりの普通税の額では東葛地区内において5番目ですが、地方交付税を加えた一般財源で見ると浦安市に次いで第2位になることがわかります。

地方交付税の効果が最も劇的なのは、【図02-10】に見る南房総市です。1人あたりの普通税の額では県内全域で51番目ですが、地方交付税を加えた一般財源で見るとグラフは急な右肩上がりで首位になります。これには、合併特例の影響がありますが、地方交付税の大きな効果を感じることができます。

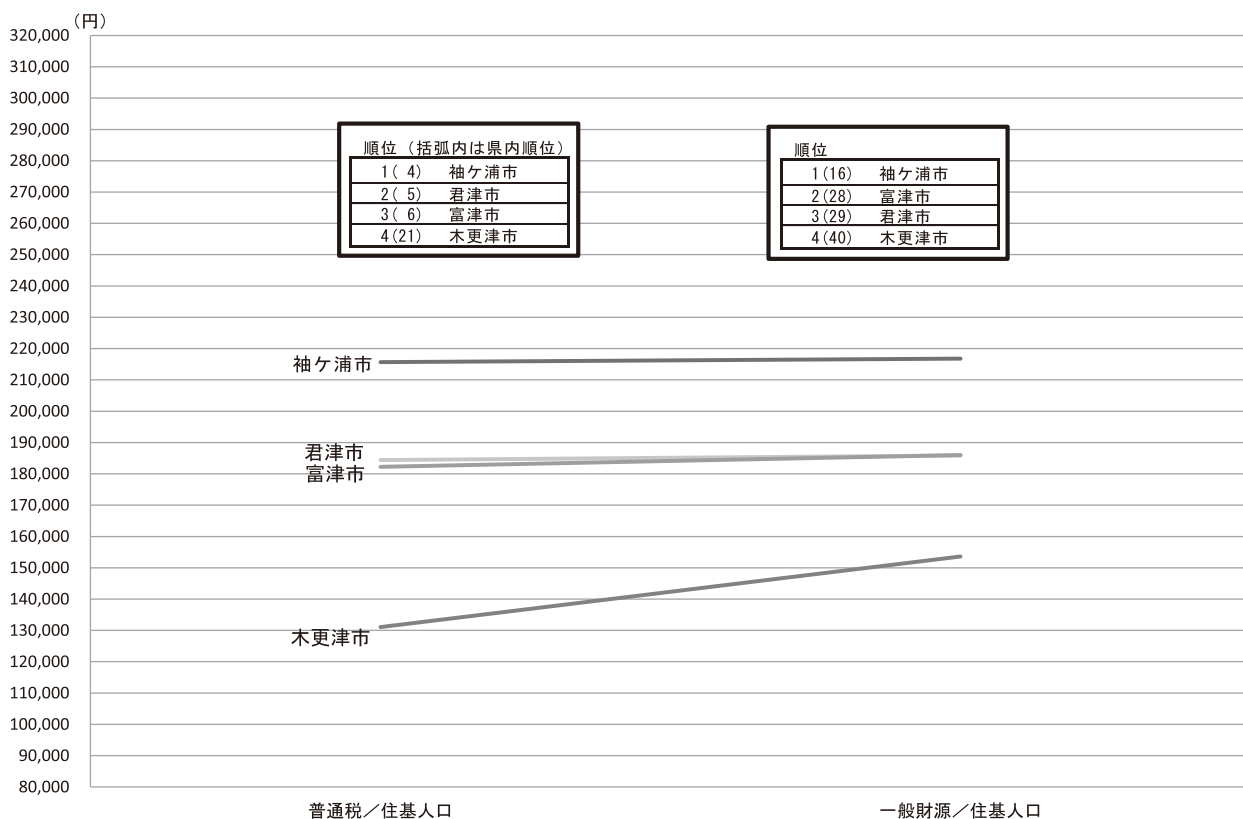
【図02-01】住民1人あたりの普通税と一般財源（東葛地区） 2009（平成21）年度



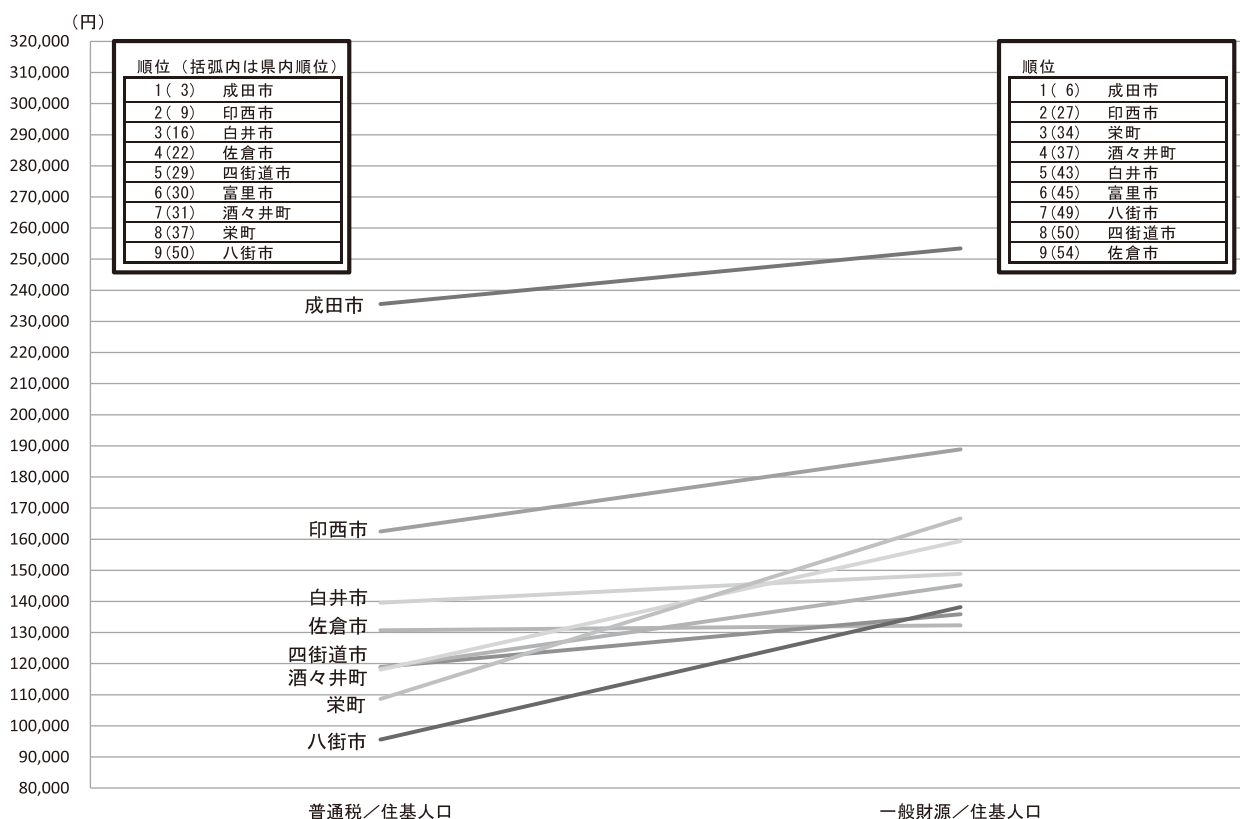
【図02-02】住民1人あたりの普通税と一般財源（千葉地区） 2009（平成21）年度



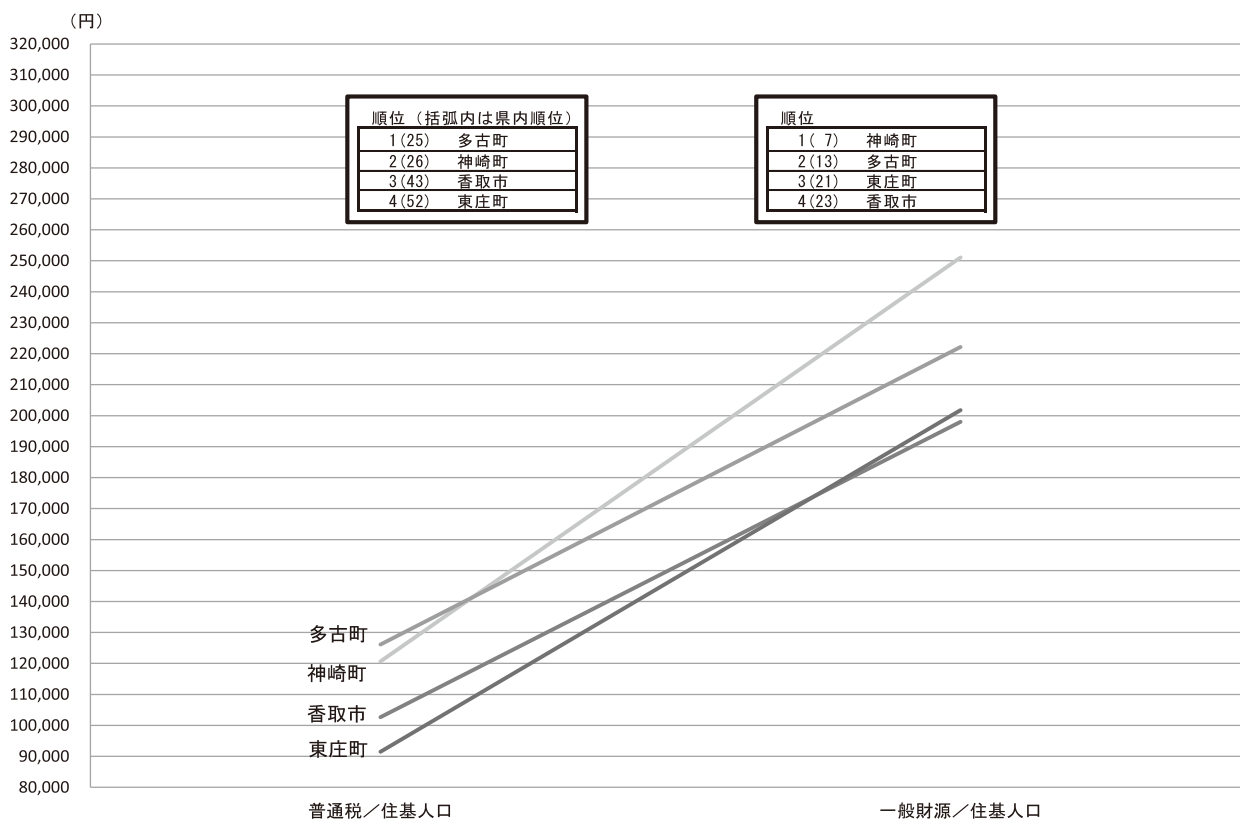
【図02-03】住民1人あたりの普通税と一般財源（君津地区） 2009（平成21）年度



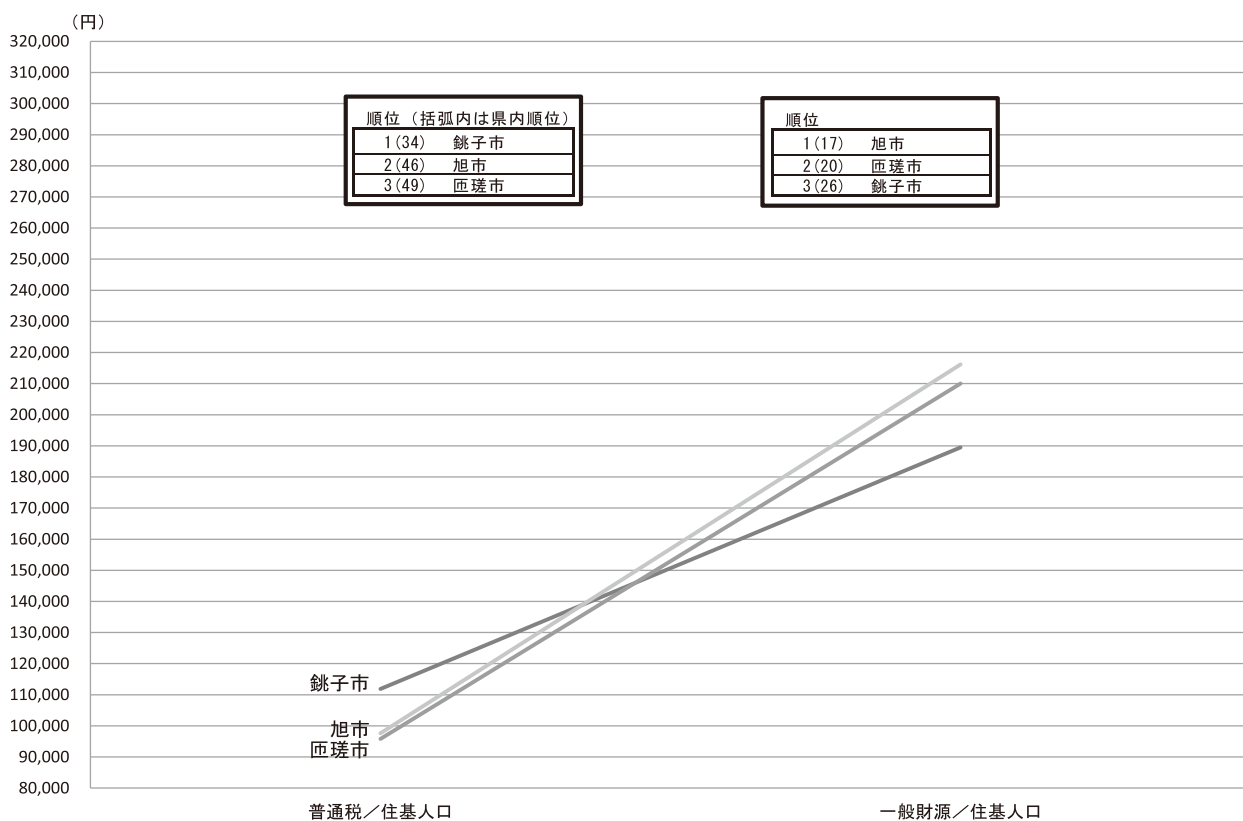
【図02-04】 住民1人あたりの普通税と一般財源（印旛地区） 2009（平成21）年度



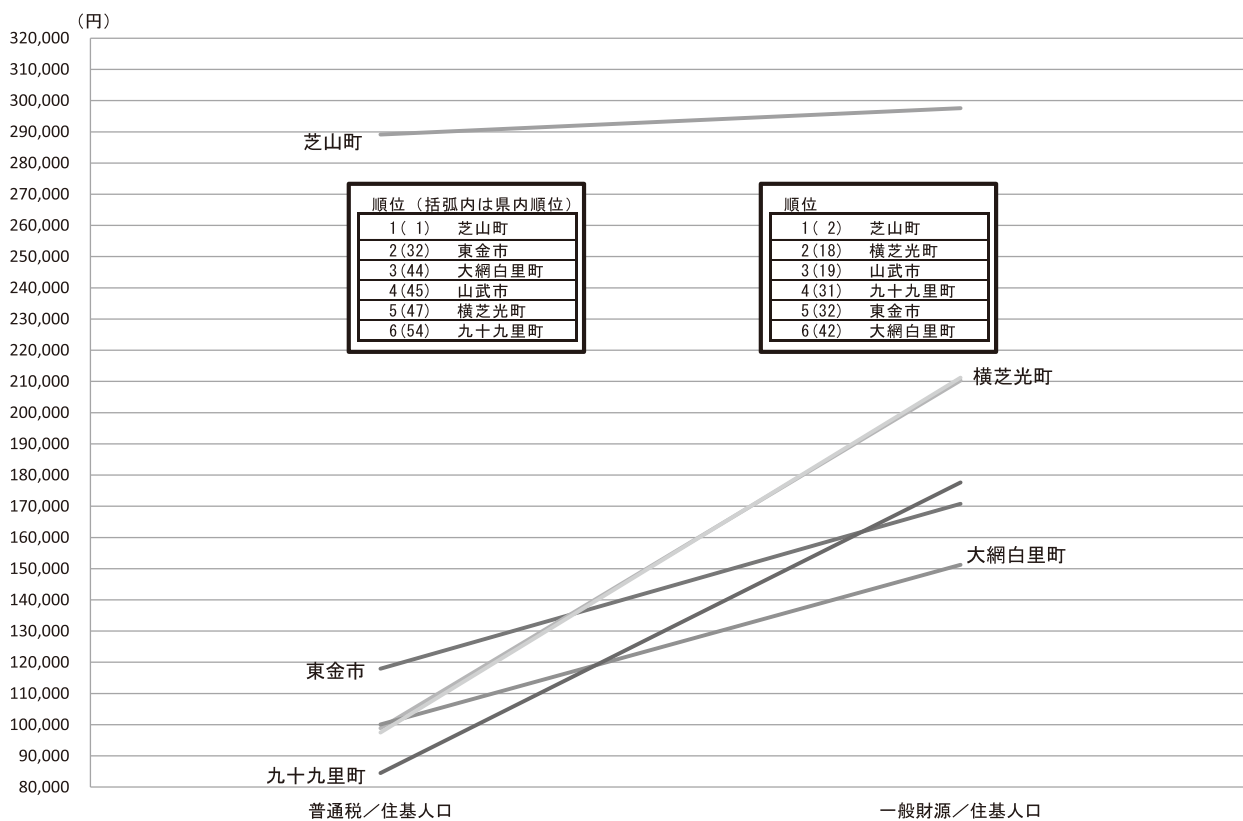
【図02-05】 住民1人あたりの普通税と一般財源（香取地区） 2009（平成21）年度



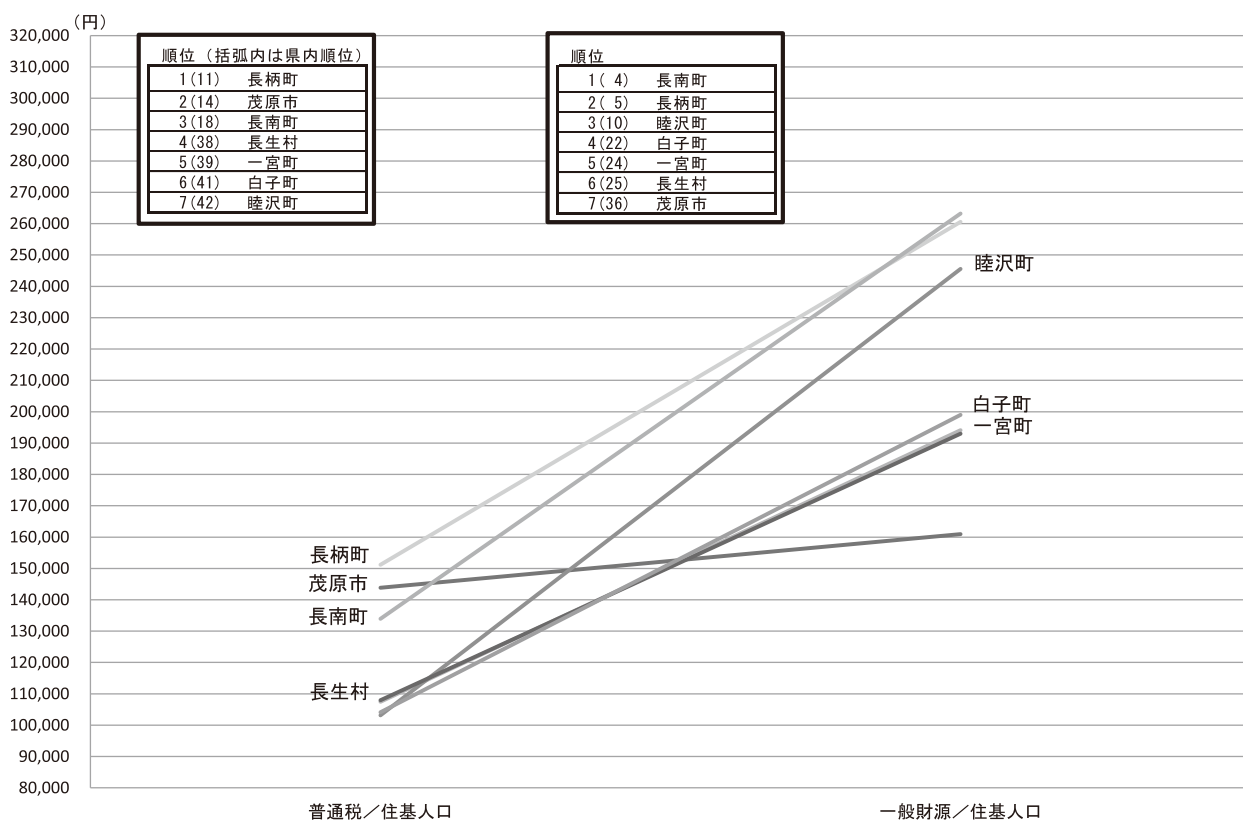
【図02-06】 住民1人あたりの普通税と一般財源（海匝地区） 2009（平成21）年度



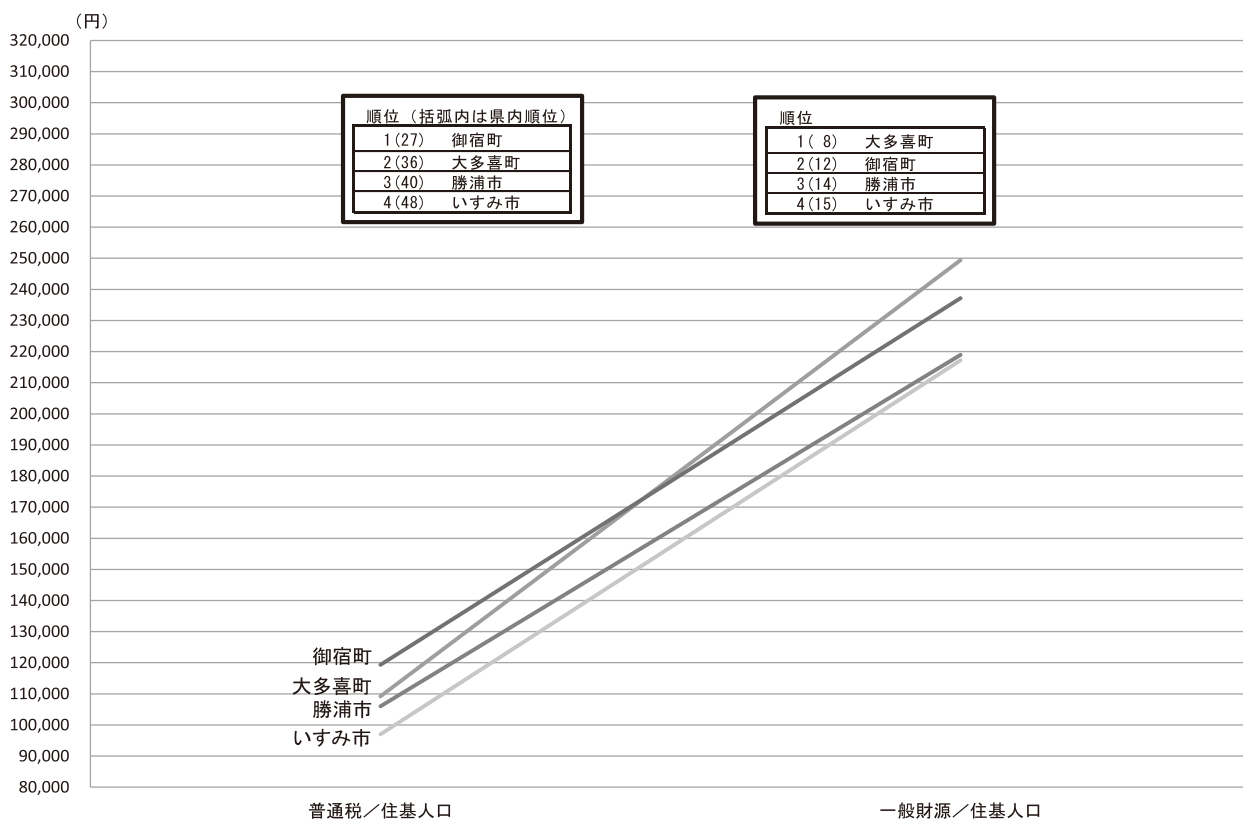
【図02-07】 住民1人あたりの普通税と一般財源（山武地区） 2009（平成21）年度



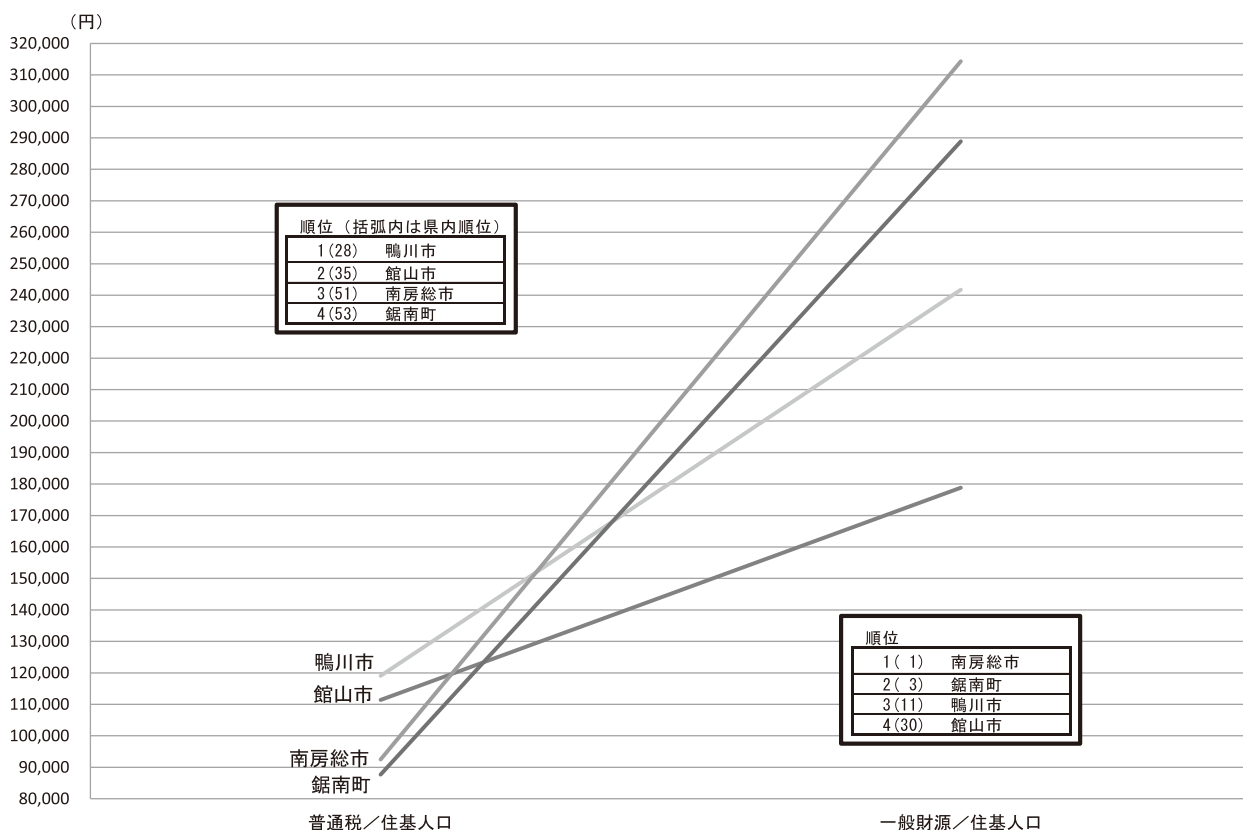
【図02-08】 住民1人あたりの普通税と一般財源（長生地区） 2009（平成21）年度



【図02-09】 住民1人あたりの普通税と一般財源（夷隅地区） 2009（平成21）年度



【図02-10】 住民1人あたりの普通税と一般財源（安房地区） 2009（平成21）年度



末尾に【表03】～【表05】を載せます。

【表03】は、地方交付税財源の推移を示したもので、兆円の単位で記し、千万円の位で丸めていますので、合計額と一致しないところもあります。また、【図01】を作図するためにこの表をまとめましたので、「一般会計特例加算」の項は、国の負担にかかる折半分だけの金額です。一般会計特例加算の額としては、表に示した金額の倍額であることに注意してください。

【表04】には、2009（平成21）年度の各市町村における地方税（普通税）・一般財源・交付税（普通交付税・特別交付税）・年度末住基人口のそれぞれをまとめました。この表をもとに次の【表05】を作成し、さらに【図02-01】から【図02-10】のグラフを作成しました。【表04】の各金額の単位は千円ですが、人口1人あたりの金額を示した【表05】では金額の単位は円です。

【表03】 地方交付税財源の推移

	2000 H12	2001 H13	2002 H14	2003 H15	2004 H16	2005 H17	2006 H18	2007 H19	2008 H20	2009 H21	2010 H22	2011 H23
国税5税×交付税率	13.3	13.8	12.6	10.6	11.1	12.0	12.5	14.6	14.5	11.8	9.5	10.5
その他	1.7	2.2	1.7	1.9	1.8	2.8	2.7	0.6	0.9	0.4	0.5	1.8
特別会計借入金	6.4	2.8	2.0									
一般会計特例加算		1.4	3.1	5.5	3.9	2.2	0.7			2.8	5.4	3.8
別枠加算										1.0	1.5	1.3
臨時財政対策債		1.4	3.2	5.9	4.2	3.2	2.9	2.6	2.8	5.1	7.7	6.2
臨財債を含む総額	21.4	21.8	22.8	23.9	21.1	20.1	18.8	17.8	18.2	21.0	24.6	23.5
交付税総額	21.4	20.3	19.5	18.1	16.9	16.9	15.9	15.2	15.4	15.8	16.9	17.4

単位は「兆円」

端数処理のため合計額は一致しない場合もある

一般会計特例加算は、臨時財政対策債分（半額）を除く国折半負担分のみ金額

【表04】 2009（平成21）年度市町村別地方税・一般財源・交付税・年度末住基人口

(千円)

(人)

		地方税		一般財源 (普通税+交付税計)	交付税計			2009 (H21) 年度末住基人口
			普通税			普通交付税	特別交付税	
東葛地区	市川市	77,862,121	70,564,118	70,700,287	136,169	—	136,169	461,638
	船橋市	94,429,856	85,254,991	85,650,842	395,851	—	395,851	598,213
	松戸市	68,819,413	63,623,117	66,770,701	3,147,584	2,701,890	445,694	477,894
	野田市	22,139,018	21,112,046	24,341,438	3,229,392	2,541,465	687,927	155,379
	柏市	63,090,702	56,830,497	58,509,301	1,678,804	1,290,018	388,786	394,188
	流山市	22,712,891	20,896,778	21,693,774	796,996	568,593	228,403	161,258
	我孫子市	18,609,305	17,182,508	18,232,389	1,049,881	881,399	168,482	134,986
	鎌ヶ谷市	13,369,792	12,430,245	14,851,972	2,421,727	2,208,459	213,268	107,314
	浦安市	39,597,711	39,538,896	39,617,906	79,010	—	79,010	160,337
千葉地区	千葉市	172,371,636	155,178,609	155,805,392	626,783	—	626,783	932,421
	習志野市	25,746,010	23,719,550	24,767,460	1,047,910	856,241	191,669	159,880
	市原市	49,417,963	46,327,712	46,441,318	113,606	—	113,606	279,629
	八千代市	27,002,732	24,860,977	25,118,859	257,882	—	257,882	188,381
君津地区	木更津市	17,899,217	16,759,746	19,651,446	2,891,700	2,499,868	391,832	127,904
	君津市	17,117,589	16,558,898	16,688,081	129,183	—	129,183	89,799
	富津市	8,973,989	8,968,006	9,154,848	186,842	—	186,842	49,214
	袖ヶ浦市	13,647,040	13,112,428	13,177,253	64,825	—	64,825	60,788
印旛地区	成田市	29,904,453	29,706,136	31,955,920	2,249,784	1,871,810	377,974	126,098
	佐倉市	24,606,413	22,998,550	23,282,041	283,491	94,641	188,850	175,914
	四街道市	11,026,170	10,419,282	11,909,558	1,490,276	1,190,189	300,087	87,626
	八街市	7,288,969	7,168,050	10,363,718	3,195,668	3,006,271	189,397	75,008
	印西市	15,242,693	14,291,342	16,614,228	2,322,886	1,977,523	345,363	87,957
	白井市	9,004,185	8,423,287	8,979,694	556,407	424,535	131,872	60,334
	富里市	6,187,763	5,911,080	7,235,356	1,324,276	1,216,263	108,013	49,812
	酒々井町	2,612,692	2,518,060	3,399,480	881,420	771,364	110,056	21,329
	栄町	2,664,312	2,515,893	3,858,961	1,343,068	1,180,058	163,010	23,150
香取地区	香取市	9,272,966	8,730,581	16,845,126	8,114,545	7,470,382	644,163	85,069
	神崎町	795,882	795,882	1,656,370	860,488	781,196	79,292	6,597

		(千円)						(人)
		地方税		一般財源	交付税計			2009（H21）
			普通税	（普通税＋交付税計）		普通交付税	特別交付税	年度末住基人口
香取地区	多古町	2,052,649	2,052,649	3,615,677	1,563,028	1,418,480	144,548	16,275
	東庄町	1,426,372	1,426,372	3,145,974	1,719,602	1,541,790	177,812	15,590
海匝地区	銚子市	8,365,110	7,877,624	13,340,865	5,463,241	5,154,163	309,078	70,402
	旭市	6,987,468	6,732,979	14,904,575	8,171,596	7,281,876	889,720	68,955
	匝瑳市	3,863,914	3,863,914	8,473,082	4,609,168	4,114,679	494,489	40,345
山武地区	東金市	7,435,720	7,030,027	10,175,782	3,145,755	2,819,233	326,522	59,593
	山武市	5,707,616	5,707,616	12,141,019	6,433,403	5,860,955	572,448	57,730
	大網白里町	5,076,326	5,076,326	7,669,202	2,592,876	2,398,048	194,828	50,720
	九十九里町	1,571,327	1,571,327	3,302,925	1,731,598	1,616,669	114,929	18,594
	芝山町	2,314,822	2,314,822	2,382,833	68,011	—	68,011	8,007
	横芝光町	2,521,609	2,521,609	5,465,633	2,944,024	2,648,653	295,371	25,876
長生地区	茂原市	13,932,883	13,455,896	15,054,122	1,598,226	1,177,214	421,012	93,554
	一宮町	1,348,173	1,342,543	2,424,694	1,082,151	974,414	107,737	12,492
	睦沢町	784,960	784,960	1,868,473	1,083,513	973,609	109,904	7,609
	長生村	1,614,293	1,612,134	2,881,030	1,268,896	1,181,003	87,893	14,930
	白子町	1,341,124	1,321,056	2,524,578	1,203,522	1,090,676	112,846	12,685
	長柄町	1,215,197	1,215,197	2,094,389	879,192	780,103	99,089	8,037
	長南町	1,274,884	1,274,884	2,506,095	1,231,211	1,120,897	110,314	9,521
夷隅地区	勝浦市	2,243,380	2,213,650	4,572,306	2,358,656	2,032,713	325,943	20,882
	いすみ市	4,088,971	4,088,971	9,159,712	5,070,741	4,541,793	528,948	42,170
	大多喜町	1,177,758	1,173,153	2,678,951	1,505,798	1,375,925	129,873	10,742
	御宿町	960,604	959,598	1,907,074	947,476	859,751	87,725	8,041
安房地区	館山市	6,124,464	5,590,194	8,971,828	3,381,634	3,091,217	290,417	50,177
	鴨川市	4,365,833	4,293,825	8,718,263	4,424,438	3,691,939	732,499	36,067
	南房総市	4,061,466	4,017,052	13,649,821	9,632,769	8,788,654	844,115	43,424
	鋸南町	812,914	812,535	2,676,534	1,863,999	1,683,071	180,928	9,264

【表05】各市町村1人あたりの普通税・一般財源等 2009（平成21）年度

(円)

		地方税／住基人口	普通税／住基人口	一般財源／住基人口	交付税計／住基人口
東葛地区	市川市	168,665	152,856	153,151	295
	船橋市	157,853	142,516	143,178	662
	松戸市	144,006	133,132	139,719	6,586
	野田市	142,484	135,875	156,658	20,784
	柏市	160,052	144,171	148,430	4,259
	流山市	140,848	129,586	134,528	4,942
	我孫子市	137,861	127,291	135,069	7,778
	鎌ヶ谷市	124,586	115,831	138,397	22,567
	浦安市	246,966	246,599	247,091	493
千葉地区	千葉市	184,865	166,425	167,098	672
	習志野市	161,033	148,358	154,913	6,554
	市原市	176,727	165,676	166,082	406
	八千代市	143,341	131,972	133,341	1,369
君津地区	木更津市	139,943	131,034	153,642	22,608

(円)

		地方税／住基人口	普通税／住基人口	一般財源／住基人口	交付税計／住基人口
君津地区	君津市	190,621	184,400	185,838	1,439
	富津市	182,346	182,225	186,021	3,797
	袖ヶ浦市	224,502	215,708	216,774	1,066
印旛地区	成田市	237,152	235,580	253,421	17,842
	佐倉市	139,878	130,737	132,349	1,612
	四街道市	125,832	118,906	135,914	17,007
	八街市	97,176	95,564	138,168	42,604
	印西市	173,297	162,481	188,890	26,409
	白井市	149,239	139,611	148,833	9,222
	富里市	124,222	118,668	145,253	26,585
	酒々井町	122,495	118,058	159,383	41,325
	栄町	115,089	108,678	166,694	58,016
香取地区	香取市	109,005	102,629	198,017	95,388
	神崎町	120,643	120,643	251,079	130,436
	多古町	126,123	126,123	222,161	96,039
	東庄町	91,493	91,493	201,794	110,302
海匝地区	銚子市	118,819	111,895	189,496	77,601
	旭市	101,334	97,643	216,149	118,506
	匝瑳市	95,772	95,772	210,016	114,244
山武地区	東金市	124,775	117,967	170,755	52,787
	山武市	98,867	98,867	210,307	111,440
	大網白里町	100,085	100,085	151,207	51,121
	九十九里町	84,507	84,507	177,634	93,127
	芝山町	289,100	289,100	297,594	8,494
	横芝光町	97,450	97,450	211,224	113,774
長生地区	茂原市	148,929	143,830	160,914	17,083
	一宮町	107,923	107,472	194,100	86,628
	睦沢町	103,162	103,162	245,561	142,399
	長生村	108,124	107,980	192,969	84,990
	白子町	105,725	104,143	199,021	94,878
	長柄町	151,200	151,200	260,593	109,393
	長南町	133,902	133,902	263,218	129,315
夷隅地区	勝浦市	107,431	106,008	218,959	112,952
	いすみ市	96,964	96,964	217,209	120,245
	大多喜町	109,640	109,212	249,390	140,179
	御宿町	119,463	119,338	237,169	117,831
安房地区	館山市	122,057	111,409	178,804	67,394
	鴨川市	121,048	119,051	241,724	122,673
	南房総市	93,530	92,508	314,338	221,831
	鋸南町	87,750	87,709	288,918	201,209

◆お詫びと追加訂正◆

前号では、手違いにより連載第5回の題名「歳入の状況(1) 地方税」の記載が脱落してしまいました。お詫びして追加訂正いたします。



生活保護受給者と 社会的参加の場づくり

ワーカーズコープちば 専務理事 菊地 謙



貧困・格差の広がり

「貧困」「格差」といった言葉は毎日のようにテレビや新聞を賑わせていますが、皆さんは、この言葉にどのような実感をお持ちでしょうか？

中東各国での「アラブの春」と呼ばれる民主化を求める動きや、アメリカ・ウォール街の占拠に始まる先進国での抵抗運動も各国内の貧困や格差の増大がきっかけでした。

2009年に厚生労働省が発表した日本の相対的貧困率は15.7%（2007年）と先進国の中でも高い水準にあることが示され、大きな波紋を呼びました。また、貧困の度合いを示す指標として最近よく話題に上るのが生活保護の受給者の増加です。「制度開始以降最高の206万人を超えた」という昨年のニュースも記憶に新しいところです。

千葉市の発表によれば、市内で生活保護を受給している人は2009年9月の時点で16,058人、世帯数では11,695世帯となり、保護率は16.7%（パーミル）。これは千葉市民の約60人に1人が生活保護を利用しているということで、ごく単純に言えば、小学校の2クラス中に1人、別の言い方をすれば、ひとつの町内会で最低数人は生活保護を利用しているといったイメージでしょうか。

この数字だけみると、やはり「貧困」はまだまだ自分たちとは縁遠いと感じられる方もいるかも知れません。全国的に見ればマスコミ等によく取り上げられる大阪市では、保護

率が56.6%（約18人に1人、2011年6月）で千葉市の3倍以上にもなるという厳しい実態もあり、千葉市は全国の政令市の中ではまだ相対的に低い水準にあるとも言えます。

しかし一方で、千葉市でも1999年には保護率6.0%（約167人に1人：年度平均）だったものが、前述のようにこの11年間で人数が約3倍、保護率で2.8倍にまで増加するという急激な変化が起こっているのも事実です。特に「リーマン・ショック」のあった2008年から2009年にかけては、受給者数、保護率とも大きな伸びを示しており、以降今日に至るまで保護受給者は増え続けています。これは、従来「高齢者」、「障害者」、「傷病者」、「母子（父子）」世帯であることを理由に保護を受給していた人に加えて、その類型に当てはまらない「その他」の生活困窮世帯、つまり就労可能であるにもかかわらず、失業等によって収入を失ったことで生活保護を受給する人が増加していることを示していると言われています。

単身世帯の増加や少子化など家族のあり方が変容していることに加え、企業構造が変化し、雇用の非正規化が進む中で終身雇用や福利厚生などのセーフティーネットが縮小していること、そして高齢化に伴い年金制度など国の社会保障制度が機能不全を起こしていることも相まって、「最後のセーフティーネット」として生活保護を利用せざるを得ない人が増えているのです。

「農業等就労・社会体験支援事業」の受託

こうした状況を背景に千葉市役所では2010年5月、市長をトップとする部署横断的な「生活保護自立支援強化プロジェクトチーム」が設置されました。そこでの現状分析や具体的対策等の検討結果を受け、2011年4月から始まった新たな支援策のひとつが「千葉市農業等就労・社会体験支援事業」（以下、支援事業）です。

私たち「ワーカーズコープちば」（法人としては企業組合労協船橋事業団）は、稲毛区に「サポートセンター・オアシス」を開設し、千葉市からの委託事業として上記支援事業を運営してきました。この事業は、生活保護受給者の方に就労体験やボランティアのプログラムを提供し、そこに参加することを通じて社会と切り離されて孤立化することを防ぎ、居場所や役割を得ることで自尊意識を持って心身の健康を維持していただくことを目指すものです。

生活保護制度のもとでも、保護受給者は可能な限り就労することが求められますが、現実にはさまざまな理由ですぐに就労することが難しい人も多く、近年は一般就労による経済的自立だけでなく、日常生活自立や社会生活自立を支援して社会とのつながりを結び直す支援が必要だとの認識が高まっています。具体的には、保護世帯の子どもへの学習支援や、孤立しがちな受給者の社会参加支援が国の施策としても取り組まれるようになってきました。

千葉市の今回の支援事業は県内でも初めての取り組みであり、当然私たちワーカーズコープちばにとっても初めての経験です。国のモデル事業として先行的に取り組まれてきた釧路市の事例などからも学び、保護受給

者、市保護課や各区ケースワーカー、受け入れ先のNPO団体などとの関係をひとつずつ積み重ねながらこの10ヶ月ほど事業を進めてきました。面談をして受給者の話を聞く中で、支援事業に参加する以前のさまざまな問題にも関わらざるを得ないケースも多々あります。以下、この事業に参加した3人の方の事例をご紹介します。

【事例】

●Aさん（50代後半男性）

失業し、東京・山谷で声をかけられ千葉市内の無料定額宿泊所に入り保護開始。農業に関心が高く、まず中高年向けの無料農業セミナーを受講していただく。その後、市内のNPO団体が運営する農場を週2・3回ボランティアで手伝うことに。現在は、就職活動をしながら並行して農場の手伝い。就職が見つかれば、農場に畑を借り、空いた時間で自分で耕作したいとの希望を持っている。

●Bさん（30代前半男性）

中学を卒業（但し、ほとんど通学していない）後、母と共に新聞配達をしていたが人間関係が築けず離職。定時制高校にも合格するが進学せず、住み込みの仕事を探す。一度市外の仕事を見つけ転出するが、長時間労働など環境が悪く2ヶ月で戻る。以降8年ほど働いていない。同居の母、姉も問題を抱えており、就労していない。

市内の農家（花卉、野菜）での就労体験に参加。3ヶ月間・週1回継続して通い事業は一旦終了。次のステップに進むため、職業訓練講座への参加を提案するが、通学費や家庭のこともあり決断できない。現在ワーカーズコープちばでアルバイト（不定

期)してもらい、職業訓練に向けた準備をしている。

●Cさん(50代前半女性)

長女出産時に発病。母子家庭で病気を抱えながら働いていたが発作が出て退職。10数年前に保護を受給。以降働いていなかったが、この事業への参加を機に就職を希望。働くリズムを取り戻すために障害者の福祉作業所での軽作業に参加していただくが、病気による体調の管理が難しく、外での就職は断念。自宅でできる仕事を検討することに。

今後の課題

これまでにこの事業に参加した50人ほどの方は皆それぞれに難しい状況を抱えており、この支援事業のみで解決できることはわずかですが、何とか意義のある支援を行いたいと日々試行錯誤しています。次年度以降も私たちはこの事業に取り組んでいく予定ですが、単年度契約で毎年企画提案での選定となるため、継続的な支援の計画を立てにくいことが悩みです。この間見えてきたワーカーズコープちばとして取り組むべき課題について挙げておきます。

1) 中間的就労の場の創出

この支援事業に参加する人の多くは、年齢的・心身の状況的にフルタイムで就労して自立していくことが難しいのが現実です。

むしろ、生活保護を利用しながら自分の可能な範囲で就労や社会参加できる「半福祉・半就労」的な生活スタイルが必要です。ワーカーズコープとして、そのような仕事を千葉市でおこしていくことが最も大きな課題となります。

2) 地域ネットワーク

冒頭にも触れたとおり、貧困や格差といった問題は地域社会の中で意識されることはまだ少なく、受給者は孤立する傾向にあります。この支援事業でボランティア等を受け入れていただいているNPO団体や福祉施設、企業だけでなく、貧困や孤立の問題を地域社会でどのように受け止めていくかが、大きな課題になります。この事業をきっかけとして少しでも地域での支え合いのネットワークづくりにも貢献できればと思います。ワーカーズコープちばとしては次年度、「フードバンク」の活動を立ち上げる予定です。

もはや貧困は誰の隣にもある問題であり、官・民に関わりなく取り組まなければならない課題です。もちろん、政治的な優先課題として貧困に反対するさまざまな声を上げていかなければなりません。同時に地域社会の中に多様な人々の受け皿・参加の場をつくっていくことが、豊かで暮らしやすい社会をつくることにつながるのではないかと思います。

菊地 謙 (日本労働者協同組合連合会理事・ワーカーズコープちば専務理事)

〔プロフィール〕

1992年3月	筑波大学第一学群社会学類卒業
1992年4月	日本労働者協同組合連合会センター事業団入職
2001年7月	協同総合研究所事務局長
2007年7月	ワーカーズコープちば専務理事

シリーズ 千葉の地域紹介 鴨川市



- 人口：36,359人
(平成23年12月1日現在)
- 総面積：191.30km²
- 市の花：菜の花
- 市の木：松
- 市の魚：鯛

「自然と歴史を活かした 観光・交流都市」をめざして

“全国百選のお墨付き” 鴨川が誇る自然美

鴨川市は房総半島の南東部、太平洋側に面し、夏涼冬暖の恵まれた気候と美しく変化に富んだ海岸線、さらに清澄山系や嶺岡山系の豊かな緑に包まれた自然環境と景観を誇るまちです。特に、「前原・横渚海岸」は、弓なりの美しい弧を描くリゾート鴨川のシンボル。「日本の渚百選」にも認定され、海水浴場としてはもちろん、市内最大のイベント「シー

フェスタ」の会場として大いに賑わいます。

一方、里山風景の代表といえば「大山千枚田」。東京から一番近い棚田として県内で唯一「日本の棚田百選」に選ばれており、大小375枚の田んぼが織りなす“日本の原風景”は、四季を通じて多くの観光客やカメラマンを魅了します。



前原・横渚海岸



大山千枚田

シーワールドに名刹古刹 多彩で魅力ある観光資源

市内には全国的知名度を持つ鴨川シーワールドをはじめ、日蓮聖人ゆかりの誕生寺・清澄寺などの名刹古刹、名工“波の伊八”の彫刻が残る神社仏閣が散在。年間400万人を超える観光客を受け入れる宿泊施設も整備されるなど、多彩で魅力ある資源に恵まれています。

充実したスポーツ施設を誇る鴨川市はまた、野球やサッカー、陸上などのキャンプ地・合宿地としても大人気。近年は、県民球団である千葉ロッテマリーンズの秋季キャンプが行われ多くのファンが詰めかけるなど、プロ野球キャンプ地としても知名度も大幅にアップしています。



誕生寺



千葉ロッテマリーンズ鴨川秋季キャンプ

鴨川地域ブランドを全国発信

嶺岡山系の土壌が育む上質の「長狭米」^{ながさまい}や黒潮の恵みを受けた海産物や魚介類。市では現在、これら山海の幸のブランド化を図り全国に向けてPRするほか、地産地消という試みにも積極的に挑戦しています。

鴨川産地域ブランドとして近年、特に注目を集めているのが鮮魚の「船上活メ」^{せんじょういきしめ}です。これは、鴨川沖の定置網で獲れたばかりの魚を船上で血抜き・首折り処理をする手法で、このようにして新鮮さが保たれた産物は、首都圏の市場にも出荷され好評を得ています。

一方、地産地消の試みとして挙げられるのが「おらが井」です。「おらが」とは房州弁で「我が家」の意味で、各店が長狭米や新鮮な野菜・魚介類など地元食材を活用し、趣向を凝らした自慢の「おらが井」を提供しています。



船上活メ

この誌面では、鴨川市の全てを紹介することはできません。ぜひ、市のホームページをご覧のうえ足を運んでいただき、「自然と歴史を活かした観光・交流都市」をめざす鴨川の魅力に触れていただければと思います。

鴨川市ホームページ <http://www.city.kamogawa.lg.jp/JP/>

新聞の切り抜き記事から

研究員 鶴岡 美宏



本欄では、当センターで作成している新聞の切り抜き記事ファイルからその一部を抜粋して紹介しています。

□ **第8分冊**（6月24日～9月23日付け）冒頭の記事は、「**県議会一般質問 答弁要旨**」（千葉日報6.24～25）

平成23年6月の定例千葉県議会における鈴木衛議員他9議員の一般質問と当局の答弁内容を掲載。なお、この議会では当センター会員の湯浅和子、小宮清子両議員も一般質問を行なっている。

「**帰宅困難者11万7,000人 浦安の液状化道路被害 歩道に集中**」（千葉日報6.28）

当センターの理事、民主党千葉県議会議員の天野行雄氏が6月27日、県議会の一般質問で3月11日の大震災時における帰宅困難者及び地域医療などに関する質問を行い、これに対する当局の説明内容が報じられている。

「**県議会一般質問 答弁要旨**」（千葉日報6.28）

引き続き定例千葉県議会における一般質問と当局の答弁内容。質問者は坂下議員ほか7名の議員による。

「**県立東金病院 外科外来診療を休止 医師退職で後任なく**」（毎日6.29）

同病院は東金地域の基幹病院であるため地元住民は不安を抱えているが、同地域では14

年4月を目途に独立行政法人の東金九十九里地域医療センターが開院予定であり、県はその後、県立病院を閉院する方針を示している。

「**検証 熊谷市政 就任2年折り返し**」上・下（千葉日報7.1～2）

千葉日報が、政令指定都市で歴代最年少市長として誕生した千葉市長に当選から2年を振り返り、インタビューを行い同市長にこれからの市政への意気込みなどを訊ねている。

「**全54市町村測定 放射線量全県で基準以下**」（読売7.7）

千葉県が5月末から始めた県内市町村の放射線量の測定結果の発表を報じている。

「**震災を超える県内54市町村アンケート**」上・下（千葉日報7.14～15）

地域防災計画見直し及び庁舎建替え予定に関するアンケートを、千葉日報が千葉県下の各自治体を対象に行ったもの。

「**どうなる松戸市立病院 揺れる建替え問題**」①～⑤（千葉日報7.19～7.23）

病院の現地建替えを主張して昨年当選した松戸市長の苦悩を5回に亘るシリーズで伝えている。

「**勝浦市長に猿田氏 無投票初当選**」（千葉日報7.25）

現職の死去に伴う市長選挙の結果を伝える。

「**地域再生 震災が問う 見えてきた課題**」

1～5（日経7.26～30）

東日本大震災を教訓に地域がどう再生するか、各地の取り組みを5回に亘る特集で克明に追っている。

「自治体財政厳しさ増す」（日経8.6）

地方交付税がなくとも財政運営が可能な不交付団体が、前年度から2割減少して59団体となったことにより、自治体運営の一層の厳しさを伝えている。

「柏市議選 新議員次々決まる」（読売8.8）

8月7日、投開票が行われた柏市の市議会議員選挙の結果を報道。

「成田市入札 最低価格再び『事前公表』汚職で改革『元通り』業者批判」（読売8.9）

成田市が贈収賄事件を受けて最低制限価格の公表を従来の事後から事前に改めることを明らかにしたが、これに対して市内の建設業者から批判の声があがっている。

「東日本大震災 県調査 液状化被害4万2500世帯」（読売8.11）

千葉県は8月10日、先の大震災で県内27市町が液状化による損壊被害を受けたことを県議会の特別委員会に報告した。

「政令市、解体か独立か 地方分権めぐり綱引き」（千葉日報8.13）。

橋下大阪府知事（当時）の大阪都構想や横浜市など政令指定都市が目指す新たな大都市制度などをめぐり、地方分権の改革案が乱立する現在の状況と自治総合研究所の辻山所長のコメントが紹介されている。

「大阪都巡り『秋の陣』11月、市長・知事ダブル選挙も」（日経8.22）

大阪府と大阪市を解体・再編して大阪都の実現を目指す橋下徹知事が、大阪都構想に反対する平松邦夫市長の再選を阻止するため、11月27日に市長選と知事選のダブル選挙を仕掛ける可能性が極めて高いと報道。

「『中房総』売り込め」（朝日8.21）

伊豆半島に中伊豆があるのなら房総半島は「中房総」で売り込もうと市原市などの自治体のトップが中房総宣言を行い、観光地として売り出そうとする動きを紹介している。

「習志野で被災住宅地復興検討会議 特区構想に賛同意見も」（千葉日報8.23）

大震災で液状化被害を受けた習志野市で被災住宅地公民協働型復興検討会議が開かれ、今後実施が予測される同市の調査方針や復興特区の構想が説明された。

「千葉市、URと包括連携 団地再生、まちづくり協力」（読売8.27）。

千葉市が独立行政法人都市再生機構（UR）と包括連携協定を結び、お互いに幅広い分野で協力し合うことにより、団地の再生やまちづくりを進めるというもので政令市では横浜市に次いで2例目。

「県職員ら述べ159人岩手県派遣終了へ」（読売8.29）

東日本大震災で大きな被害を受けた岩手県に対する千葉県及び県内市町村職員による応援派遣が、作業が落ち着いてきたことにより8月末で終わることを伝える。

「浦安市、経済復興を本格化」（日経8.30）

同市は無料で公衆無線LAN（構内情報通信網）が使えるよう浦安商工会議所と連携し、

観光地としての集客能力を高めることにより
経済分野における復興の本格化をめざす。

「東金市 看護師確保へ奨学金 年間100万
円を15人に」(千葉日報9.1)

2014年開院予定の東金九十九里地域医療セ
ンターの看護師を確保するため東金市は、定
例の9月市議会に看護師養成修学資金条例案
を提案した。

「独自の放射線対策続々 住民不安解消急ぐ」
(日経9.7)

松戸市、市川市、柏市など千葉県西部の自
治体が相次いで放射線対策の強化を進めてい
る実態を伝えている。

「千下駄堀移転 市が提案 議会は慎重論相
次ぐ」(千葉日報9.10)は、再び松戸市立病
院立替問題についての報道。

「人口減・転出増 困惑する市長ら」(毎日
9.10)

柏、松戸市、浦安などの東葛地域で、原発
事故や液状化など東日本大震災の影響による
ものと見られる人口の減少や転出の増加を報
じている。

「震災から『3.11』半年」上、中、下(朝日9.12
～9.14)

東日本大震災から半年の節目にあたり3回
に亘る特集を組み、震災の影響と復興の状況
を分析する。

「東日本大震災から半年」上・下(千葉日報9.13
～9.14)

千葉市内における道路や下水道などの復旧
状況や住宅などの液状化被害の対策状況を伝
える。

「明日への備え1～7」(読売9.18～9.25)

千葉県内の防災対策など様々な課題ととも
に、生活再建への苦闘など明日への備えを7
回に亘りシリーズで報道。

「被災地の復興視察 森田知事 まずは我孫
子と香取」(朝日9.21)は、県知事による県
内被災地の復興状況の視察を報道。

「下水道つなぎ減災構想 県の流域下水道と
ネットワーク化」(朝日9.23)は、先の大震
災時に下水道被害が顕著だった習志野市にお
ける今後の対策と県への協力依頼を報じたも
の。

□ **第9分冊**(9月26日～12月7日付け)冒
頭の記事は、朝日新聞社説「新しい公共の
世紀へ 市民の力で社会を変える」(9.26)。

野田首相の所信表明演説にはなかったが、
民主党が政策として提示した「新しい公共」
をもう一度考えたいと提案。

「君津市議選当選者」(千葉日報9.27)

9月25日に投開票が行なわれた君津市会
議員選挙の結果。

「千葉市税徴収懸命 政令市ワーストの
92%」(読売9.29)

市税徴収率の低迷に苦慮する千葉市が、税
徴収の取り組みを強化し不名誉な記録の返上
に懸命な様子を伝える。

「地域再生 震災が問う 安心の備えどこま
で」①～⑤(日経9.27～10.1)

東日本大震災を踏まえ、自治体が防災対策
の見直しに動き始めたことに着目し、防災の
街づくりを5回にわたりシリーズで報道。

「**県議会一般質問 答弁要旨**」(千葉日報10.4～6)

9月の定例県議会における自民党の木下敬二議員や民主党の堀江はつ議員など15名の議員による一般質問と県当局の答弁要旨を掲載。
「**宅地、道路の一体整備検討 市、液状化対策でPT設置**」(千葉日報10.7)

千葉市は東日本大震災液状化現象の対策推進プロジェクトチームを設置し、宅地と道路の一体的な地盤改良などの検討を進める。

「**県議資産平均3002万円**」(読売10.12)

2011年4月の統一地方選で改選された千葉県議92人と千葉市議54人の資産内容の公開。
「**10年度県内54市町村決算 税收违法、強まる国依存**」(千葉日報10.15)

千葉県が県内市町村の普通会計決算と健全化判断比率の概要を発表したもの。

「**地元就職を 奨学金攻勢**」(朝日10.18)

千葉県東金市の城西国際大学が2012年4月に設置する看護学部 of 学生をめぐり、近隣の自治体や病院が奨学金制度をつくり、看護師などの人員確保にしのぎを削る様子を伝える。
「**着陸ルート、騒音被害 県・地元合意遵守求める**」(朝日10.21)

羽田空港再拡張での飛行ルートの変更により、千葉市を中心とした騒音苦情が起きているため県が国に是正を求めているが、解決の見通しは厳しいとのこと。

「**大都市の将来像を語れ**」(毎日社説10.23)

11月27日に投開票される大阪ダブル選挙を控えて、大都市の将来像について深みのある論戦を期待する。

「**液状化再発防止へ連携**」(千葉日報10.24)

千葉県を含む3県13市の被災地首長が浦安市内で意見交換会を開き、東日本大震災液状化対策自治体首長連絡会議を設置した。

「『**改革の一丁目一番地**』**地域主権 どうなった?**」(朝日10.25)は、オピニオン欄10月の政治時評。地域主権と官僚機構をテーマに片山元総務相と東大教授の宇野重規氏との対談を掲載。

「**袖ヶ浦市長出口氏再選**」(読売10.31)

10月30日に投開票が行われた同市長選挙の結果を報道。

「**鎌ヶ谷市 室温19度以上は暖房ダメ 役所の節電 服装から**」(読売11.5)

鎌ヶ谷市が11月からウォームビズを導入し、夏に引続いて冬季の節電対策に取り組み始めたことを紹介している。

「**安心が逃げていく 皆保険半世紀**」1～5(毎日11.4～8)

日本の医療保険制度の実態を深く掘り下げ、5回にわたる特集で国民健康保険などの直面する課題を様々な角度から分析し問題提起を行っている。

「**これが言いたい『市町村に委ねるとサービス劣化』倒錯した理論 条例活用による自治の好機**」(毎日11.10)

民主党衆議院議員の逢坂誠二氏が地域主権改革の本質について熱く語っている。

「**我孫子市議、24人決まる**」(千葉日報11.15)

11月13日に投開票が行われた同市議会選挙の報道。

「**経済活性、耐震化に重点配分へ 収支不足**

は112億円」(千葉日報11.11)

千葉市は2012年度の予算編成方針を発表し、同市が財政健全化に向けて着実に改善の方向にあることを伝えている。

「県来年度予算 財源不足600億円 震災影響し県税減収」(千葉日報11.23)

11月22日に公表された千葉県の2012年度当初予算の編成に伴う各部局の要求状況を報じている。

「橋下維新ダブル選圧勝 市長当選 知事は松井氏」(朝日11.28)。

11月27日に実施された大阪ダブル選挙の結果を報道。

以下は、同選挙の結果を受けての各紙社説を複数収録した。

- ・「大阪維新勝利 おごらず対話と強調を」(朝日社説11.28)
- ・「大阪ダブル選挙 既成政党圧した橋下流」(毎日社説11.28)
- ・「大阪ダブル選 『都構想』 への関門はなお多い」(読売社説11.28)
- ・「橋本旋風 政党は『敗北』 から学べ」(朝日社説11.29)
- ・「大都市制度 腰据えて政党も議論を」(毎日11.29) など。

「病院名変更を打診『東千葉メディカルC』に」(千葉日報11.29)

2014年開業予定の地方独立行政法人東金九十九里地域医療センターの名称について、同センターが病院の名称を東千葉メディカルセンターと変更することを、東金市と九十九里町の議会で議員に提案した。

「千葉市、千葉銀と連携協定 企業誘致強化へ人事交流」(読売12.1)

地域経済の活性化を目的に千葉市が11月30日、千葉銀行が有する店舗網や取引企業の情報を活用して企業誘致を図るため、千葉銀行と協定書を取り交わした。

「女性の正副議長誕生」(千葉日報12.3)

大網白里町議会で12月2日、ともに女性の新議長と新副議長を選出したことを報道。女性の正副議長は、千葉県内では1997年5月、習志野市議会で誕生して以来のこと。

「災害時、帰宅困難者支援 主要駅ごとに対策協議 県、月内に指針作成」(千葉日報12.3)

12月千葉県議会で行われた災害時の帰宅困難者対策についての質問と答弁の内容。千葉県が市町村や鉄道事業者などと連携して具体的な対策を講じるためのガイドラインを作成する方針を明らかにした。

最後は「県議会一般質問 答弁要旨」(千葉日報12.6)

千葉県議会における自民党の秋山光章議員、当センターの会員で民主党の石井宏子議員など10名の県議による質問及び当局の答弁を掲載。

※なお地方自治関連の別冊として、TPPに関する記事を11月10日付よりファイルしたので、会員の皆様の参考として頂ければ幸いです。

今期の入手資料

センターでは、会員の皆様に資料の貸し出しを実施しています。
下記資料等をご入用の会員の方は事務局までご連絡下さい。

また、センターでは、2010年3月末以降分について、千葉県の地方自治に関する記事を中心に新聞の切り抜きを実施しています。ご入用の会員の方は事務局までご連絡下さい。

入手資料	著者	発行元	種類	日付
北海道自治研究 8月 自治体国際政策の展開とその基本的課題		北海道地方自治研究所	情報誌	2011. 9. 5
月刊自治研 9月号 原発災害と自治体		自治研中央推進委員会	情報誌	2011. 9. 7
地方自治京都フォーラム 東日本大震災に係る、京都府の対応状況について		京都地方自治総合研究所	情報誌	2011. 9.12
信州自治研 9月号 自然エネルギーの普及に向けて		長野県地方自治研究センター	情報誌	2011. 9.12
横須賀市財政白書		横須賀地方自治研究センター	報告書	2011. 9.12
基準設定と地方自治	辻山幸宣	自治総研ブックレット	報告書	2011. 9.12
新しい地方自治への挑戦		三重県地方自治研究センター	D V D	2011. 9.12
自治総研 9月号 憲法と地方自治		地方自治総合研究所	情報誌	2011. 9.20
自治研かごしま 9月 自治体議会の現状と改革の課題		鹿児島県地方自治研究所	情報誌	2011. 9.20
福祉という名の「お役所仕事」	結城康博	書籍工房早山	単行本	2011. 9.20
「めだかの学校」の物語	後藤栄子	書籍工房早山	単行本	2011. 9.20
やさしい日経経済用語辞典		日本経済新聞社	辞典	2011. 9.20
北海道自治研究 9月 社会保障と財政に関する改革		北海道地方自治研究所	情報誌	2011.10. 3
ポスト3.11の構想		生活経済政策研究所	報告書	2011.10.11
月刊自治研 10月号 どうするエネルギー政策		自治研中央推進委員会	情報誌	2011.10.11
埼玉自治研 東日本大震災後の課題		埼玉県地方自治研究センター	情報誌	2011.10.11
自治研あいち 32, 33		愛知県地方自治研究センター	情報誌	2011.10.11
大阪都構想Q&Aと資料 自治総研ボックス⑨	澤井 勝	公人社	単行本	2011.10.11
自治総研 10月号 社会保障と税の一体改革と年金制度改革		地方自治総合研究所	情報誌	2011.10.17
日本地方自治の群像第2巻	佐藤俊一	成文堂	単行本	2011.10.17
自治研究ふくしま 東日本大震災復旧・復興について		福島県地方自治研究所	情報誌	2011.10.17
自治研とやま 10月 脱原発特集		富山県地方自治研究センター	情報誌	2011.10.17
信州自治研 10月号 これからの公共サービスを考える		長野県地方自治研究センター	情報誌	2011.10.17
フォーラムおおさか 今こそ具体的行動を		大阪地方自治研究センター	情報誌	2011.10.17
阿波の遍路文化		徳島地方自治研究所	単行本	2011.10.24
銚子市立総合病院休止からリコールへ マイナスからのスタート	後藤毅人	アクセス出版	単行本	2011.10.24
共助と連帯	高木郁郎	第一書林	単行本	2011.10.24
個人の人格の尊重と行政苦情救済	今川 晃	敬文堂	単行本	2011.10.31
とうきょうの自治 参加と民主的合意形成		東京自治研究センター	情報誌	2011.10.31
みやざき研究所だより 延岡市の地域医療に関する取組み		宮崎県地方自治問題研究所	情報誌	2011.10.31
かながわ自治研月報 公契約条例をめぐる全国の動き		神奈川県地方自治研究センター	情報誌	2011.10.31
自治権いばらき 104		茨城県地方自治研究センター	情報誌	2011.10.31
月刊自治研 11月号 復興計画と自治体		自治研中央推進委員会	情報誌	2011.11. 7
地方自治ふくおか 東日本大震災と自治体		福岡県地方自治研究所	情報誌	2011.11.14
市政研究 11秋号 脱原発社会へ、自治体の課題を考える		大阪市政調査会	情報誌	2011.11.14
信州自治研 11月号 信州型事業仕分けに参加して		長野県地方自治研究センター	情報誌	2011.11.17
自治総研11月号 国際比較から見た消費税		地方自治総合研究所	情報誌	2011.11.29
ぐんま自治研ニュース 脱原発と自然エネルギー政策の構築に向けて		群馬県地方自治研究センター	情報誌	2011.12. 5
北海道自治研究 11月 医療と介護を地域でデザインするために		北海道地方自治研究所	情報誌	2011.12. 5
月刊自治研 12月号 冬を越えた被災地		自治研中央推進委員会	情報誌	2011.12. 6
自治研なら 103号 第28回地方自治研究集会報告		奈良県地方自治研究センター	情報誌	2011.12.12
ながさき自治研 52 絆つなごう島原の教訓		長崎県地方自治研究センター	情報誌	2011.12.12
信州自治研 12月号 地質資源を活用したエネルギー施策		長野県地方自治研究センター	情報誌	2011.12.12
自主防災組織活性化による福祉コミュニティ再生の課題と展望		全労災協会	報告書	2011.12.12
自治研やまぐち 山口県にみる裁判員裁判の実態と地域特性		山口県地方自治研究センター	情報誌	2011.12.19
自治研かごしま 12月 福島原発事故と地方自治体の役割		鹿児島県地方自治研究所	情報誌	2011.12.20
自治総研 12月号 大災害時における政治・行政・自治体のあり方		地方自治総合研究所	情報誌	2011.12.21
自治研おかやま 地震の基礎知識を学ぶ		自治研究センターおかやま	情報誌	2011.12.26
自治研ふくい 52 東日本大震災災害ボランティア活動記		福井県地方自治研究センター	情報誌	2011.12.26
地方自治やまがたnewsletter24		山形県地方自治研究センター	情報誌	2011.12.26
自治権いばらき 105 科学の知識を生きるための「知恵」に変える		茨城県地方自治研究センター	情報誌	2011.12.26
自治研ぎふ 101号 今後の治水のあり方について		岐阜県地方自治研究センター	情報誌	2011.12.26

※月刊自治研・自治総研のバックナンバー、取り揃えてあります。

一般社団法人 千葉県地方自治研究センターの概要

一般社団法人 千葉県地方自治研究センターは2009年12月10日に一般社団法人の認可をうけて自治研究をスタートすることとなりました。

当センターでは千葉県における地方自治及び都市問題に関する総合的な調査研究を行うとともに、自治体関係者、学識経験者及び県民の交流によって、地域に根ざした自治体の政策づくりを促進し、地方自治の振興に寄与することを目的とし、諸活動を行います。

基本目標

- I. 公共サービス基本法の制定や地域衰退という新たな状況のもと、公共サービスの再生を目指す。
- II. 地方分権を進めるため、基礎自治体の重要性を高め自治体政策づくりを行う。
- III. 活動の理論的基礎を学び、調査研究、情報発信など研究者や市民、議員、労働組合など幅広い交流研究活動を行う。

会員を募集しています！

1. だれでも会員になれます。
2. 会員は、以下のとおりです。

個人会員・正会員 1口(年額 5,000円) 賛助会員 1口(年額 3,000円)
団体会員・正会員 1口(年額 10,000円) 賛助会員 1口(年額 5,000円)

【※一括支払いをお願いします。】

特典

正会員になると・・・

- ・「自治研センター」機関誌が送付されます。(年3回)
- ・自治研センターの資料が活用でき、調査研究会などに参加できます。
- ・自治研センター主催の学習会・講演会に無料で参加できます。

賛助会員は・・・

- ・「自治研センター」機関誌が送付されます。(年3回)
- ・自治研センター主催の学習会・講演会の案内が送付されます。

●加入申込み書

年 月 日

FAX又はメールにて当センターまでお申込み下さい。

会費の種別	個人会員・・・正会員・賛助会員 団体会員・・・正会員・賛助会員	加入口数	()口
個人 または 団体名	ふりがな	ご住所	〒
職場 (勤務先)			電話 () ファックス () メールアドレス

■お問い合わせは

一般社団法人 千葉県地方自治研究センター

〒260-0026 千葉市中央区千葉港4-4 千葉県労働者福祉センター5階
Tel.043-246-0511 Fax.043-246-3918 E-mail:chiba-jk@ubcnet.or.jp

自治研ちば既刊案内

2010年3月
(創刊号)



- 発刊にあたって
理事長 井下田 猛
- 政権交代と公共サービスの再考
東大名誉教授 大森 彌
- 連載① 数字で掴む自治体の姿
副理事長 宮崎 伸光
- 松戸市パワハラ訴訟の顛末と問題点
弁護士 小川 寛
- 連載「房総の自治鉦脈」
理事長 井下田 猛
- 茂原市夏の風物詩
茂原市 綿沢 輝光

2010年6月
(vol. 2)



- 巻頭言
理事長 井下田 猛
- 検証！民主党政権による社会保障の行方
淑徳大学准教授 結城 康博
- 千葉県一般会計当初予算について
千葉県議 天野 行雄
- 千葉市の平成22年度予算について
千葉市議 三瓶 輝枝
- 連載「房総の自治鉦脈」第2回
理事長 井下田 猛
- 連載② 数字で掴む自治体の姿
副理事長 宮崎 伸光
- 歴史的資源を活用したまちづくり
香取市 吉田 博之
- 公共の担い手
NPO法人子育て支援グループハミングちば

2010年10月
(vol. 3)



- 巻頭言
副理事長 佐藤 晴邦
- 2010年度の地方財政計画と千葉県の財政状況
自治総研 高木 健二
- 銚子市立病院1年8ヶ月ぶりに再開
銚子市議 加瀬 庫蔵
- 小さな自治体の継続に向けて
酒々井町議 川島 邦彦
- 北総鉄道運賃下げと地方自治
鎌ヶ谷市議 藤代 政夫
- 公共の担い手トータル介護サービスアイ
代表 大塚美知雄
- 連載「房総の自治鉦脈」第3回
理事長 井下田 猛
- 連載③ 数字で掴む自治体の姿
副理事長 宮崎 伸光
- 「東洋のドーバー」銚子屏風ヶ浦
銚子市 平野 寛

2010年2月
(vol. 4)



- 巻頭言
研究員 網中 肇
- 第7回千葉県地方自治研究集会
「新しい公共」自治体でどう取り組むか
法政大学法学部教授 名和田是彦
副理事長 法政大学法学部教授 宮崎 伸光
白井市長 横山久雅子
ワーカーズコープちば専務理事 菊地 謙
研究員 網中 肇
- 連載「房総の自治鉦脈」第4回
理事長 井下田 猛
- 連載④ 数字で掴む自治体の姿
副理事長 法政大学法学部教授 宮崎 伸光
- 召しませ！白樺派のカレー
我孫子市役所 嶋田 繁
- 公共の担い手
特定非営利活動法人TRYWARP 代表理事
虎岩 雅明
- 自治研センター事務局より～
事務局長 高橋 秀雄
- 紹介・スクラップブック
「千葉県地方自治関係記事」
理事長 井下田 猛

2011年6月
(vol. 5)



- 巻頭言
副理事長 法政大学法学部教授 宮崎 伸光
- 今、地方議会に問われているもの
自治研センター講演会より
法政大学法学部教授 廣瀬 克哉
- 野田市長、巨大地震と公契約条例を語る
2011年4月15日 野田市役所にて収録
野田市長 根本 崇
理事長 井下田 猛
自治労千葉県本部委員長 佐藤 晴邦
- 〈特集・東日本大震災〉
- 東日本大震災見えてきた課題と今後の対応
銚子市職労 大網 裕弥
- 東日本大震災における浦安市の被災
浦安市市長公室長 中山 高樹
- 連載：数字で掴む自治体の姿
《番外編》：数字で伝わる震災の記録
副理事長 法政大学法学部教授 宮崎 伸光
- 地震・津波・原発震災と緊急提言私案
理事長 井下田 猛
- 平成の大合併とコミュニティの多重化
淑徳大学コミュニティ政策学部教授
佐藤 俊一
- 連載「房総の自治鉦脈」第5回
理事長 井下田 猛
- シリーズ 千葉の地域紹介
発酵の里・健康笑顔のまち こうざき
神崎町役場 浅野 憲治
- 公共の担い手
地域コミュニティの再生に貢献
特定非営利活動法人 VAIC コミュニティア研究所
- 自治体の事業紹介 千葉市の雇用推進事業
元千葉市就労相談員 東出 健治
- 新聞の切り抜き記事から
研究員 鶴岡 美宏
- 読者の声
佐倉市 井原 慶一

2011年10月
(vol. 6)



- 巻頭言 理事 衆議院議員 若井やすひこ
〈特集・東日本大震災〉
- 復興への地方財政の役割
一災害救助をとおして自治体財政を見る一
公益財団法人地方自治総合研究所研究員
菅原 敏夫
- 東日本大震災における習志野市の被災と今後の取組み
習志野市総務部生活安全室長
角川 雅夫
- 香取市長、震災対策を語る
2011年7月28日香取市役所にて収録
香取市長 宇井 成一
副理事長 佐藤 晴邦
事務局長 高橋 秀雄
- 通信部日記 東北の通信部で過ごした7年余
ジャーナリスト 塚本 弘毅
- 千葉県平成23年度補正予算から何を見るか？
理事 千葉県議会議員 ふじしろ政夫
- 連載：「房総の自治鉦脈」第6回
理事長 井下田 猛
- 連載⑤：数字で掴む自治体の姿
副理事長 法政大学法学部教授 宮崎 伸光
- ミクロネシア連邦と日本との交流
NPOミクロネシア振興協会の活動
NPOミクロネシア振興協会事務局長
川崎 正和
- 若者に農業をやってみたいと思われる魅力ある農業を！
八千代市農業委員 黒澤 澄朗
- 公共の担い手
千葉市成年後見支援センターの取組みについて
千葉市成年後見支援センター 所長 根岸 淳一
- シリーズ千葉の地域紹介
市川市 ガーデニング・シティいちかわ
- 新聞の切り抜き記事から (2011年4月6日～6月22日)
研究員 鶴岡 美宏

バックナンバーの申し込みは
当研究センターまで
1部500円

編集後記

今号は公契約条例制定を中心に入札制度についての武藤博己先生の講演録を特集しました。公共サービスを適正に提供するための入札制度の改革は待ったなしです。行財政改革という美名のもと、官製ワーキングプワを多数産み出している現状に対して先生の講演は警鐘を鳴らしています。

千葉県の大震災の被害は液状化現象と放射能汚染という被害をもたらしました。液状化については楡井久先生の講演会を予定していますし、原発問題について井下田先生の前発と地方財政について執筆していただきました。放射能汚染についても今号だけでなく、引き続いて取り上げていく予定にしています。

大阪都構想と橋下市長の公務員バッシングの風が吹き荒れています。住民に直結し公共サービスを直接担う基礎自治体にとってこれらの動きをどう捉えたらよいのか、なにか、マスコミの報道では隠れているような気がします。小泉郵政選挙や、名古屋市の河村市長の減税問題などひとつの方向に一斉に向く日本の民主主義の熟成度が問われています。次回講演会では、大阪問題をとりあげます。

事務局長 高橋 秀雄

次回講演会予告

2012年6月16日（土）15時

千葉県労働者福祉センター4階会議室

講師 澤井 勝氏（大阪市政調査会会長、奈良女子大名誉教授）

橋下市長の大阪都構想など大阪で起きていることを大阪市政調査会会長の澤井先生が地方分権の視点でお話されます。